

新潟市財産白書

平成 26 年 3 月

新 潟 市

目次

第1章 はじめに	1
1-1 背景	1
1-2 目的	1
1-3 財産白書の見方について	2
1-3-1 各章の概要	2
1-3-2 財産白書で述べる公有財産の範囲	2
1-3-3 本財産白書の対象施設	3
1-3-4 施設の利用圏域の分類	4
1-3-5 その他の事項	4
第2章 本市の概要	6
2-1 本市の概況	6
2-1-1 本市の将来推計人口	9
2-1-2 区別の人口予測	11
2-2 各区の概況	14
2-2-1 北区	14
2-2-2 東区	16
2-2-3 中央区	18
2-2-4 江南区	20
2-2-5 秋葉区	22
2-2-6 南区	24
2-2-7 西区	26
2-2-8 西蒲区	28
2-3 財政状況の推移	30
2-3-1 歳入の推移	30
2-3-2 歳出の推移	31
2-3-3 歳出に占める扶助費割合の推移	32
2-3-4 歳出に占める投資的経費の割合の推移	32
2-3-5 基金及び市債残高の推移	33
2-3-6 財政力指数	34
第3章 本市の財産	35
3-1 財産の保有状況	35
3-1-1 固定資産（市全体）の保有状況	35
3-1-2 有形固定資産（普通会計）の保有状況	36
3-1-3 インフラ資産の保有及び管理状況	38
3-1-4 インフラ資産の維持管理計画	40

3-1-5	土地・建物の保有状況	52
3-1-6	公共施設の将来費用予測	59
3-2	政令指定都市との比較	62
3-2-1	土地の保有量比較	62
3-2-2	建物の保有量比較	64
3-2-3	建物の用途別保有量比較	66
3-2-4	類似政令指定都市との比較	70
3-3	区別の建物保有比較	72
3-3-1	圏域別施設の各区比較	72
3-3-2	主な用途分類別施設の各区比較	75

第4章 本市の公共施設の現状と課題 81

4-1	公共施設についての市民意識	81
4-1-1	市が所有する公共施設の利用頻度や交通手段	82
4-1-2	将来の市の人口構成や建物の老朽化による財政負担についての認識	86
4-1-3	今後の施設の改修、建替えについて	86
4-1-4	今後の施設の維持、管理方法	87
4-1-5	将来、市内に必要な施設	87
4-2	施設の収支と利用コスト	88
4-2-1	施設の収支（純経費）	88
4-2-2	公会計から見た施設にかかるコスト	91
4-2-3	施設用途別の利用コスト	92
4-3	施設の用途分類別にみた現状と課題	95
4-3-1	分析の視点	95
4-3-2	コミュニティ施設	103
4-3-3	文化施設	115
4-3-4	社会教育施設	119
4-3-5	スポーツ施設	123
4-3-6	レクリエーション施設	130
4-3-7	保養施設	134
4-3-8	学校教育系施設	135
4-3-9	子育て支援施設	146
4-3-10	高齢福祉施設	159
4-3-11	保健施設	165
4-3-12	その他福祉施設	167
4-3-13	公営住宅	168
4-3-14	その他公共用施設	170
4-3-15	公共用産業系施設	171
4-3-16	庁舎系施設	173

4-3-17	教育系施設	180
4-3-18	その他行政系施設	186
4-3-19	産業研究施設	188
4-4	地域別にみた配置状況・現状・課題	189
4-4-1	北区	189
4-4-2	東区	201
4-4-3	中央区	213
4-4-4	江南区	228
4-4-5	秋葉区	242
4-4-6	南区	255
4-4-7	西区	266
4-4-8	西蒲区	281
4-5	用途別施設状況	294
4-5-1	保有量（人口1人あたり面積）の観点	294
4-5-2	利用状況・コスト状況・老朽化状況・配置状況の観点	294
第5章 今後の財産経営のあり方		300
5-1	今後の公共施設のあり方	300
5-2	今後の取組	301
第6章 巻末資料		302
6-1	本書における圏域区分別施設一覧	302
6-2	公共施設についての市民意識調査資料	303
6-3	コミュニティ施設	306
6-4	文化施設	309
6-5	社会教育施設	310
6-6	スポーツ施設	311
6-7	レクリエーション施設	312
6-8	保養施設	312
6-9	学校教育系施設	313
6-10	子育て支援施設	316
6-11	高齢福祉施設	318
6-12	公共用産業系施設	319
6-13	庁舎系施設	320
6-14	教育系施設	321
6-15	ハードのみの分析を行った施設	322
6-16	特定建築物一覧	324
6-17	公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（案）の概要	325
6-18	施設配置状況	329

6-18-1	コミュニティ施設	329
6-18-2	学校教育系施設	330
6-18-3	子育て支援施設	331
6-19	絶対量分析グラフ	332
6-19-1	コミュニティ施設	332
6-19-2	総合体育施設、屋内体育館、プール	333
6-19-3	小学校	334
6-19-4	中学校	335

第1章 はじめに

1-1 背景

本市は平成 17 年の合併を経て、本州の日本海側最大の都市となり、現在 8 つの区で構成されています。本市の特徴として、市域の広さ、自然環境の豊かさや美しさ、食糧自給率の高さなどのほか、各区域の歴史・文化・産業などが独自の個性を有しており、区づくりをイメージした分権型政令市を進めている中で公共施設の充実を行ってきています。

しかし、郊外の市街化が進むにつれ中心市街地の衰退が続いていること、自動車への依存が進んでいることが挙げられ、多くの市民が公共施設の利用手段として自動車を利用しています。

また多くの自治体と同様、近年は少子高齢化が進みつつあり、世代構成の変化に伴う人口構成の変化に適応した公共サービスのあり方が求められています。さらに、将来の人口減少に伴い労働人口の減少も推定され、税収への影響も少なくないと考えられます。一方では、従来提供していたサービス量が施設によって供給過剰になることも想定されます。

公共施設は、広域合併に伴い目的の類似した施設が近隣に重複設置されている場合や、社会環境の変化によって利用率が低下しているものもあります。また、旧市町村などの事務庁舎の中には、事務の合理化により職員数も減少し余剰となるスペースも多くなっているものもあります。施設の多くは昭和50年代に整備されたものであり、それ以前に整備されたものも含め、今後は、一定期間に大規模改修や建替えが集中することが想定されます。

このような、人口減少による余剰施設の増加と老朽化施設の増大、税収確保の不安が想定されるなか、今後も十分な市民サービスを維持していく必要があります。

1-2 目的

上記の背景を念頭に置き、本市が所有する財産の現状と課題をありのままに示すことを目的として、新潟市財産白書を作成します。本白書で明らかとなった課題を解決すべく、全市的な視点で、将来の公共施設の望ましいあり方を検討していきます。

1-3 財産白書の見方について

1-3-1 各章の概要

第1章は、導入部として本白書作成の背景、目的及び本白書の見方と掲載資料などについて述べます。

第2章は、本市の概要として、市全体や各区の概況、人口予測（将来推計人口）、財政状況の推移について述べます。

第3章は、本市の財産（固定資産）のすがたとして保有状況と推移を述べます。なお、インフラ資産については、専門性が高いため、担当部署で資産ごとに計画を策定していますが、本白書でも概要を説明します。また、公有財産について他都市との比較として政令指定都市間、類似都市（静岡市、浜松市）と土地、建物の保有量などについて比較します。さらに、区別の建物保有比較を行います。

第4章は、市政世論調査の結果（抜粋）から納税者としての市民意識をご紹介します。また、施設用途別や地域別に利用やコストの現状を分析し、課題を抽出します。

第5章は、前章までの課題から今後の公共施設のあり方や、今後の取り組み方を述べます。

第6章は、巻末資料を掲載します。

1-3-2 財産白書で述べる公有財産の範囲

表 1-1 全市の公有財産と本白書の範囲

財産名	会計等	財産名・事業名など	財産白書の内容	
土地・建物	一般会計 ・特別会計 (道路、橋梁を除く)	行政財産	第3章	保有状況・推移、将来費用予測、政令指定都市との比較、区別施設比較
			第4章	コスト・利用状況の施設用途別、地域別分析
		普通財産	第3章	保有状況・推移
	企業会計	病院事業	第3章	保有状況
		水道事業	第3章	保有状況・推移、個別計画の概要
		下水道事業	第3章	保有状況・推移、個別計画の概要
インフラ資産		道路	第3章	保有状況・推移、個別計画の概要
		橋梁	第3章	保有状況・推移、個別計画の概要
		公園	第3章	保有状況・推移、個別計画の概要
その他の資産		上記以外の有形・無形財産	対象外	

※特別会計については、土地・建物を所管する事業を上げています。

1-3-3 本財産白書の対象施設

- ・本白書の施設用途による分類と対象施設は、表 1-2 のとおりとします。
- ・施設用途による分類は、総務省の用途分類に準拠しました。
- ・企業会計、消防、清掃施設などは、個別の検討が必要なため除きました。
- ・単独小規模な施設などについては、一部調査対象外としました。
- ・表 1-2 に調査対象となる延床面積の条件を付記しました。
- ・上記により、本白書の調査施設は 752 施設、約 230 万㎡となり、全市施設の施設数で約 40%、延床面積で約 90%となっています。

表 1-2 財産白書の対象施設

会計名	大分類	中分類	小分類	対象	対象条件	対象施設数	備考		
一般会計	公共用施設	市民文化系施設	コミュニティ施設	1 市民会館	○	無	7	市民会館、市民プラザなど	
				2 コミュニティセンター	○	無	30		
				3 コミュニティハウス	○	無	12		
				4 地区公民館	○	無	23		
				5 公民館	○	無	36		
				6 地区集会場	○	無	23		
			文化施設	7 文化会館	○	無	4		
				8 美術館	○	無	3		
				9 博物館	○	無	3		
				10 資料館	○	無	18	資料館、記念館など	
		社会教育施設	11 図書館	○	500㎡以上	13			
			12 生涯学習施設	○	500㎡以上	6	ゆう学館、学習館など		
			13 総合体育施設	○	無	8			
			14 屋内体育施設	○	500㎡以上	16			
			15 屋外体育施設	○	500㎡以上	7			
			16 プール	○	無	5			
		スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	17 キャンプ場	○	200㎡以上	3		
				18 観光施設	○	無	8	水族館など	
			レクリエーション施設	19 保養施設	○	無	4	温泉入浴施設など	
				20 小学校	○	無	113		
	21 中学校			○	無	57			
	22 高等学校			○	無	2			
	23 中等教育学校			○	無	1			
	24 幼稚園			○	無	11			
	25 特別支援学校			○	無	2			
	26 保育園			○	無	88			
	子育て支援施設	子育て支援施設	27 ひまわりクラブ	○	200㎡以上	13			
			28 児童館	○	無	12			
			29 子育て支援センター	○	200㎡以上	7			
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	30 デイサービスセンター	○	無	19			
			31 老人憩の家	○	無	30			
			32 老人ホーム	○	無	2			
			33 その他高齢者福祉施設	○	無	17	高齢者生きがいルームなど		
		保健施設	34 保健福祉センター	○	無	8			
			35 健康センター	○	無	16			
			36 障がい福祉施設	○	500㎡以上	4			
			37 社会福祉施設	○	500㎡以上	3	社会福祉センターなど		
	公営住宅	公営住宅	38 母子生活支援施設	対象外					
			39 公営住宅	○	無	55	団地単位を1事業所とした		
	その他公共用施設	公園	公園施設	40 公園施設	対象外				
				41 公衆トイレ	対象外				
		その他公共用施設	その他公共用施設	42 公共用農業施設	○	500㎡以上	0		
				43 畜場	○	無	5		
				44 墓苑	○	500㎡以上	0		
				45 その他公共用施設	○	500㎡以上	0	市民活動支援センターなど	
				46 港施設	対象外				
			公共用産業系施設	公共用産業系施設	47 勤労者会館	○	無	4	
					48 その他公共用産業施設	○	500㎡以上	4	産業振興センターなど
					49 本庁舎	○	無	4	
	公用施設	行政系施設	庁舎系施設	50 区役所	○	無	8		
				51 出張所	○	無	14		
				52 連絡所	○	無	10		
			消防施設	53 民間借上げ事業所	○	500㎡以上	0		
				54 消防署	対象外				
				55 消防出張所	対象外				
			教育系施設	56 その他消防施設(分団・倉庫・車庫)	対象外				
				57 教育センター	○	無	7	教育相談センターなど	
				58 給食センター	○	無	14		
				その他行政系施設	59 福祉施設(事務所系)	○	500㎡以上	1	児童相談所
		60 保健所			○	無	3		
		61 防災施設(倉庫系)	対象外						
		その他公用施設	その他公用施設	62 その他行政系施設	○	500㎡以上	8	食肉衛生検査所など	
				63 清掃施設	対象外				
				64 環境施設	○	500㎡以上	1	環境衛生研究所	
				65 公用車庫倉庫	対象外				
				66 職員住宅	○	無	0		
				67 産業研究施設	○	無	1	新津地区グリーンセンター	
	68 インフラ施設			対象外					
	69 産業系施設			対象外					
	70 市民病院、上下水道事業	対象外							
特別会計	産業系施設	産業系施設	70 市民病院、上下水道事業	対象外					
企業会計	企業会計	企業会計	70 市民病院、上下水道事業	対象外					
		計				773			

※この分類表は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。
 ※調査施設数は対象条件により調査した施設数です。
 ※対象条件にある数値は、施設で使用する建物の総床面積(㎡)としました。
 ※小分類38は、施設の性質上、非公表の施設であることから対象外としました。
 ※小分類40.46.63.68は、インフラ系施設のため対象外としました。
 ※小分類41.56.61.65は、面積規模が小さいものが多いことから対象外としました。
 ※小分類54.55.69.70は、専門部署で計画的な管理を進めているため対象外としました。
 ※施設の分類及び調査対象については、次年度以降見直す可能性があります。
 ※対象施設数は773施設ですが、条例が重複している施設が21施設あり、調査施設数は752施設です。

1-3-4 施設の利用圏域の分類

- ・本白書では、施設の有効活用を進めるため施設性能や目的を考慮し、利用圏域（以降圏域）に応じて3つの区分にわけています。
- ・本白書の施設ごとの圏域については、表 1-3 によります。（巻末の圏域別施設の一覧参照）

表 1-3 施設の利用圏域

圏域区分	圏域	摘要要件	施設例
I	全市	市を代表する施設の中から利用状況や規模などから分類した。	市民芸術文化会館、美術館、歴史博物館、陸上競技場、水族館、食育・花育センター、本庁舎、高等学校、保健所など
II	区または複数区 (2~3区程度)	区を代表する施設の中から利用状況や規模などから分類した。また、配置により利用者が、隣接区にまたがる施設についても区分IIとした。	市民会館、中央公民館、中央図書館、西総合スポーツセンター、西海岸公園市営プール、区役所など
III	上記以外	I及びII以外の地域に密着した施設について分類した。	コミュニティセンター、公民館、地区集会場、図書館、小中学校、幼稚園、保育園、老人憩の家、出張所、連絡所、給食センターなど

※公営住宅は圏域区分の対象外とします。

1-3-5 その他の事項

- 本白書で用いた引用資料について
 - ① 国勢調査
 - ② 将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）
 - ③ 各自治体公表資料（政令指定都市）
- 時点について

各表及びグラフ図に用いた出典根拠の時点については、それぞれの欄外に記載します。それ以外のは平成24年度の最新とします。
- 各表の端数処理について

端数処理の関係で合計値が合わない箇所があります。

第2章 本市の概要

本市は平成13年に黒埼町と平成17年3月に近隣12市町村（新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村）と合併、さらに同年10月には巻町と合併し、平成19年4月に本州日本海側初の政令指定都市となりました。東西延長は、約42.4キロメートル、南北延長は、約34.9キロメートル、行政面積は726.10平方キロメートルです。

2-1 本市の概況

人口	全体※1	811,901人
	DID地区※1	583,329人(71.8%)
面積	全体	726.10 km ²
	DID地区※1	103.44 km ² (14.2%)
	市街化区域面積	128.94 km ²
交通	主要道路	国道7, 8, 49, 113, 116, 402, 403, 460号 北陸自動車道 日本海東北自動車道 磐越自動車道
	鉄道	JR上越新幹線, 信越本線 羽越本線, 白新線 越後線, 磐越西線
	その他	新潟空港 新潟西港・東港
土地	行政財産	1,587.15 万m ² ※2
	普通財産	539.01 万m ² ※2
建物	行政財産	265.22 万m ² ※2
	普通財産	7.64 万m ² ※2



新潟市の位置



区の配置

※1 平成22年国勢調査

※2 平成24年度末公有財産現在高

【DID地区】

人口集中地区のことです。国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1)原則として人口密度が1km²あたり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域を「人口集中地区」としています。（総務省統計局による定義）

人口予測			
人口	H22 国勢調査	H52 将来予測	増 減 【増減率】
全 体	81 万 2 千人	→ 66 万 8 千人	▲14 万 4 千人 【▲18%】
高 齢 者	18 万 9 千人 (23%)	→ 24 万 9 千人 (37%)	6 万人 【 32%】
生産年齢	52 万人 (64%)	→ 35 万 6 千人 (53%)	▲16 万 4 千人 【▲32%】
年 少	10 万 3 千人 (13%)	→ 6 万 3 千人 (9%)	▲ 4 万人 【▲39%】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全人口は 18%減少し、政令市中第 15 位から第 16 位となります。 ・ 高齢者人口は 32%増加し、高齢者割合は 23%から 37%となり、高齢者 1 人を支える生産年齢人口の割合が 2.8 人から 1.4 人となります。 ・ 社会基盤を支える生産年齢人口は、52 万人から 35 万 6 千人に約 16 万 4 千人 32%の減少が予測され、これに伴い担税力が弱まり税収の減少が懸念されます。 ・ 年少人口は 39%減少し、年少割合は 13%から 9%と少子化が進行します。 			
土地利用の状況			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 19 年に政令指定都市移行と併せ 8 区の行政区を設置し、それぞれの地域特性を活かした街づくりを進めています。 ・ 旧新潟市域を主とする中央区、東区、西区は約 170 k m²で全面積の約 23%ですが、全人口の約 60%が集中しています。 ・ 市域には信濃川、阿賀野川の二大大河をはじめとする中小河川が多くあり、豊かな田園地帯を形成しています。 			
交通			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道は、上越新幹線のほか信越本線、越後線、白新線などの主要な路線があり、人・物流などの結節点としての機能を発揮しています。 ・ 空路の新潟空港、海路の新潟西港・東港があり、国内外との物流拠点となっています。 ・ 道路は、関東、北陸、東北方面を結ぶ高速道路をはじめ、国道 7 号・8 号新潟バイパス、国道 49 号亀田バイパス、国道 116 号新潟西バイパスなど主要な国道が立体交差で連携し配置されています。また、バイパス各所に国道 113 号、403 号新津バイパスや主要な地方道が接続しており縦横に道路網が整備され、自動車による移動が非常にスムーズになっています。 ・ 市内中心部は、バス路線が発達し市民の足として利便性の高い交通手段となっていますが、周辺地域の農村部ではバス路線も少ないことから市が委託する区バスの運行を進めています。 			
公共施設			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市が保有する公共施設の延床面積は 265.22 万 m²です。(平成 24 年度末) ・ 施設は、旧市町村ごとに保有していた庁舎や体育館等、多種多様な施設が混在しており、中には目的が重複しているもの、社会環境の変化によって利用率が低下しているものもあります。 ・ 本市が保有する施設は昭和 50 年代に整備されたものが多く、それ以前に整備されたものも含め、今後は一定期間に大規模改修や建替えの必要性が集中することが想定されます。 			

【本白書で取り扱う将来推計人口について】

本白書における本市の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所が平成 25 年 3 月に公表した数値を採用します。

国立社会保障・人口問題研究所は、厚生労働省に設置された国立の政策研究機関であり、平成 8（1996）年に、厚生省 人口問題研究所と特殊法人 社会保障研究所との統合によって設立されました。国立社会保障・人口問題研究所では人口研究や社会保障研究などをはじめ多方面における調査研究を行い、その研究成果は、国・地方公共団体はもとより、さまざまな分野において基礎的資料として用いられています。

公表資料につきましては、国立社会保障・人口問題研究所のトップページから「将来推計人口・世帯」へ進んでください。

区別の将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所では推計に必要な行政区別のデータが得られないため推計していません。そのため、国立社会保障・人口問題研究所が公表している本市の将来推計人口を基に、コーホート要因法※により独自で算出した区別の将来推計人口を補正した数値を採用することとします。

なお、本白書における区別の人口予測は、千人単位とし端数整理の関係で合計値が合わない箇所があります。

※コーホート要因法とは：

コーホート（同じ時期に出生した集団）の加齢に伴う人口増減の要因である出生（出生率）、死亡（生残率）、社会移動（純移動率）をそれぞれ個別に推計し、その結果を積み上げることによって、将来における人口を推計する方法であり、国立社会保障・人口問題研究所をはじめ多くの自治体で採用されています。

※ この将来推計人口は、人口減少をできるだけゆるやかにするための施策の効果などは反映されていません。

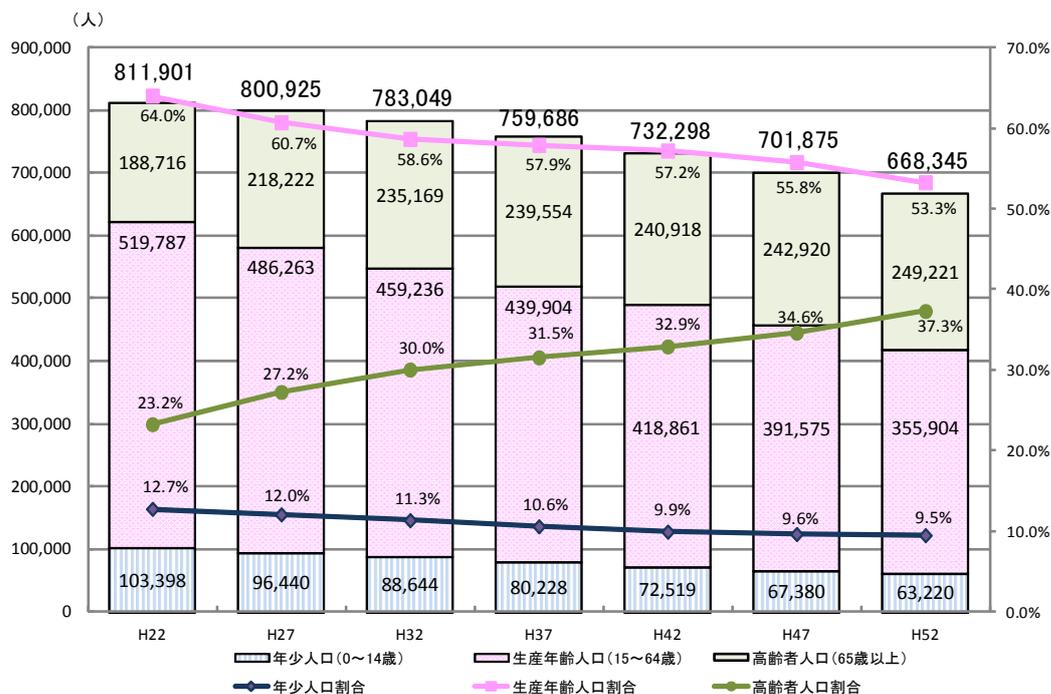
2-1-1 本市の将来推計人口

- 本市の将来推計人口は平成 22 年現在の 811,901 人から 30 年後の平成 52 年には 67 万人を割り込み (668,345 人) 約 14 万 4 千人減少 (約 18%減) すると見込まれています。
- 年齢構成別人口割合のうち、年少人口割合は、平成 22 年現在の 103,398 人 (12.7%) が、平成 52 年には 63,220 人 (9.5%) まで減少 (約 39%減) し、高齢者人口割合は平成 22 年現在の 188,716 人 (23.2%) が、平成 52 年には 249,221 人 (37.3%) まで増加 (約 32%増) すると見込まれており、少子高齢化が一層進むと予測されています。
- また、生産年齢人口の割合は、平成 22 年現在の 519,787 人 (64.0%) が、平成 52 年には 355,904 人 (53.3%) まで減少 (約 32%減) になることが見込まれており、これに伴う税収の減少や、住宅需要の減少による地価の下落等の影響が想定されます。

表 2-1 本市の将来推計人口 (総数・3 区分構成)

		平成 22 年	平成 52 年	増減数	増減率
市 全 体		811,901 人	668,345 人	▲143,556 人	▲18%
内 訳	高齢者 (65~)	188,716 人	249,221 人	60,505 人	32%
	生産年齢	519,787 人	355,904 人	▲163,883 人	▲32%
	年 少 (~14)	103,398 人	63,220 人	▲40,178 人	▲39%

図 2-1 本市の将来推計人口 (総数・3 区分構成)



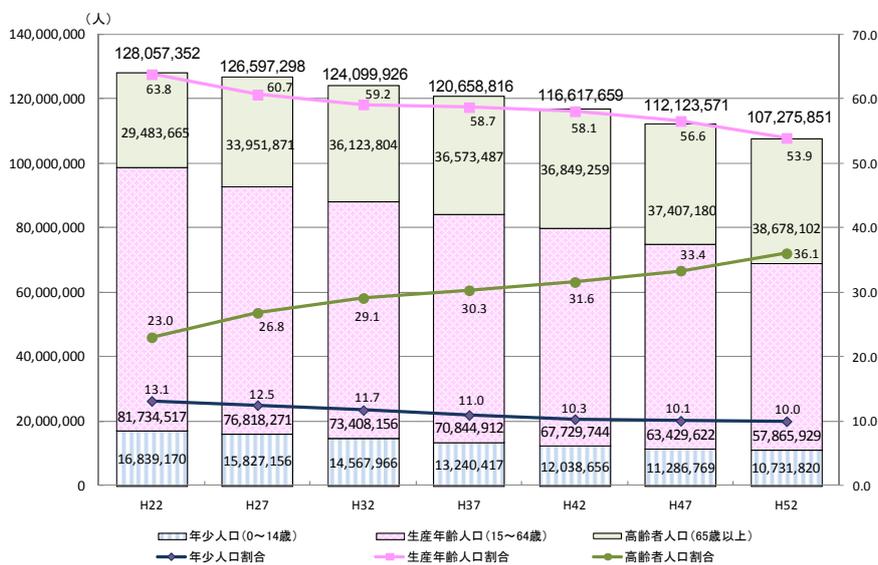
資料：日本の地域別将来推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所、平成 25 年 3 月) をもとに作成

【参考】

表 2-2 全国の将来推計人口（総数・3区分構成）

		平成 22 年	平成 52 年	増減数	増減率
全 国		128,057,352 人	107,275,851 人	▲20,781,501 人	▲16%
内 訳	高齢者（65～）	29,483,665 人	38,678,102 人	9,194,437 人	31%
	生産年齢	81,734,517 人	57,865,929 人	▲23,868,588 人	▲29%
	年 少（～14）	16,839,170 人	10,731,820 人	▲6,107,350 人	▲36%

図 2-2 全国の将来推計人口（総数・3区分構成）

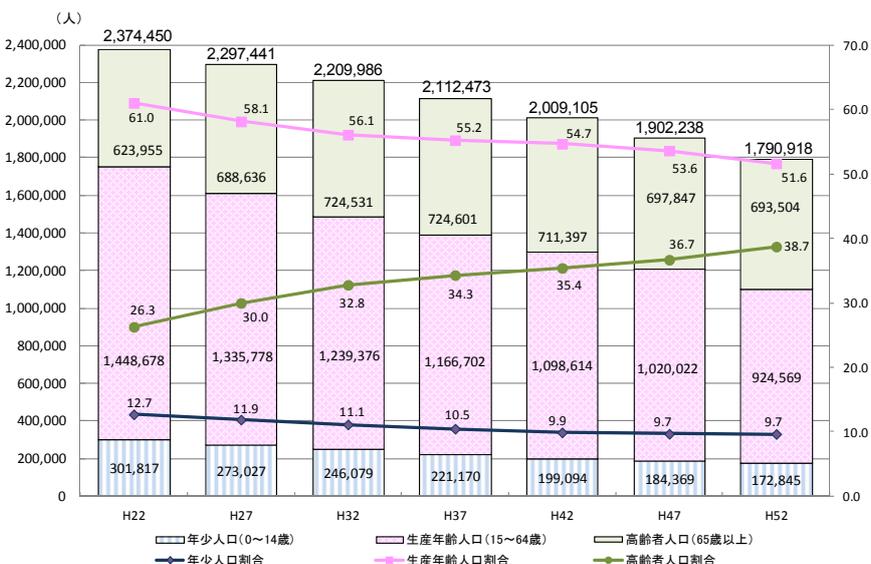


資料：日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成 25 年 3 月）をもとに作成

表 2-3 新潟県の将来推計人口（総数・3区分構成）

		平成 22 年	平成 52 年	増減数	増減率
県 全 体		2,374,450 人	1,790,918 人	▲583,532 人	▲25%
内 訳	高齢者（65～）	623,955 人	693,504 人	69,549 人	11%
	生産年齢	1,448,678 人	924,569 人	▲524,109 人	▲36%
	年 少（～14）	301,817 人	172,845 人	▲128,972 人	▲43%

図 2-3 新潟県の将来推計人口（総数・3区分構成）



資料：日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成 25 年 3 月）をもとに作成

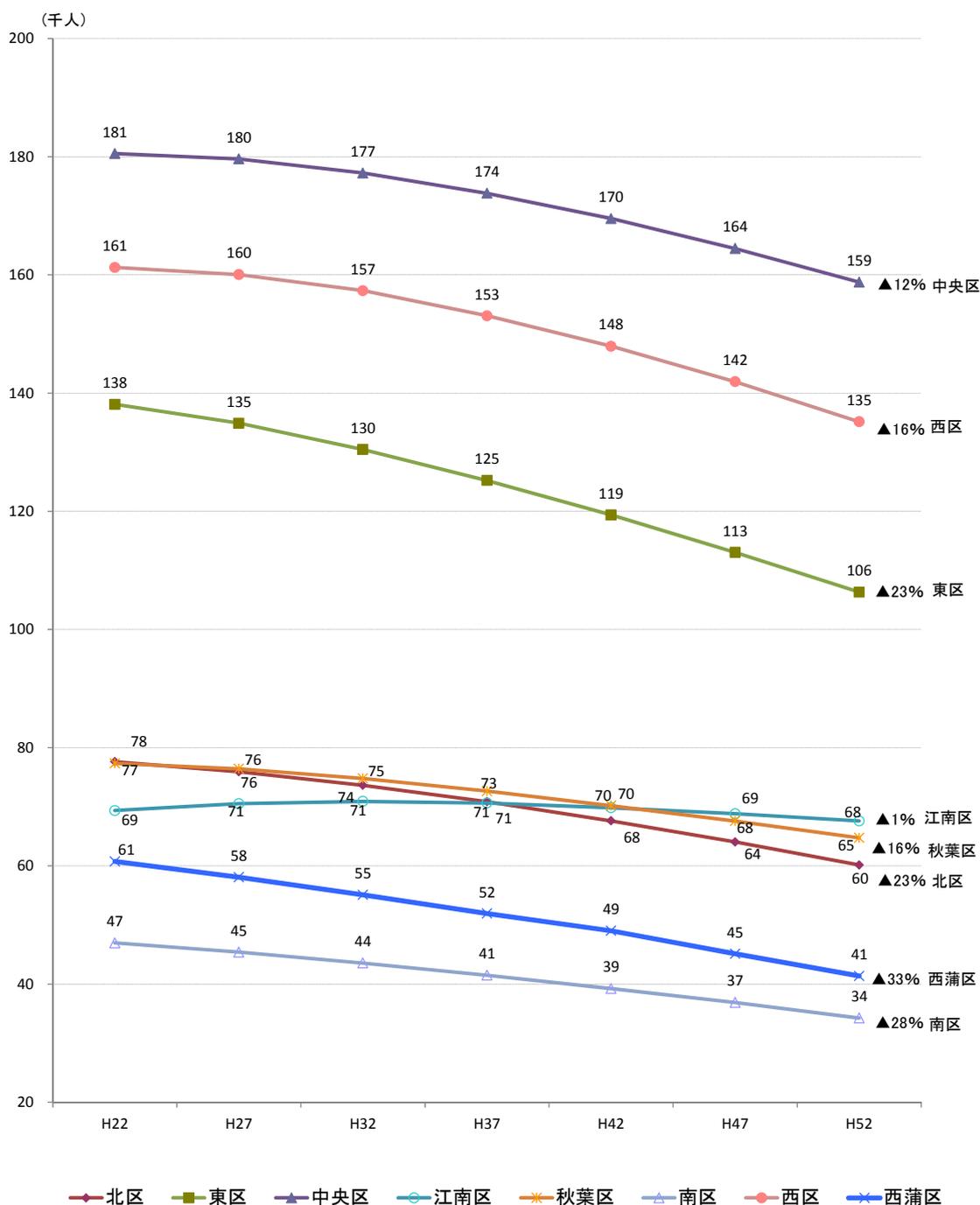
2-1-2 区別の人口予測

- ・各区を見ると、江南区以外は、今後人口は減少すると予測されています。
- ・特に減少の度合いが大きいのは西蒲区、南区、北区、東区となっています。

表 2-4 区別の減少見込 (H22~H52) ~ 本市の人口予測から試算

10%未満	10~15%	15~20%	20~25%	25%以上
江南区(▲1%)	中央区(▲12%)	秋葉区(▲16%)	北 区(▲23%)	南 区(▲28%)
		西 区(▲16%)	東 区(▲23%)	西蒲区(▲33%)

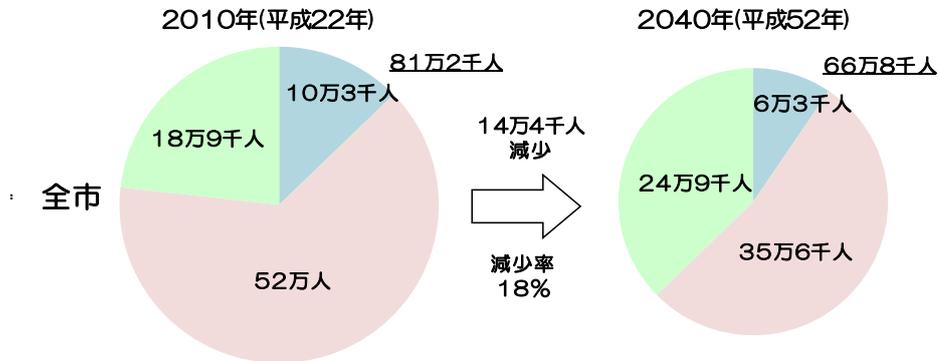
図 2-4 区別の人口予測 (総数・人口減少率)



本市の将来推計人口を世代構成別で示すと次のようになります。

・本市の将来推計人口（3区分構成）

図 2-5 本市の将来推計人口（3区分構成：全市）



・区別の人口予測（3区分構成）

図 2-6 区別の人口予測（3区分構成：北区・東区・中央区）

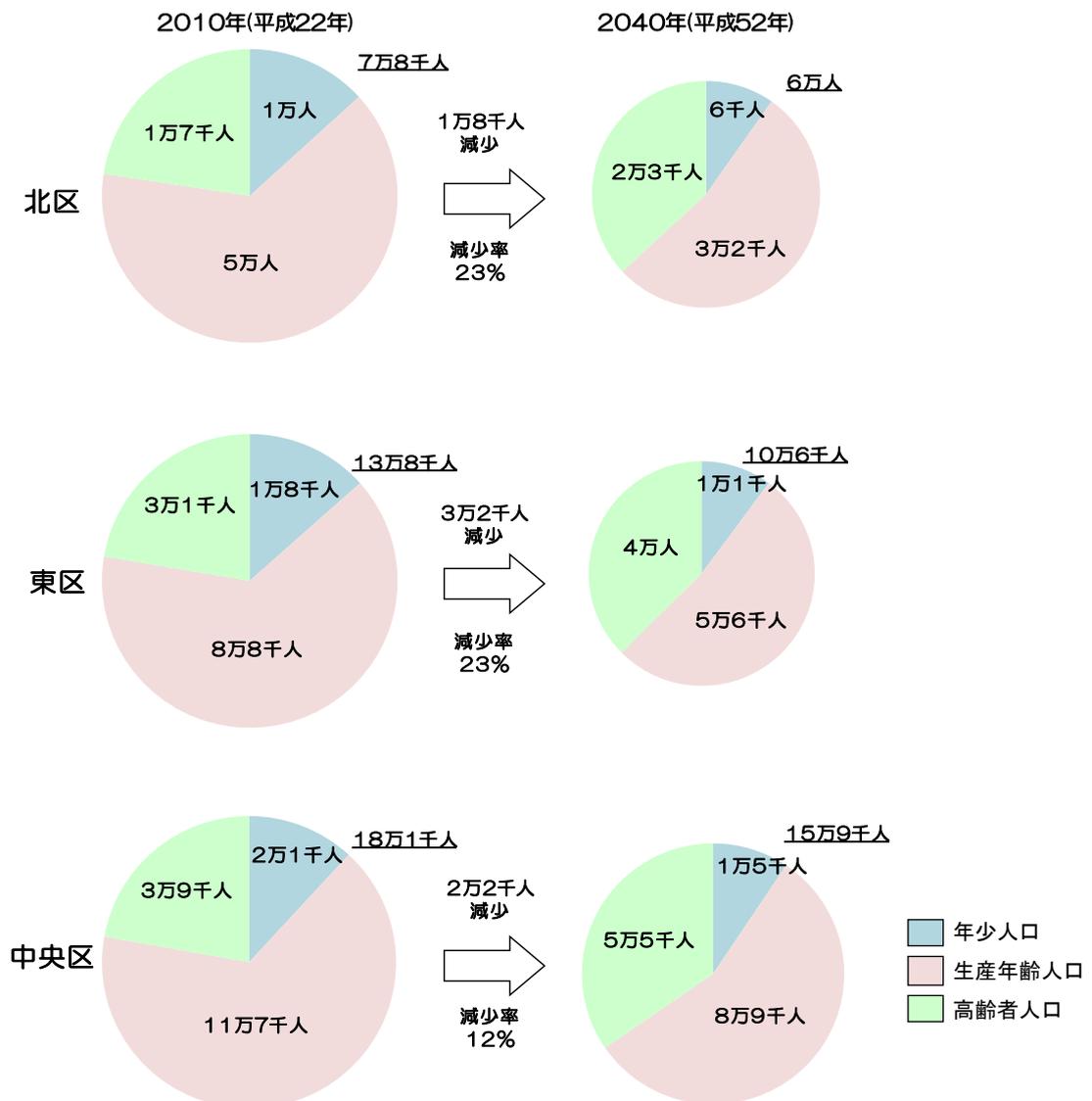
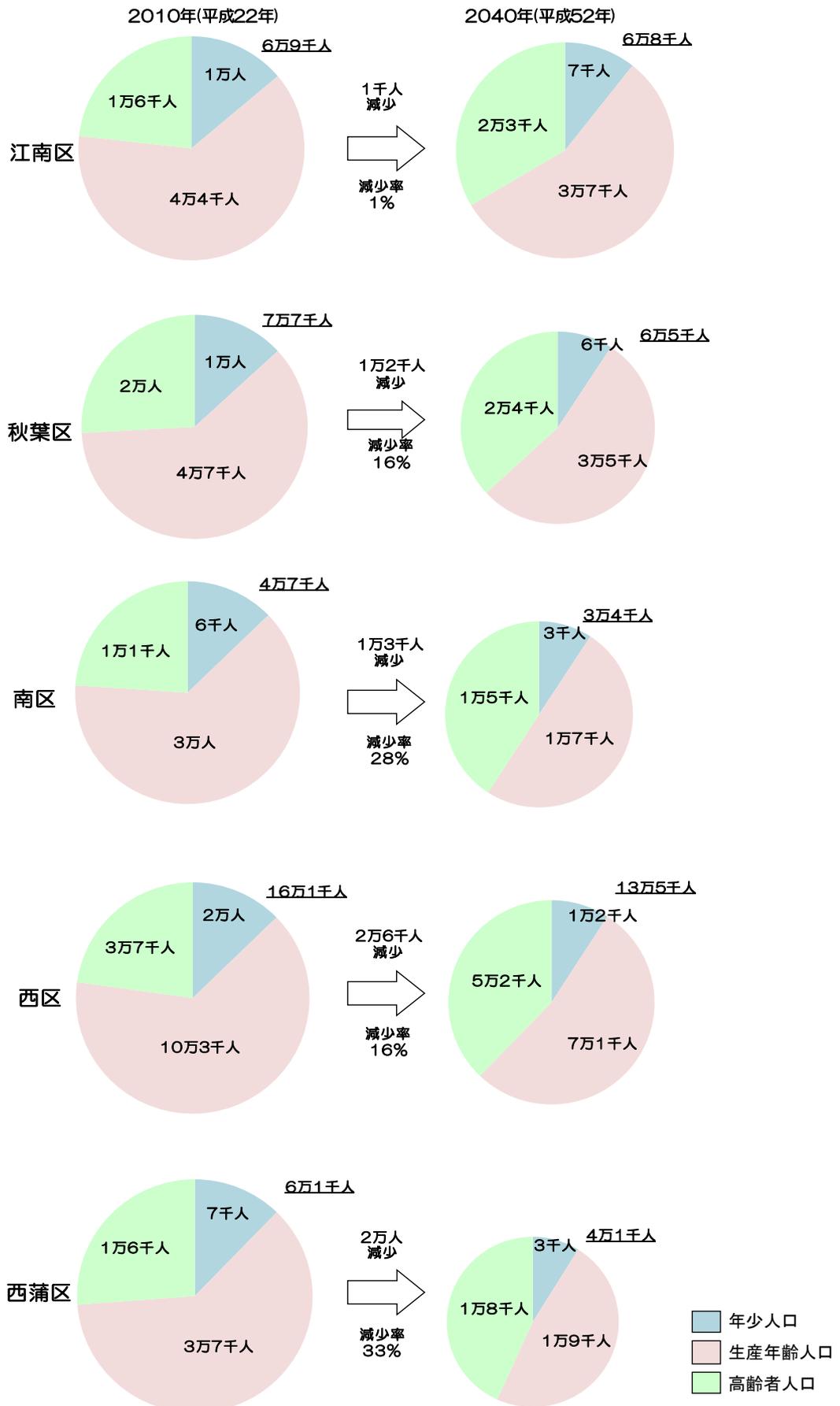


図 2-7 区別の人口予測

(3区分構成：江南区・秋葉区・南区・西区・西蒲区)



2-2 各区の概況

2-2-1 北区

人口	全体※	77,621 人
	DID地区※	40,559 人(52.3%)
面積	全体※	107.92 km ²
	DID地区※	7.27 km ² (6.7%)
交通	主要道路	国道 7,113 号 日本海東北自動車道
	鉄道	JR 白新線
	その他	新潟東港

※平成 22 年国勢調査

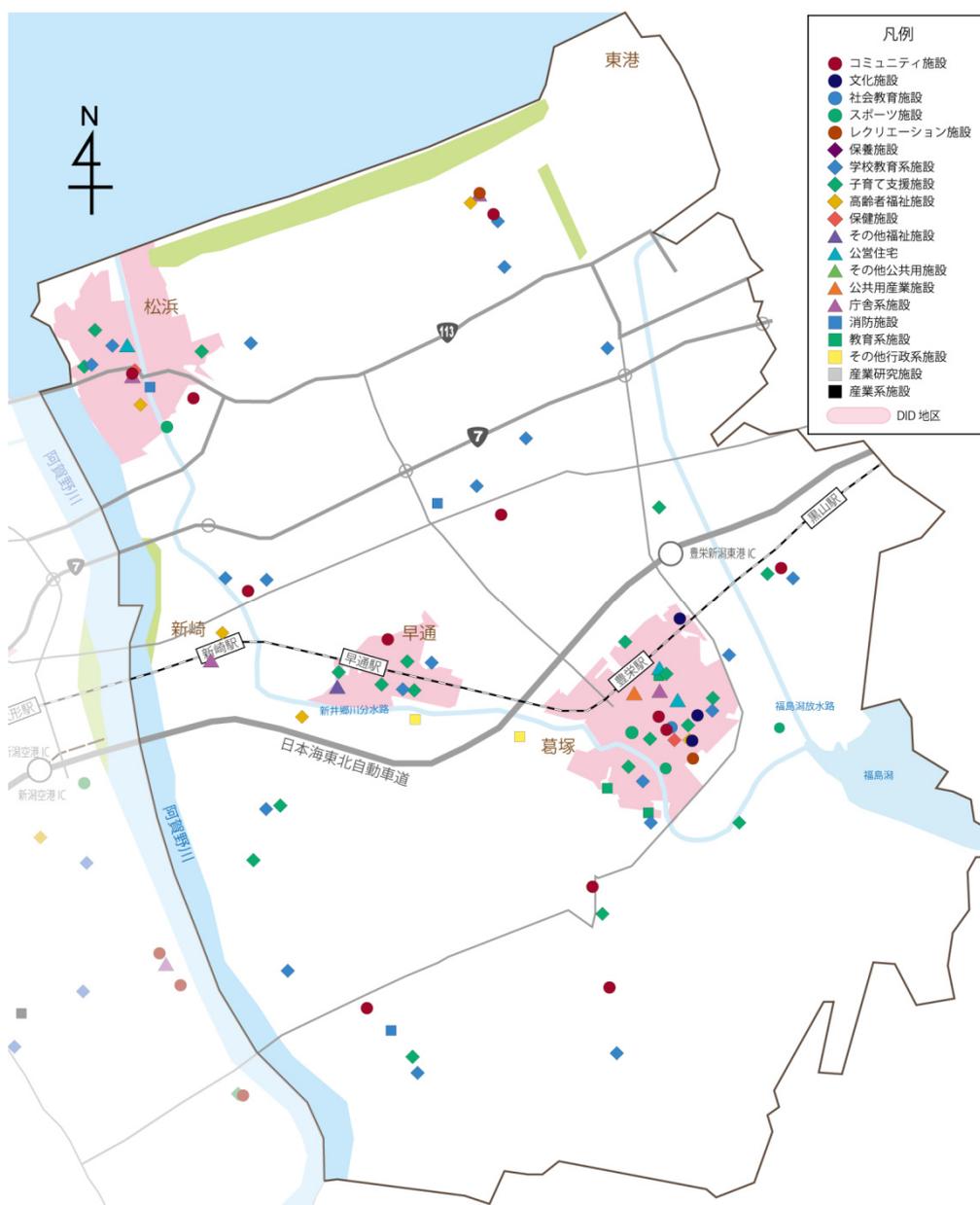
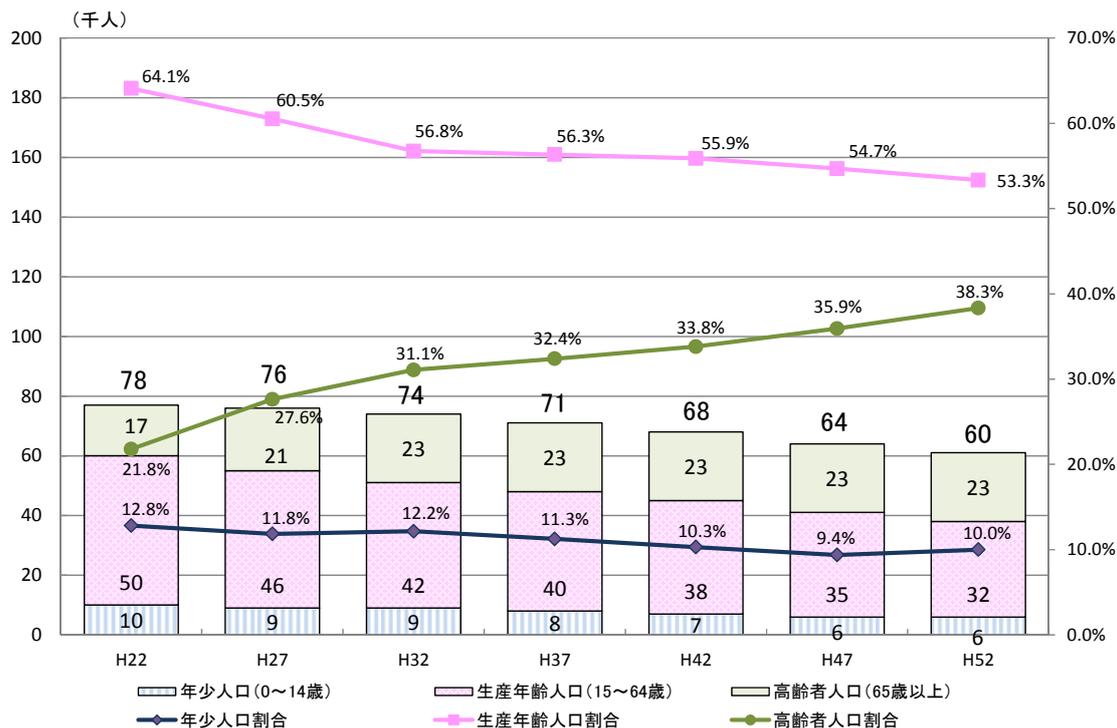


図 2-8 北区の人口予測（総数・3区分構成）



人口予測			
人口	H22 国勢調査	H52 将来予測	増減【増減率】
全体	7万8千人(10%)	6万人 (9%)	▲1万8千人【▲23%】
高齢者	1万7千人(22%)	2万3千人(38%)	6千人【35%】
生産年齢	5万人 (64%)	3万2千人(53%)	▲1万8千人【▲36%】
年少	1万人 (13%)	6千人(10%)	▲4千人【▲40%】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全人口は23%減少し、市内に占める人口割合は南区、西蒲区につづいて低くなり9%に減少します。 ・ 生産年齢人口は36%減少し、西蒲区、南区につづいて減少率が高いです。 			
土地利用の状況			
<ul style="list-style-type: none"> ・ J R白新線沿いの豊栄駅、早通駅周辺と国道113号沿いの松浜地区に市街地が集中しており、新潟東港周辺には大規模な工業地域が、その他の地域はほとんどが農地となっています。 ・ 市中心部への交通アクセスが良いため、ベッドタウンの機能を果たしています。 			
交通			
<ul style="list-style-type: none"> ・ J R白新線の停車駅が4駅あり、約20分に1本の割合で運行しています。 ・ 国道2本、高速道路1本のほか、主要地方道が縦横に通っており、市中心部とは阿賀野川を挟んで6本の架橋によりつながっています。 ・ J R路線のない松浜地区などは市中心部からのバス路線が充実しています。 ・ 区北部方面から新崎駅間と豊栄駅・文化会館間は住民バス、区バスが運行されていますが、区南部方面からJ R各駅までの公共交通機関はありません。 			
公共施設			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な公共施設は、葛塚（豊栄駅周辺）地区に北区文化会館を始め、豊栄地区公民館、豊栄図書館などがあり、松浜地区には、北出張所、北地区公民館、公営住宅などが配置されています。 ・ 小中学校や子育て支援施設は人口の少ない地区にも設置されています。 			

2-2-2 東区

人口	全体※	138,096 人
	DID地区※	129,306 人(93.6%)
面積	全体	38.77 km ²
	DID地区※	25.81 km ² (66.6%)
交通	主要道路	国道 7,113 号 日本海東北自動車道
	鉄道	JR 信越本線、白新線
	その他	新潟空港 新潟西港

※平成 22 年国勢調査

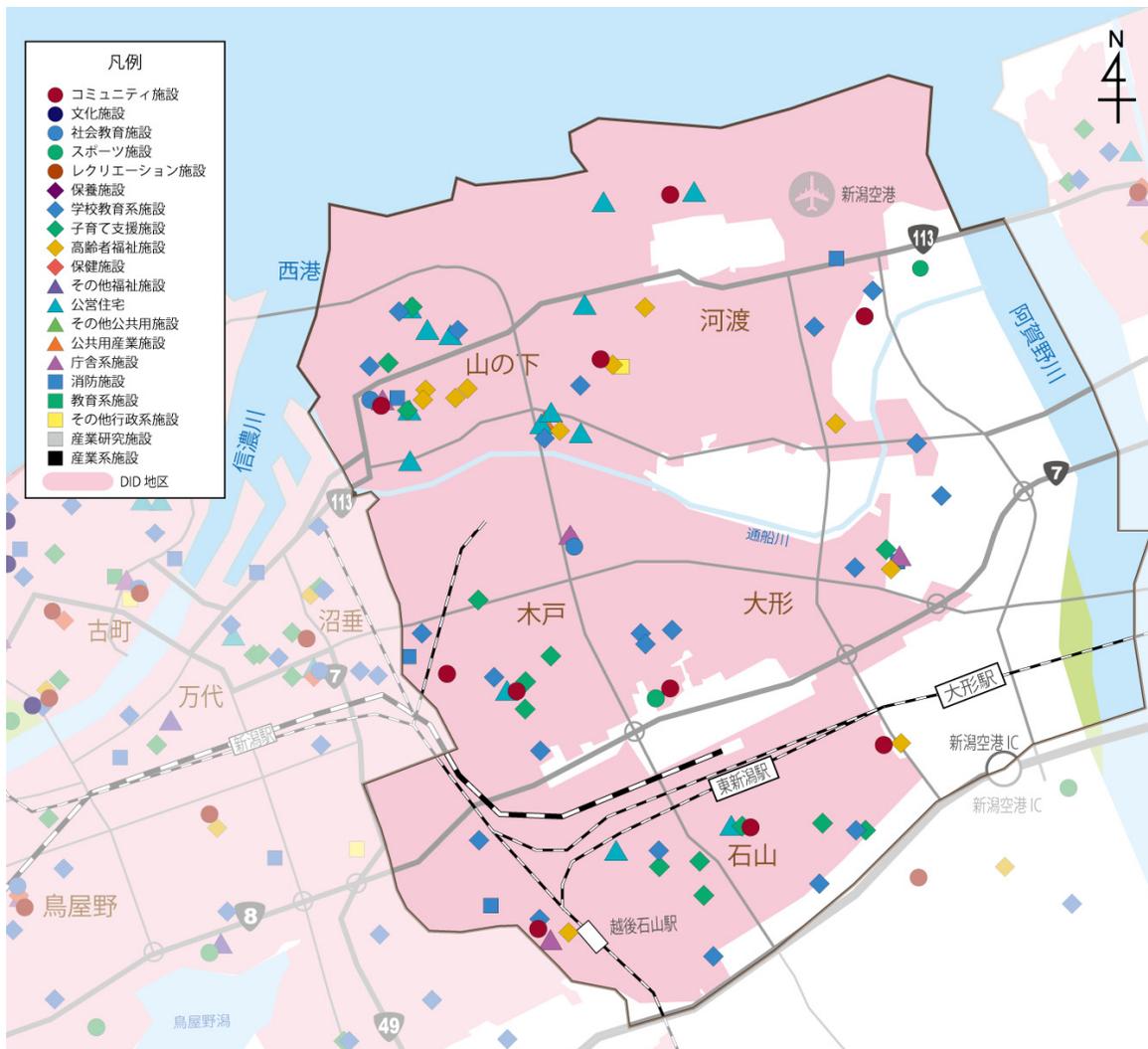
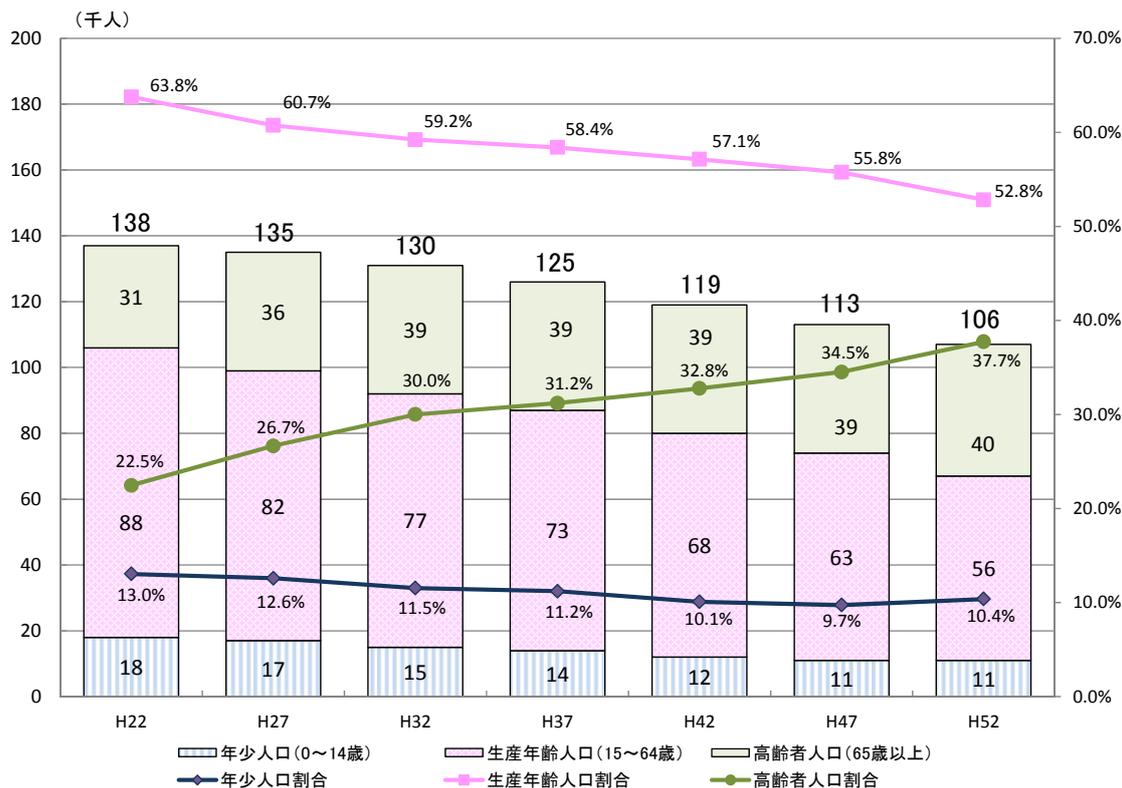


図 2-9 東区の人口予測（総数・3区分構成）



人口予測			
人口	H22 国勢調査	H52 将来予測	増減【増減率】
全体	13万8千人(17%)	→ 10万6千人(16%)	▲3万2千人【▲23%】
高齢者	3万1千人(22%)	→ 4万人(38%)	▲9千人【▲29%】
生産年齢	8万8千人(64%)	→ 5万6千人(53%)	▲3万2千人【▲36%】
年少	1万8千人(13%)	→ 1万1千人(10%)	▲7千人【▲39%】

土地利用の状況
<ul style="list-style-type: none"> 古くから工業地帯として発展し、現在も県道3号(旧国道7号)や県道4号(赤道)などの幹線道路沿いに、製造業、運輸業など多くの施設が立地していますが、一部で工場の移転などもみられます。 商業地域は幹線道路沿いに立地し、特に河渡地区などに大型店舗が集中しています。 幹線道路沿いやJR駅周辺など交通アクセスがよい地域に住宅市街地が形成されており、高速道路沿線や商業地域の近隣、工場跡地など一部の地域で新規住宅地開発がみられます。

交通
<ul style="list-style-type: none"> 区の南部にJR白新線の停車駅が2駅、信越本線の停車駅が1駅あり、10~20分に1本の割合で運行しており、鉄道の利用者が比較的多くなっています。 新潟バイパスを含む国道2本、高速道路1本のほか、主要地方道が縦横に通っており、市中心部や東西方向へのアクセスが良く、自家用車による移動での不便は少ないです。 市内中心部からのバス路線は充実していますが、区内の移動で路線バスがないところでは、区バスの運行を進めています。 区北部に新潟空港があり、日本海側の空の玄関として重要な位置を占めています。

公共施設
<ul style="list-style-type: none"> 古くから市街化が進み山の下、河渡、石山地区に公営住宅が多く設置されています。 市内の中心部として、東、中央、西の各区は、都市の一体性が高く、公共施設も共用が進んでいる傾向にあります。このため区内に文化、コミュニティ施設が少ない傾向となっています。

2-2-3 中央区

人口	全体※	180,537 人
	DID 地区※	179,371 人 (99.4%)
面積	全体	37.42 km ²
	DID 地区※	30.4 km ² 人 (81.2%)
交通	主要道路	国道 7, 8, 49, 113, 116 号 日本海東北自動車道
	鉄道	JR 上越新幹線, 越後線、信越本線, 白新線
	その他	新潟西港

※平成 22 年国勢調査

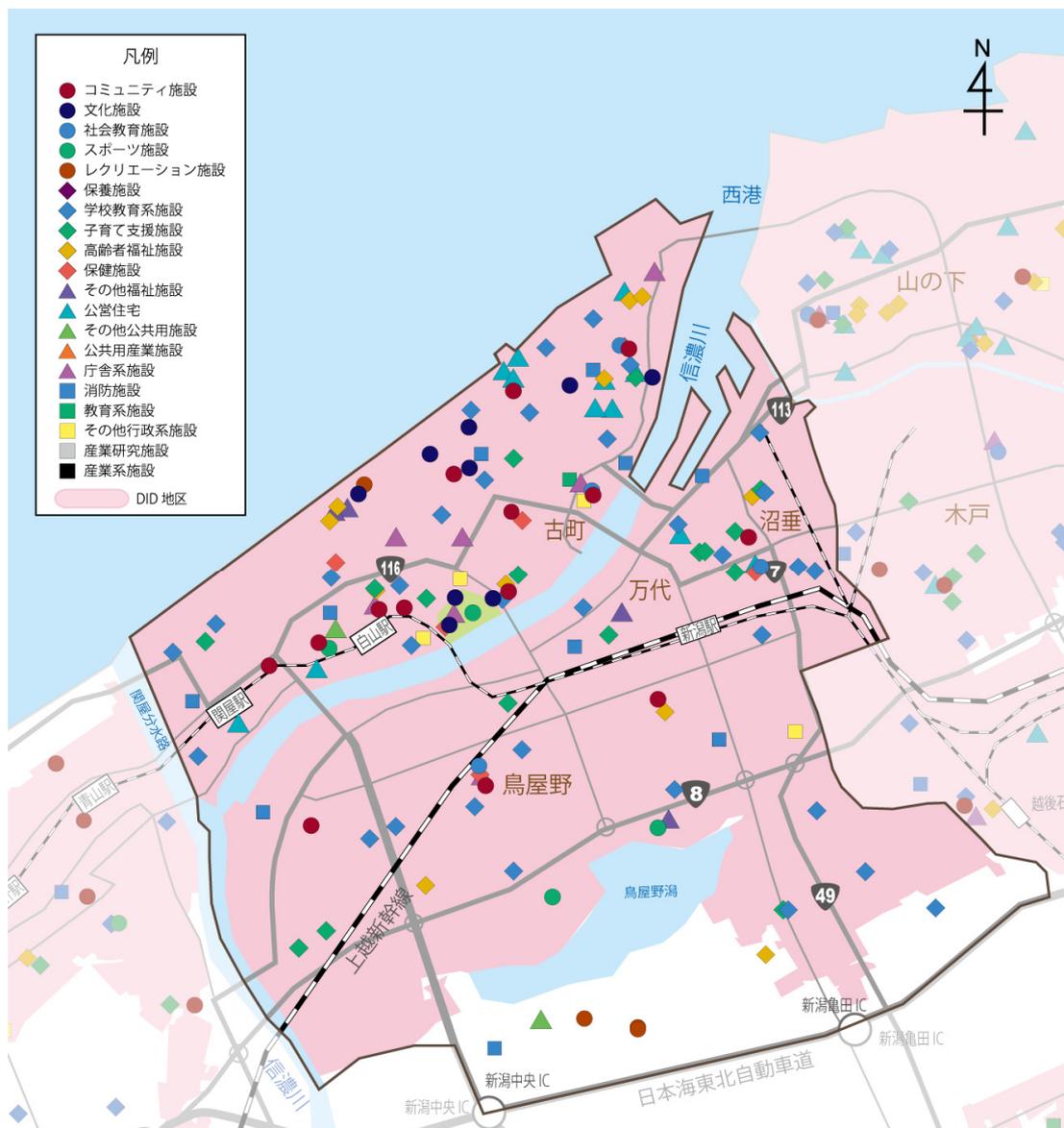
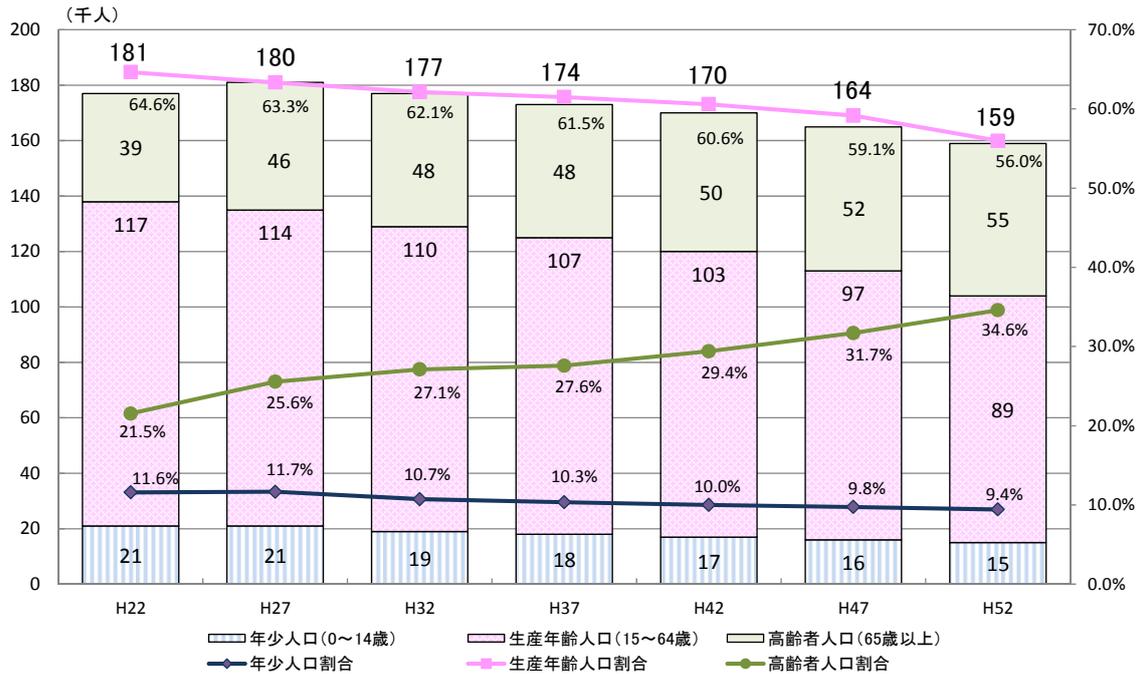


図 2-10 中央区の人口予測（総数・3区分構成）



人口予測			
人口	H22 国勢調査	H52 将来予測	増減【増減率】
全体	18万1千人(22%)	→ 15万9千人(24%)	▲2万2千人【▲12%】
高齢者	3万9千人(22%)	→ 5万5千人(35%)	1万6千人【▲41%】
生産年齢	11万7千人(65%)	→ 8万9千人(56%)	▲2万8千人【▲24%】
年少	2万1千人(12%)	→ 1万5千人(9%)	▲6千人【▲29%】
・ 生産年齢人口は24%減少し、減少率は江南区につづく低さになっています。			
土地利用の状況			
<ul style="list-style-type: none"> 新潟駅周辺や万代、古町地区は、本市の商業の中心となっています。 農地面積は限られ、区のほとんどを占める市街地に低層住宅から高層集合住宅まで多くの住宅が立地しています。 商業地域など市の中心部では土地の高度利用が図られています。 			
交通			
<ul style="list-style-type: none"> 本市の鉄道網の中心駅である新潟駅や白山駅は、乗降客も多く他の区や市外から鉄道によるアクセスが良くなっています。 道路網は縦横に整備されており、バス路線も新潟駅、万代バスセンターを中心に郊外まで整備され自動車での区内外へのアクセスは良くなっていますが、自動車への依存が高いこともあり通勤時間帯は、区内中心部で混みやすくなっています。 			
公共施設			
<ul style="list-style-type: none"> 中央区は、信濃川左岸の新潟島が旧来から行政や経済の中心であるため、本庁舎を始め文化会館、中央公民館などの公共施設が多く、右岸の地域は、古くから沼垂・万代地区の市街地があり東地区総合庁舎や総合保健センターを始め多くのコミュニティ施設があります。また、新潟駅南西部の鳥屋野地区にも市街化の拡大と共に学校やコミュニティ施設も配置されてきました。 区人口も最多で、交通アクセスが良いため、市を代表する歴史文化施設、スポーツ施設なども充実しています。 			

2-2-4 江南区

人口	全体※	69,365 人
	DID 地区※	29,542 人(42.6%)
面積	全体※	75.46 km ²
	DID 地区※	4.47 km ² (5.9%)
交通	主要道路	国道 49, 403 号 日本海東北自動車道, 北陸自動車道 磐越自動車道
	鉄道	JR 信越本線

※平成 22 年国勢調査

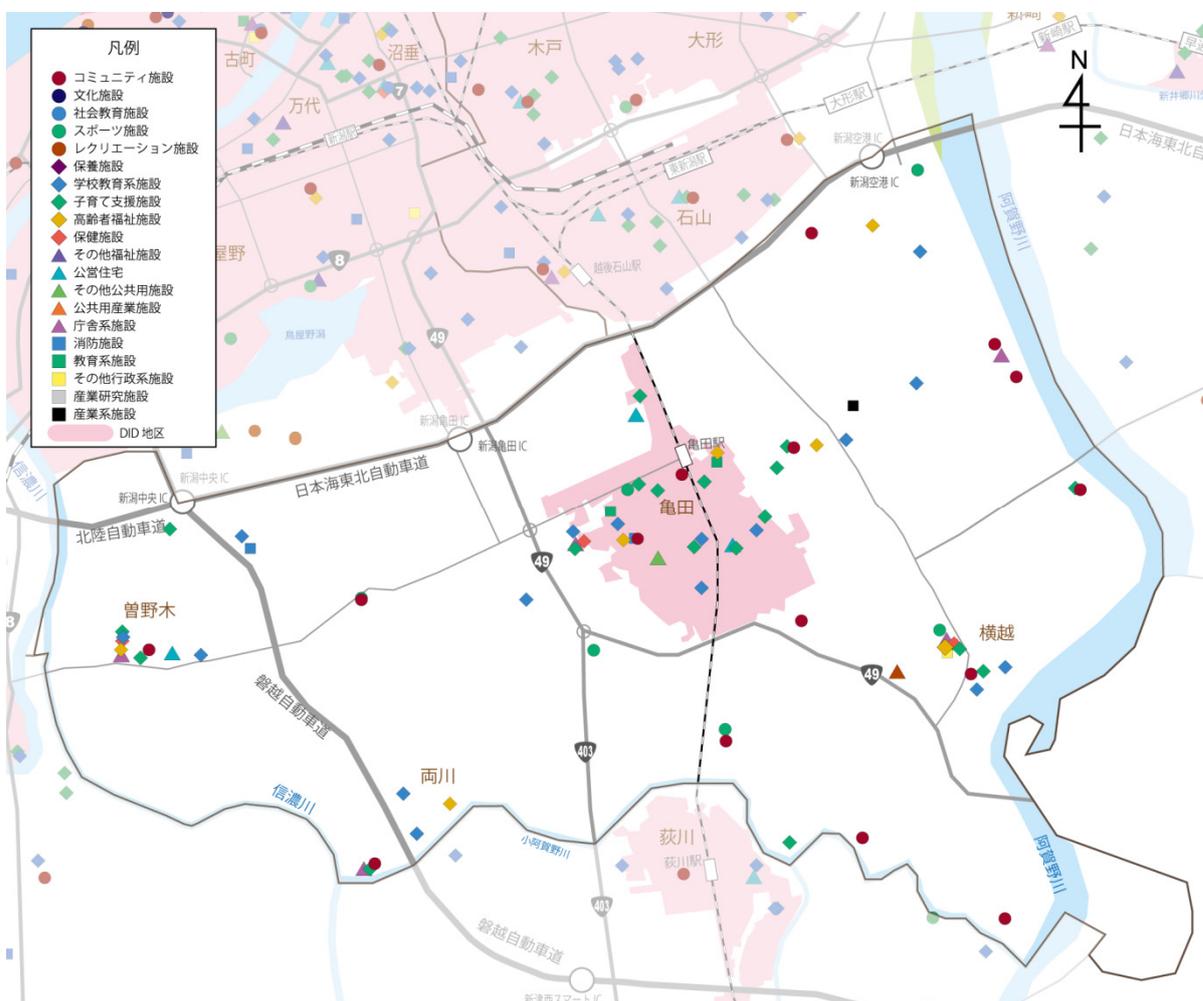
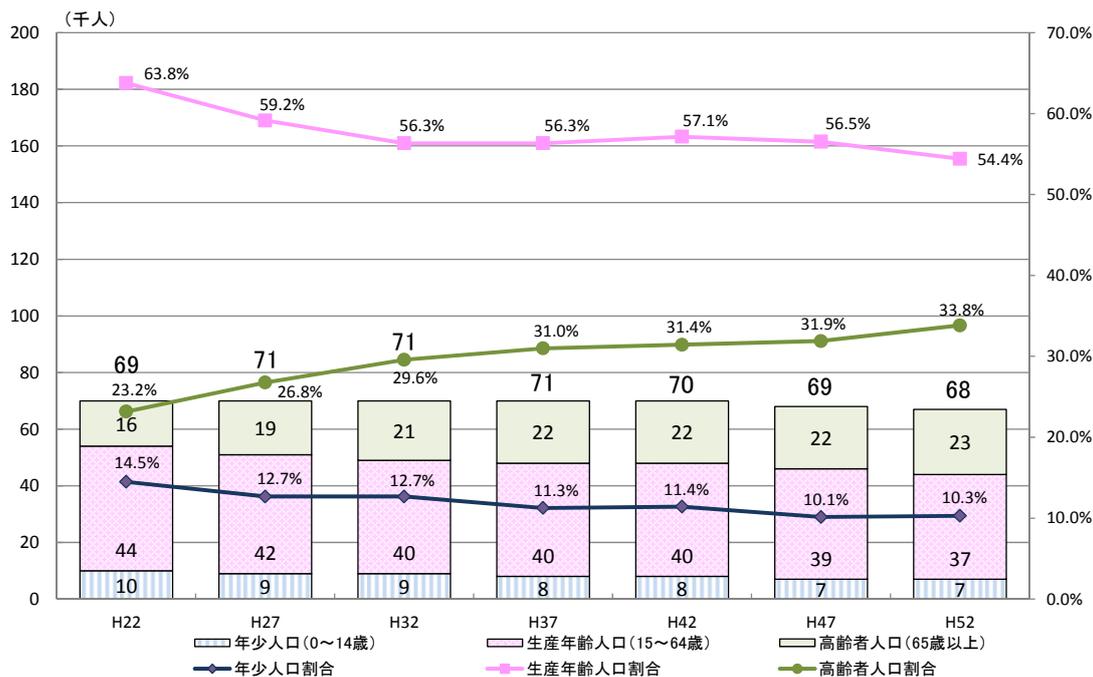


図 2-11 江南区の人口予測（総数・3区分構成）



人口予測			
人口	H22 国勢調査	H52 将来予測	増 減 【増減率】
全 体	6 万 9 千人 (8%)	→ 6 万 8 千人 (10%)	▲1 千人 【▲ 1%】
高 齢 者	1 万 6 千人 (23%)	→ 2 万 3 千人 (34%)	7 千人 【 44%】
生産年齢	4 万 4 千人 (64%)	→ 3 万 7 千人 (54%)	▲7 千人 【▲16%】
年 少	1 万人 (15%)	→ 7 千人 (10%)	▲3 千人 【▲30%】

- ・ 全人口は 1%の減少に止まり、市内に占める人口割合は 8%から 10%になります。
- ・ 生産年齢人口は 16%減少しますが、減少率は一番低い区となります。

土地利用の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市のほぼ中心に位置しており、西蒲区以外のすべての区と接しています。 ・ 全体面積の約 15%が宅地利用で、残りの多くは農地です。 ・ 日本海東北自動車道新潟亀田 I C や国道 49 号亀田 I C の周りに郊外型大規模商業施設が進出し、大きな集客と共に近隣地域の新たな宅地化も進んでいます。 ・ 近年、亀田駅の東口開設と周辺道路整備による利便性の向上から東口周辺の宅地化と共に障がい福祉施設や高齢者福祉施設、私立保育所などが設置されています。

交通
<ul style="list-style-type: none"> ・ 磐越自動車道や日本海東北自動車道をはじめ、国道 49 号亀田バイパスも通っており、広域幹線道路網とリンクした密な交通ネットワークが構築されています。 ・ 一般的な移動手段は自家用車が多いと考えられます。一方、中央区など他区への通勤・通学者も多く、通勤通学時間帯の J R 信越本線の新津、亀田、新潟駅間では、上り下り共、約 10 分に 1 本の割合で運行され、市中心部とのアクセスが良いです。 ・ 曾野木地区は、路線バスも多く運行され、市内中心部へのアクセスが良いです。

公共施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の各地区に公共施設が配置されていますが、交通の利便性が良く人口が多い亀田地区に亀田総合体育館、亀田市民会館など規模の大きい施設が多くなっています。また、中央区と隣接する曾野木地区に大規模な公営住宅が配置されています。

2-2-5 秋葉区

人口	全体※	77,329 人
	DID 地区※	47,388 人(61.3%)
面積	全体※	95.38 km ²
	DID 地区※	10.15 km ² (10.6%)
交通	主要道路	国道 403, 460 号 磐越自動車道
	鉄道	JR 信越本線, 磐越西線, 羽越本線

※平成 22 年国勢調査

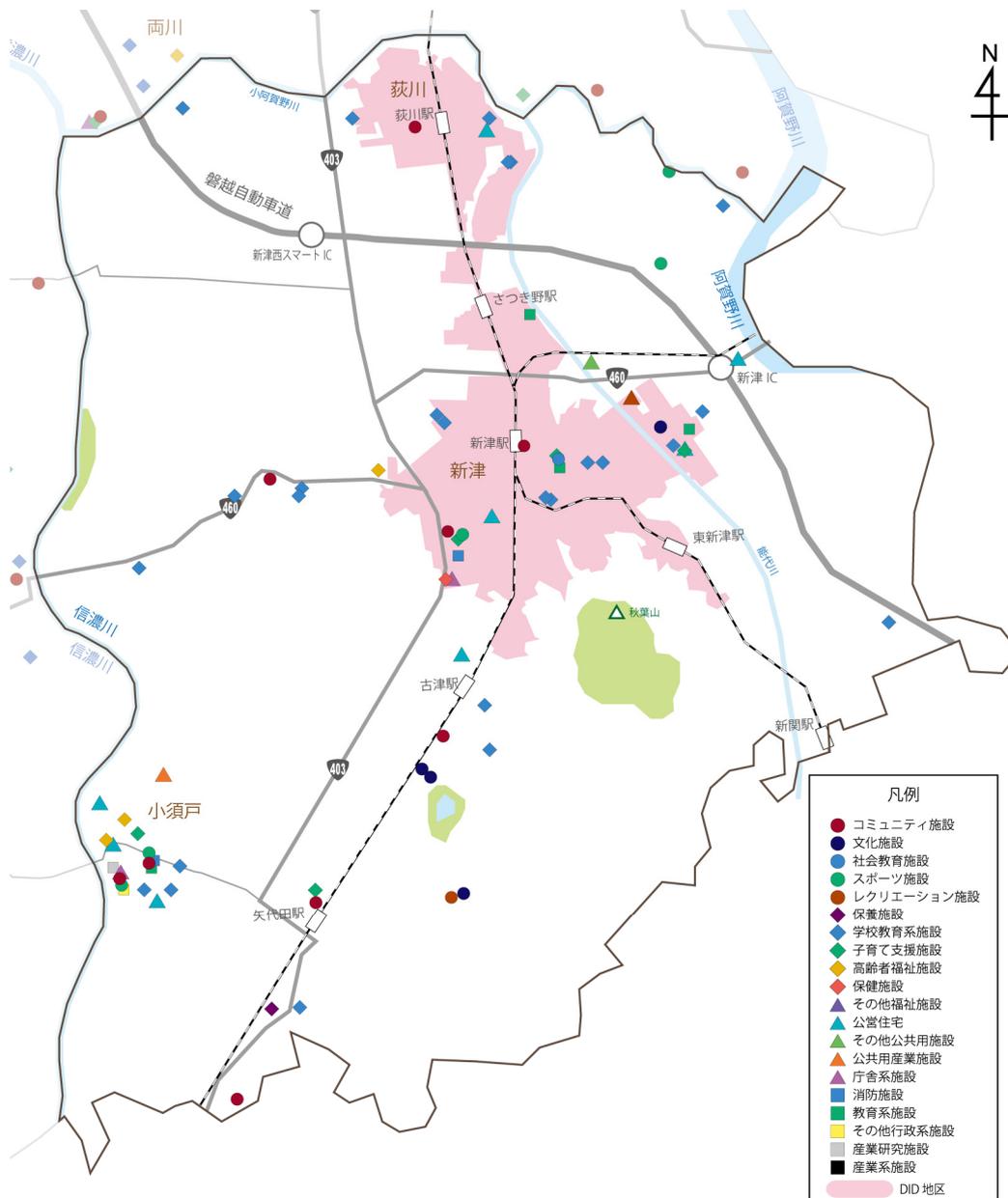
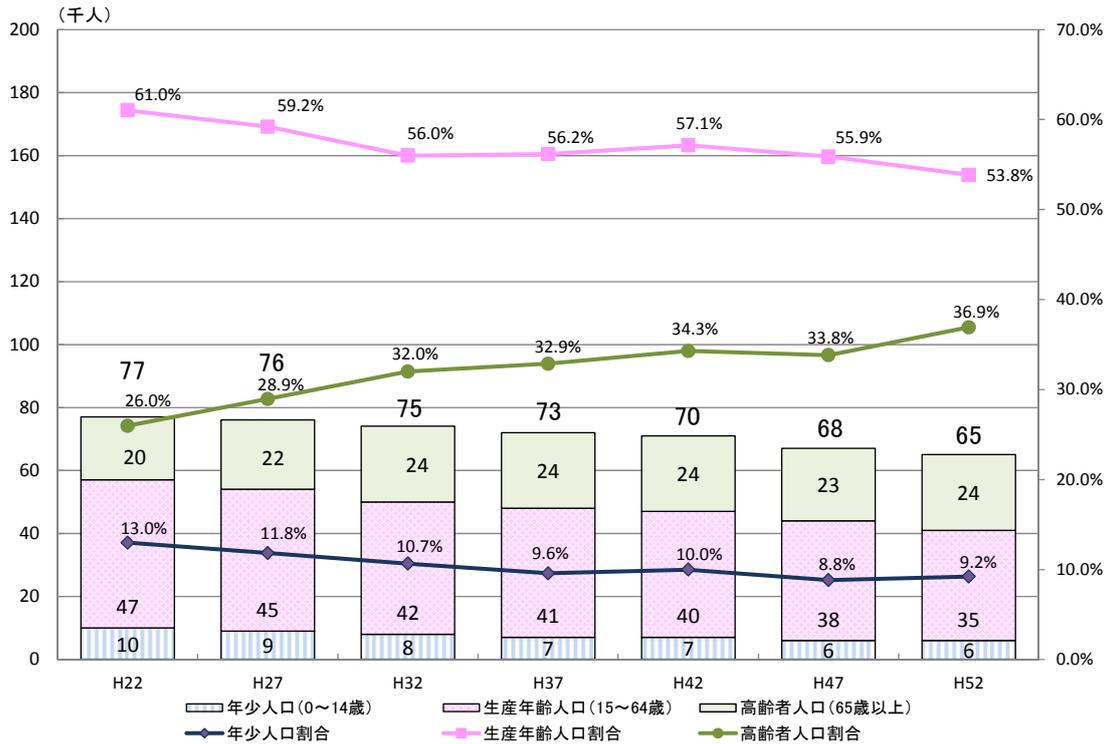


図 2-12 秋葉区の人口予測（総数・3区分構成）



人口予測			
人口	H22 国勢調査	H52 将来予測	増減 【増減率】
全 体	7万7千人(9%)	→ 6万5千人(10%)	▲1万2千人【▲16%】
高 齢 者	2万人 (26%)	→ 2万4千人(37%)	▲4千人【▲20%】
生産年齢	4万7千人(61%)	→ 3万5千人(54%)	▲1万2千人【▲26%】
年 少	1万人 (13%)	→ 6千人(9%)	▲4千人【▲40%】
・ 生産年齢人口は26%減少し、減少率は江南区、中央区について低いです。			
土地利用の状況			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新津駅、荻川駅、さつき野駅周辺に市街地が形成されております。 ・ 区役所、新津駅西口近郊に大型店が進出しています。 ・ 土地利用の6割は田畑または山林です。区の南には新津丘陵が広がっており、この地区には秋葉公園、花と遺跡のふるさと公園、石油の里公園など多くの公園が立地しています。 			
交通			
<ul style="list-style-type: none"> ・ JR信越本線の停車駅が5駅、磐越西線の停車駅が2駅あり、新津～新潟間の朝の通勤、通学時間帯には約10分に1本の割合で運行しています。 ・ 磐越自動車道、国道403号新津バイパス、及び460号を中心として交通網を形成しており、市内中心部へのアクセスが良く、スムーズに自動車による移動が行えます。 ・ 区バスは新津駅を起点として、区を中心部～区役所～小須戸地区の運行区間となっています。 			
公共施設			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 秋葉区は、新津駅南西部地区に区役所、市民会館、武道館や多くの公共施設が集まっています。また、小須戸地区にも連絡所、公営住宅、スポーツ施設などが配置されています。 ・ 新津駅以外の各駅周辺住宅地や人口の少ない区周辺の農村部にも学校やコミュニティ施設が配置されています。 			

2-2-6 南区

人口	全体※	46,949 人
	DID 地区※	7,949 人(16.9%)
面積	全体※	100.83 km ²
	DID 地区※	2.0 km ² (2.0%)
交通	主要道路	国道 8 号 国道 460 号
	鉄道	なし

※平成 22 年国勢調査

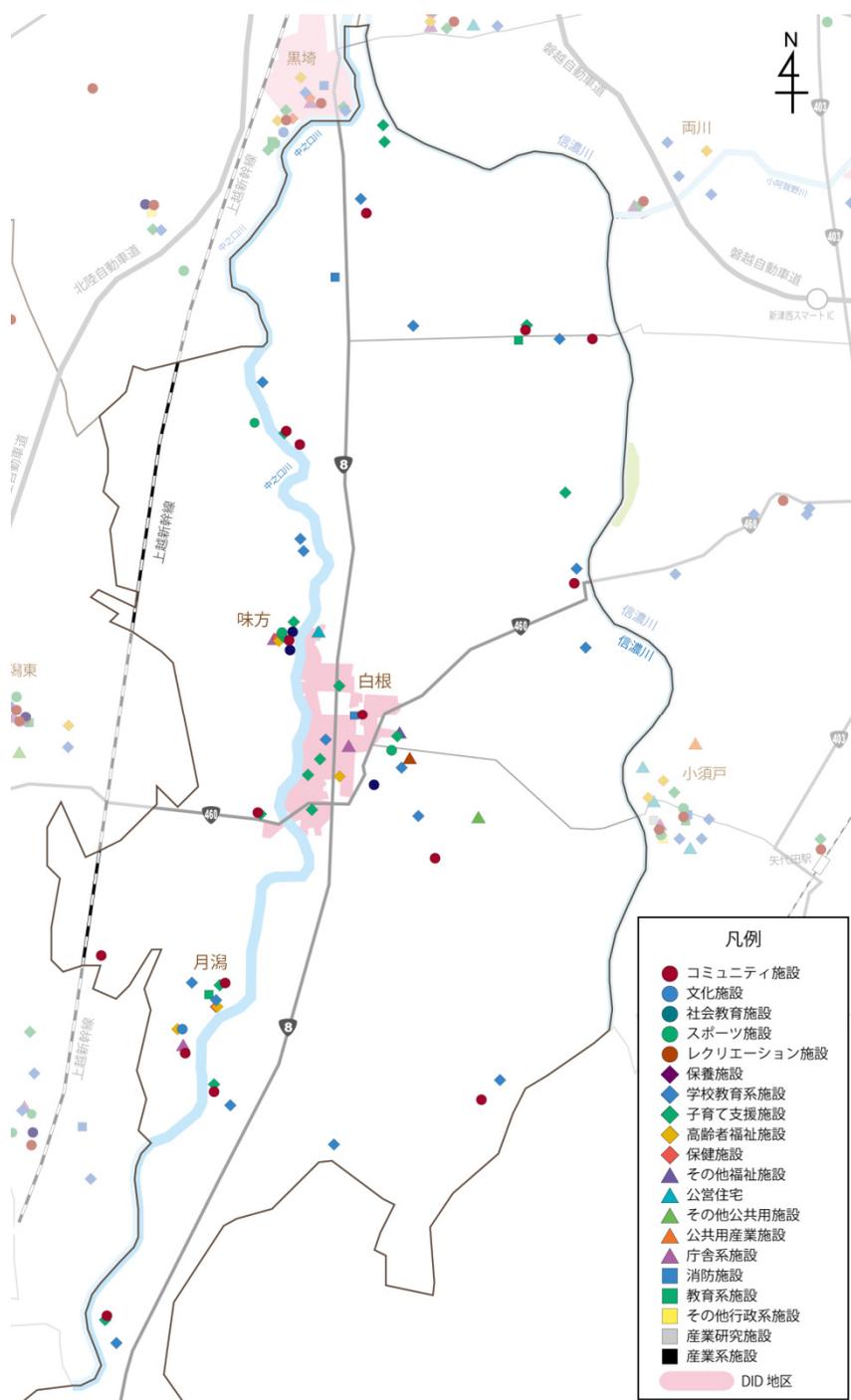
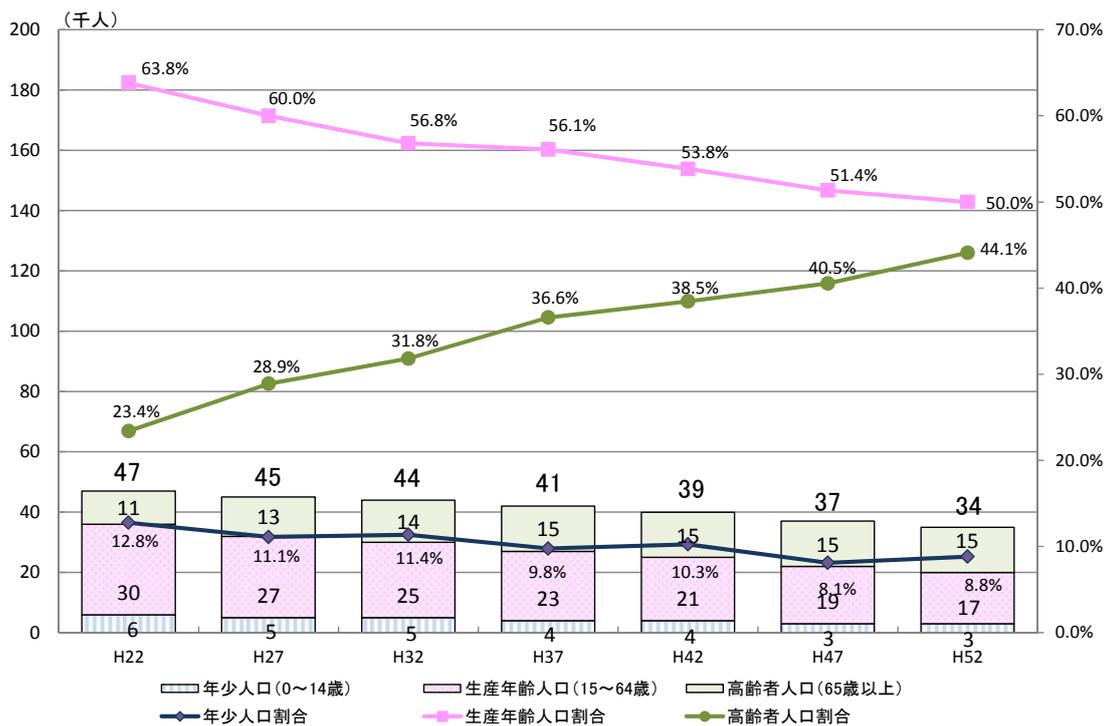


図 2-13 南区の人口予測（総数・3区分構成）



人口予測				
人口	H22 国勢調査	H52 将来予測	増 減	【増減率】
全 体	4万7千人(6%)	→ 3万4千人(5%)	▲1万3千人	【▲28%】
高 齢 者	1万1千人(23%)	→ 1万5千人(44%)	4千人	【 36%】
生産年齢	3万人 (64%)	→ 1万7千人(50%)	▲1万3千人	【▲43%】
年 少	6千人(13%)	→ 3千人(9%)	▲3千人	【▲50%】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全人口は28%減少し、市内に占める人口割合は6%から5%になります。 ・ 生産年齢人口は43%、年少人口は50%減少し、西蒲区につづいて高い減少率となります。 				
土地利用の状況				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地・公共施設が集中する白根地区を除いてはほとんどが農地です。DID 地区面積は2k m²と市内で最も小さくなっています。 ・ 農業従事者も多く、土地の大部分は米や果樹などの栽培に利用されています。 ・ 国道8号沿線に地場産業に関係した店舗などが立地しています。 				
交通				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内には鉄道がなく、自動車为主要な移動手段となっています。幹線道路も国道2本などと限られるため、区中心部と西区に接続する国道8号付近は、通勤、通学時間帯の交通渋滞が顕著になっています。 ・ 路線バスは、区人口が最も少なく、白根地区を除き広い区域に住宅地も分散しているため、通勤、通学時間を除き、利用者も少なく路線も便数も少なくなっています。 ・ 路線バスのない地域は、区バスで5路線を運行しています。 				
公共施設				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 南区は、旧町村の白根、味方、月潟の3地区市街地に公共施設が集まっていますが、区周辺部集落にも学校を中心にコミュニティ施設が点在しています。 ・ 白根地区には比較的新しい文化・スポーツ施設があります。 				

2-2-7 西区

人口	全体※	161,264 人
	DID 地区※	131,602 人 (81.6%)
面積	全体※	93.81 km ²
	DID 地区※	19.30 km ² (20.6%)
交通	主要道路	国道 116, 402 号 北陸自動車道
	鉄道	JR 越後線

※平成 22 年国勢調査

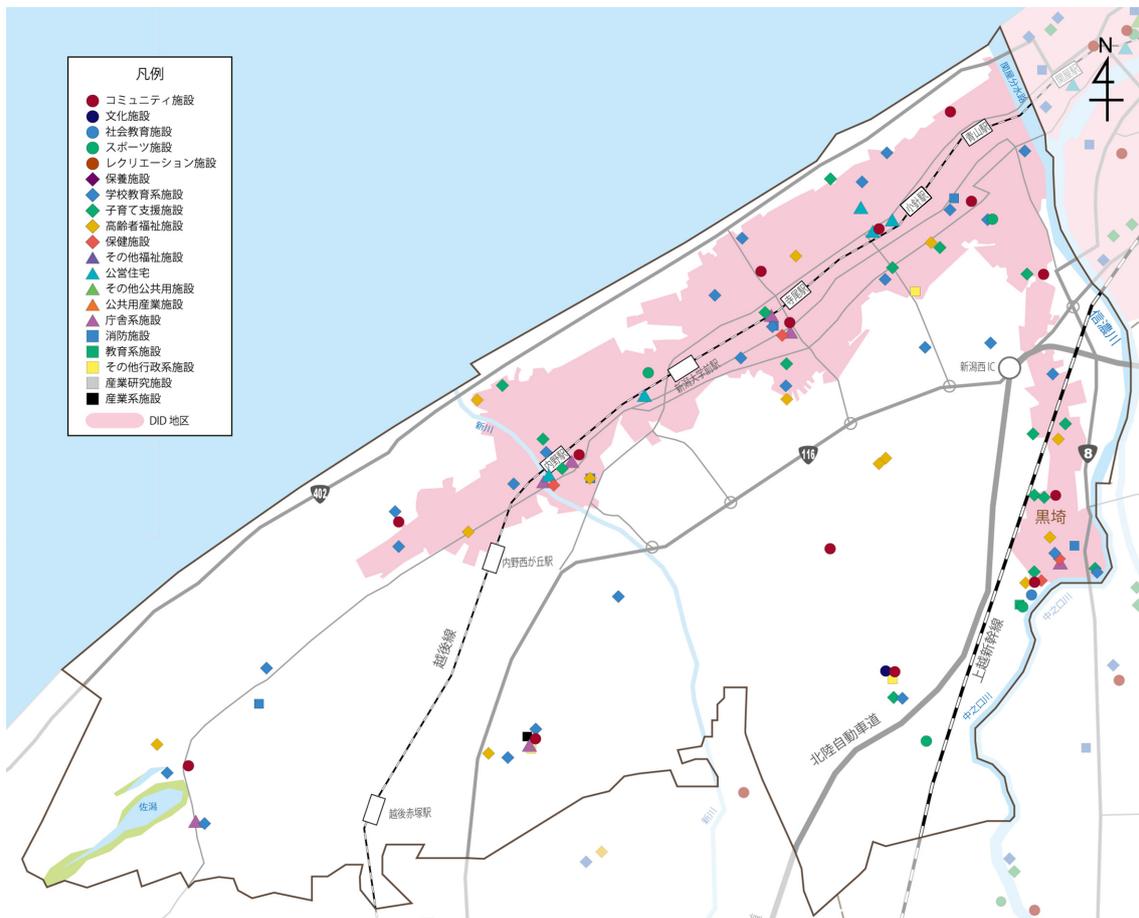
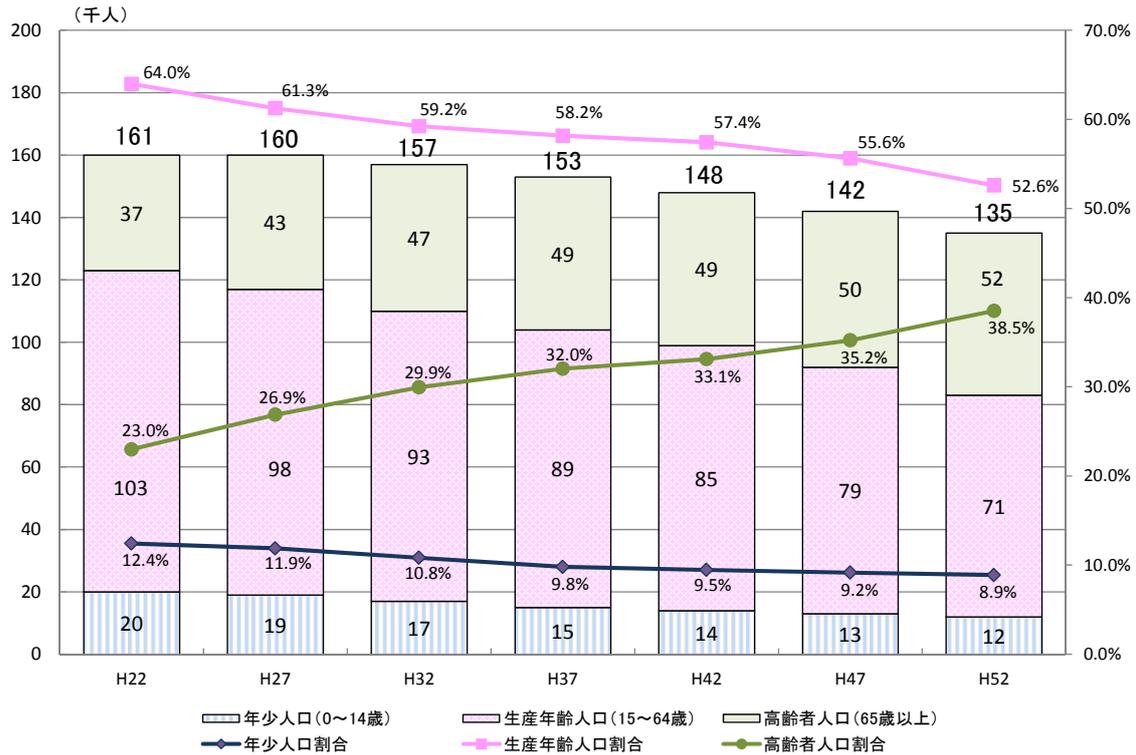


図 2-14 西区の人口予測（総数・3区分構成）



人口予測			
人口	H22 国勢調査	H52 将来予測	増減【増減率】
全体	16万1千人(20%)	→ 13万5千人(20%)	▲2万6千人【▲16%】
高齢者	3万7千人(23%)	→ 5万2千人(39%)	1万5千人【41%】
生産年齢	10万3千人(64%)	→ 7万1千人(53%)	▲3万2千人【▲31%】
年少	2万人(12%)	→ 1万2千人(9%)	▲8千人【▲40%】

土地利用の状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道沿線や幹線道路沿いを中心に良好な住宅地が形成され、南側一体には農地と農村集落があります。 ・ 市中心部への交通アクセスが良いため、ベッドタウンの機能を果たしています。

交通
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路は、北東から南西に向かって北陸自動車道や国道116号新潟西バイパス、国道402号のほか、主要な地区幹線道路が通っており、市中心部への交通アクセスは良いといえます。しかし、中之口川などの河川がネックとなり隣接する江南・南の各区へは幹線道路が少なくなっています。 ・ JR越後線の停車駅が7駅あり、新潟、内野駅間では、約20分に1本の割合で運行されています。 ・ 区西部方面から新潟市中心部へは、バス路線が充実しています。 ・ 地域のニーズにあわせ、住民バス、区バスが4区間運行されています。

公共施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小針・寺尾・黒崎・内野の各地区に市街地が広がり、区役所を始め市民会館や公民館、西総合スポーツセンターが配置されていますが、それ以外の周辺部は、コミュニティ施設などが点在しています。 ・ 市内中心部の東、中央、西の各区は、都市の一体性が高く、公共施設も共用が進んでいる傾向にあります。このため、区内の文化設数が少ない傾向となっています。

2-2-8 西蒲区

人口	全体※	60,740 人
	DID 地区※	17,612 人 (29.0%)
面積	全体※	176.51 km ²
	DID 地区※	4.05 km ² (2.3%)
交通	主要道路	国道 116, 402, 460 号 北陸自動車道
	鉄道	JR 越後線

※平成 22 年国勢調査

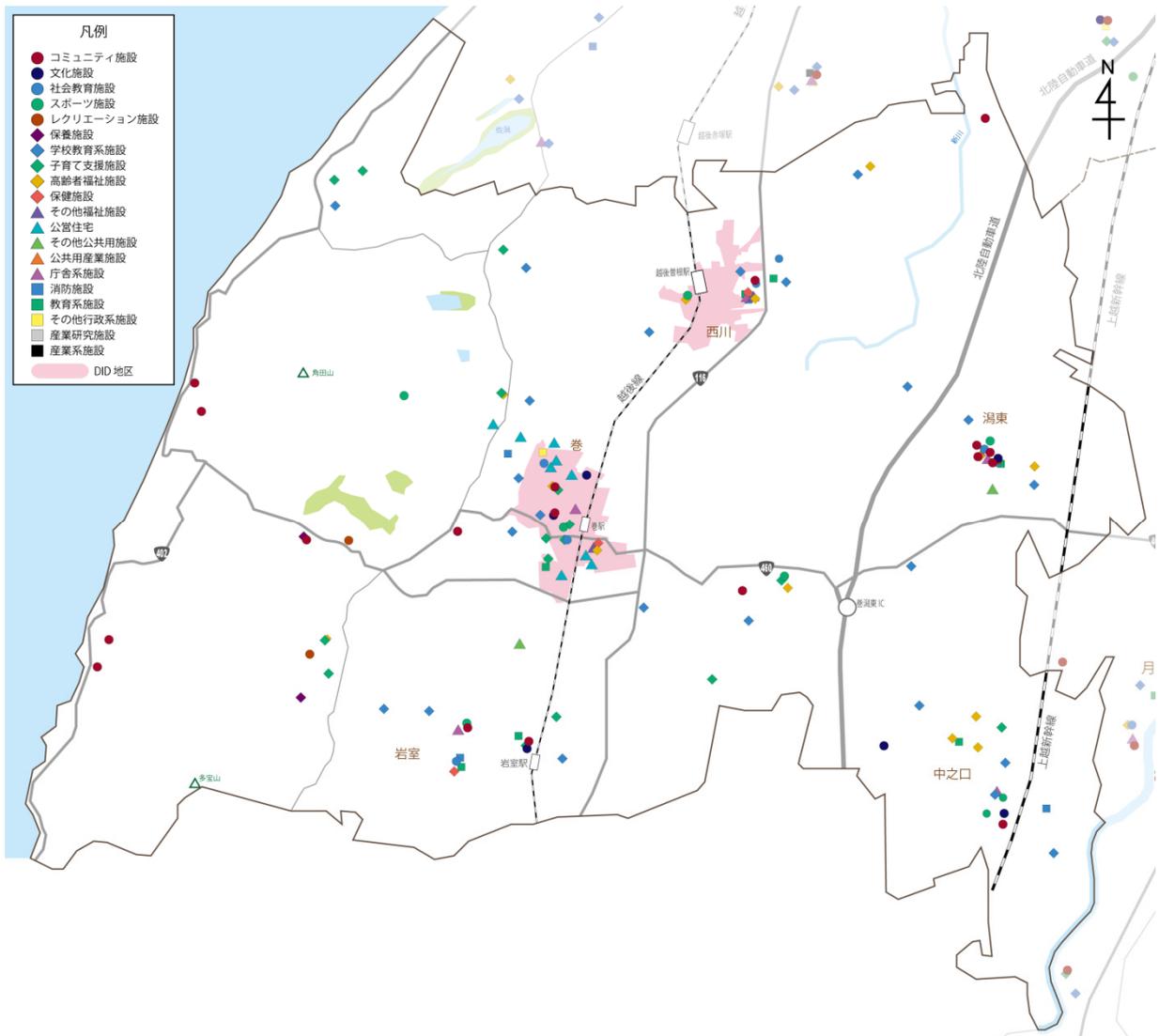
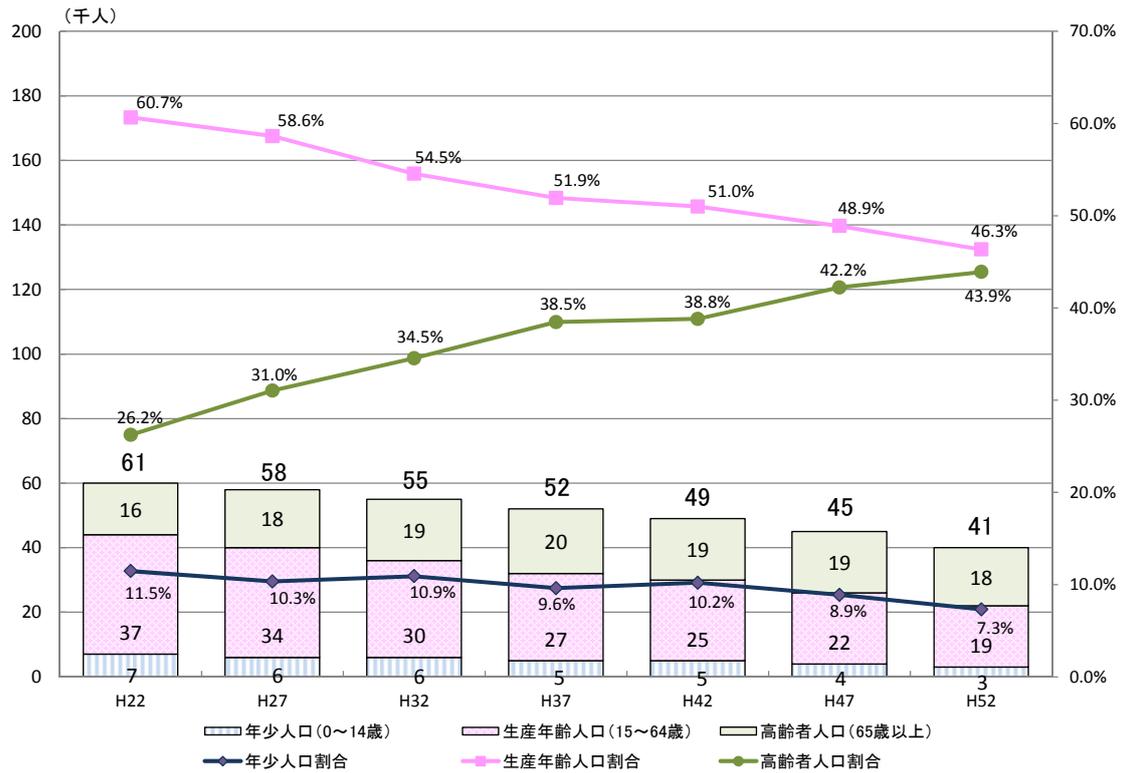


図 2-15 西蒲区の人口予測（総数・3区分構成）



人口予測				
人口	H22 国勢調査		H52 将来予測	増減【増減率】
全体	6万1千人(8%)	→	4万1千人(6%)	▲2万人【▲33%】
高齢者	1万6千人(26%)	→	1万8千人(44%)	2千人【13%】
生産年齢	3万7千人(61%)	→	1万9千人(46%)	▲1万8千人【▲49%】
年少	7千人(11%)	→	3千人(7%)	▲4千人【▲57%】
<ul style="list-style-type: none"> 全人口は33%減少し、市内に占める人口割合は8%から6%となり、南区に続いて低くなります。 生産年齢人口は49%、年少人口は57%と市内最大の減少率となります。 				
土地利用の状況				
<ul style="list-style-type: none"> 巻駅、越後曾根駅周辺に市街地が形成されており、その他はほとんどが農地と山林です。市全体の農地のうち3割を同区が占め、山林は6割を占めています。 				
交通				
<ul style="list-style-type: none"> JR越後線の停車駅が3駅あり、約40分に1本の割合で運行しています。 道路は、国道116号、402号、460号や主要地方道など、地域間交流を支える幹線道路が通っています。しかし、住宅地をバイパスする箇所も少なく、分散する集落を縫うような路線となる所もあるため、利便性が高いといえない所も見えます。 路線バスは越後線各駅を経由し、環状方向の路線網を巡っていますが、人口も少なく住宅も分散しているため、運行本数はいずれも少なく移動手段が課題といえます。 北陸自動車道の巻潟東ICは高速バスサービスが充実しており、本市の西の玄関口として機能しています。朝夕の通勤・通学時間帯は混雑します。 巻地区と中之口地区を結ぶ区バスが運行されています。 				
公共施設				
<ul style="list-style-type: none"> 公共施設は、巻、潟東、中之口、西川、岩室の各地区に分散しています。 区人口も少なく、巻・西川地区を除き住宅地も分散していたため、各地区それぞれに学校を核とした公共施設が多数分散配置される状況となっています。 				

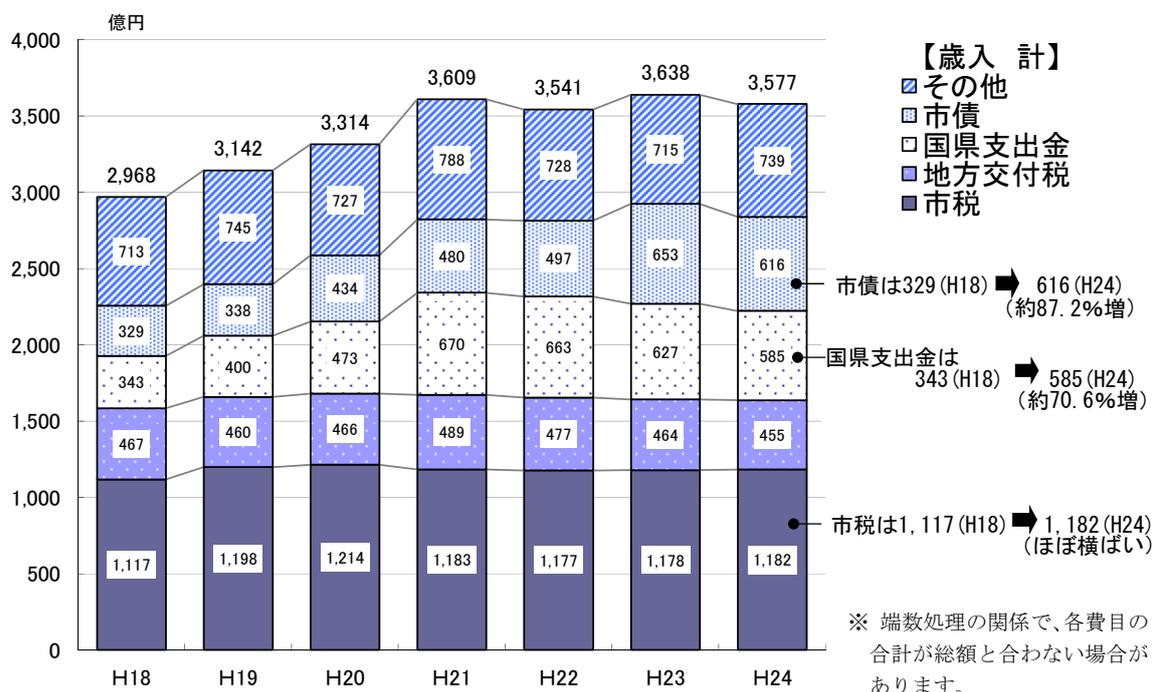
2-3 財政状況の推移

本市の財政状況（歳出入の推移や費目別の推移等）を示します。

2-3-1 歳入の推移

- ・本市の歳入は、平成 18 年度以降、増加の傾向で推移しています。
- ・自主財源である市税は、平成 18 年度が 1,117 億円で、平成 24 年度が 1,182 億円とほぼ横ばいで推移しています。一方、依存財源である市債及び国県支出金は、平成 18 年度では、市債 329 億円、国県支出金 343 億円であったものが、平成 24 年度では、それぞれ 616 億円、585 億円と倍近くまで増加しています。
- ・市債の増加は、主に地方交付税の振替である臨時財政対策債の増加や政令市移行などによる建設事業の増加に伴うものです。また、国県支出金の増加は、主に扶助費の増加や政令市移行などによる建設事業の増加に伴うものです。
- ・自主的な自治体経営を図るには、市税などの自主財源の割合を増加させることが重要ですが、平成 52 年までの大幅な人口減少（特に生産年齢人口が 3 割減）の見込みを考慮するとさらなる歳入増を図ることは難しいことが予想され、将来を見通した財産経営が必要と考えられます。

図 2-16 本市における歳入の推移（普通会計決算）



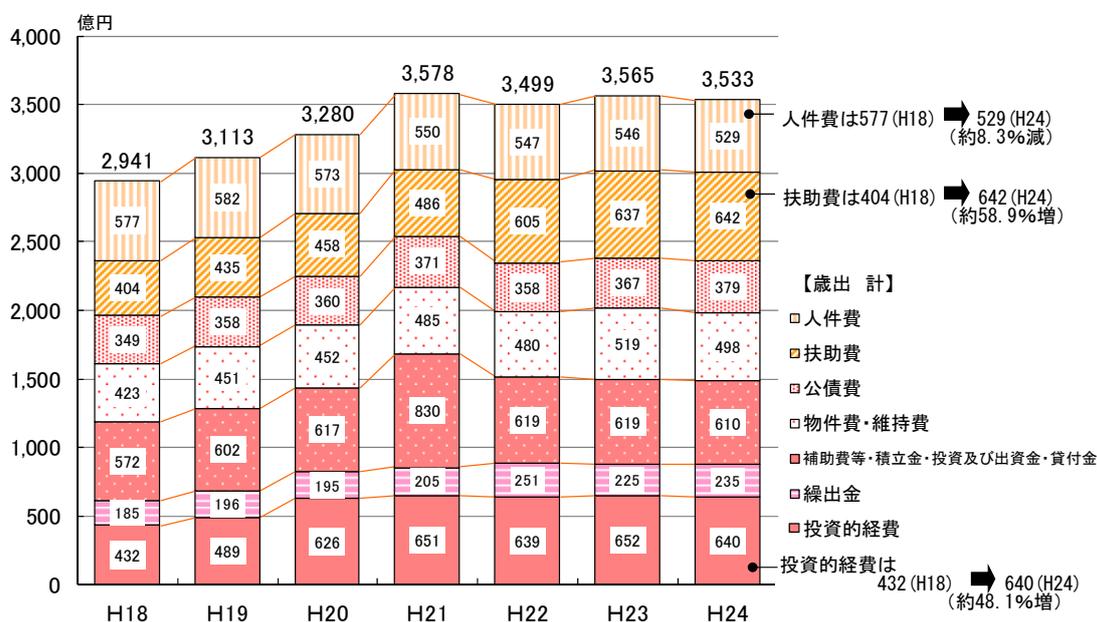
【歳入に関わる語句の説明】

- 普通会計
地方公共団体ごとに、財政状況の統一した把握及び比較のために統計上用いられる会計区分
- 地方交付税
国税の一定割合の額を国が地方公共団体に交付する税
- 国県支出金
国・県が市に対して支出する負担金、補助金等
- 市債
市の長期借入金（後年度に元金及び利息を償還する借入金）
- その他
使用料、手数料、諸収入等

2-3-2 歳出の推移

- ・本市の歳出は、平成 18 年度以降増加の傾向で推移しています。
- ・費目別では、職員数や給与の削減などにより人件費は減少していますが、扶助費及び投資的経費の増加が目立ちます。
- ・平成 18 年度と 24 年度を比較すると、少子化対策の充実や高齢化、厳しい経済情勢などにより、扶助費が 404 億円から 642 億円の増加に伴い、投資的経費が 432 億円から 640 億円に増加しています。
- ・平成 52 年までの大幅な高齢者人口の増加見込みを考慮すると高齢化の進展等に伴い今後も扶助費の増加は進むと考えられます。

図 2-17 本市における歳出の推移（普通会計決算）



【歳出に関わる語句の説明】

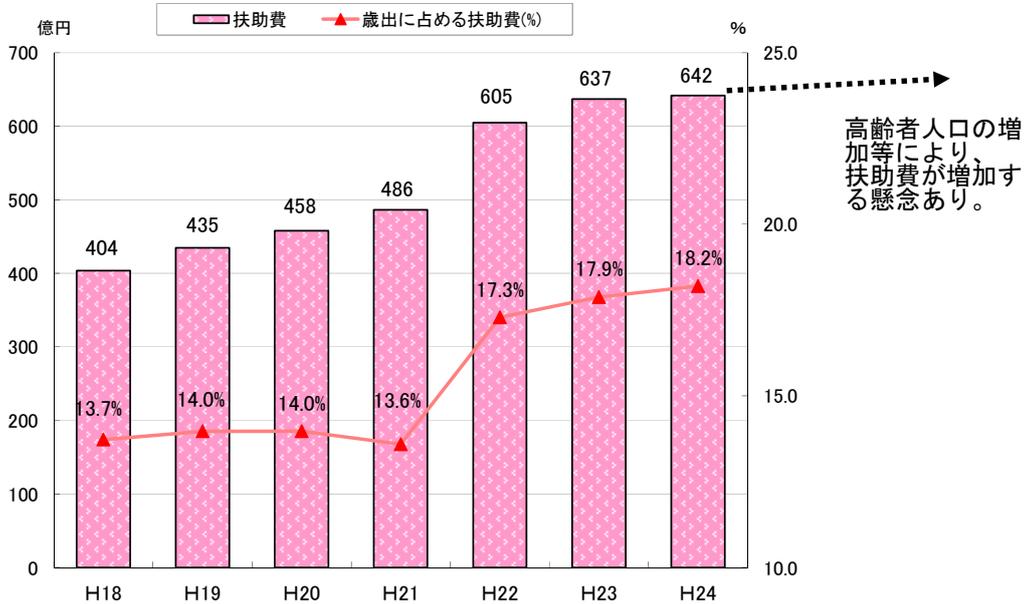
- 扶助費
生活保護費や医療給付など各種扶助に係る経費
- 公債費
市債の元金や利子の償還等に要する経費
- 物件費・維持費
消耗品費、委託料、補修費等
- 補助費等
負担金、補助金等
- 繰出金
普通会計から公営事業会計等に支出される経費
- 投資的経費
普通建設事業費（道路、橋りょう、公園などのインフラや、学校、公営住宅などの施設の整備や改修等）及び災害復旧事業に要する経費

※ 端数処理の関係で、各費目の合計が総額と合わない場合があります。

2-3-3 歳出に占める扶助費割合の推移

- ・歳出に占める扶助費の割合については、平成 18 年度以降、増加傾向にあります。
- ・今後も高齢者人口増に伴い、扶助費の歳出に占める割合は増加すると想定されます。

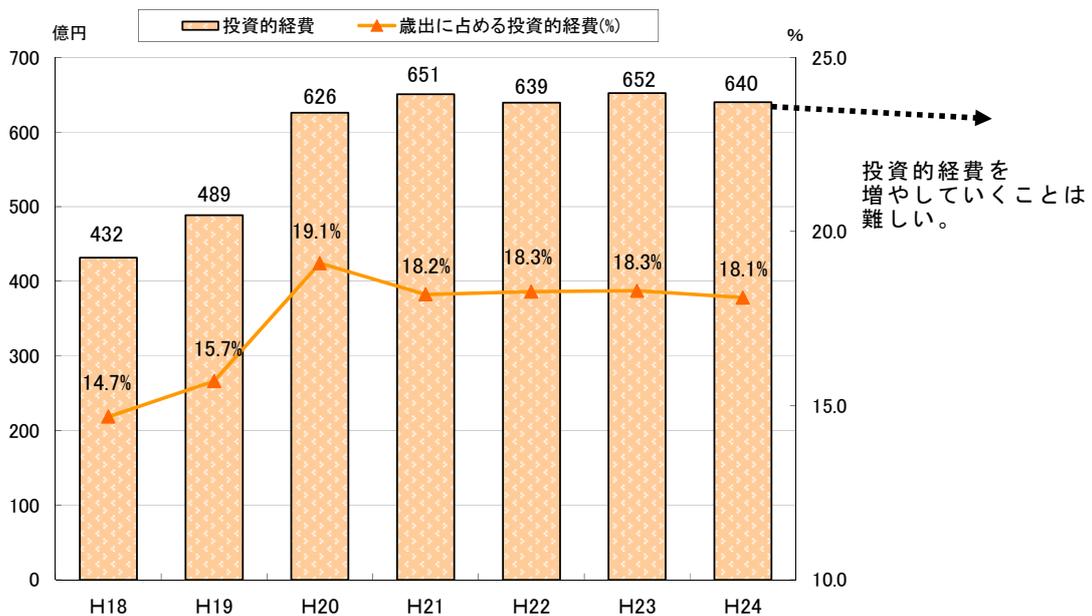
図 2-18 歳出に占める扶助費の割合の推移



2-3-4 歳出に占める投資的経費の割合の推移

- ・投資的経費は、政令市移行に伴う国県道管理の移管や新潟駅周辺整備事業の進捗などにより平成 18 年度から平成 20 年度にかけて増加し、その後はほぼ横ばいに推移しています。
- ・扶助費の増加や人口減少に伴う市税の減収などにより、今後、公共施設の整備及び維持に充当できる金額は減少することが想定されます。

図 2-19 歳出に占める投資的経費の割合の推移



2-3-5 基金及び市債残高の推移

- ・市の貯金といえる基金の残高は、平成 18 年度から 24 年度の間で、取り崩しにより 117 億円（約 32.3%）減少しています。
- ・市の借金といえる市債残高は、平成 18 年度から 24 年度の間で、1,219 億円（約 34.7%）増加しています。

図 2-20 基金残高の推移

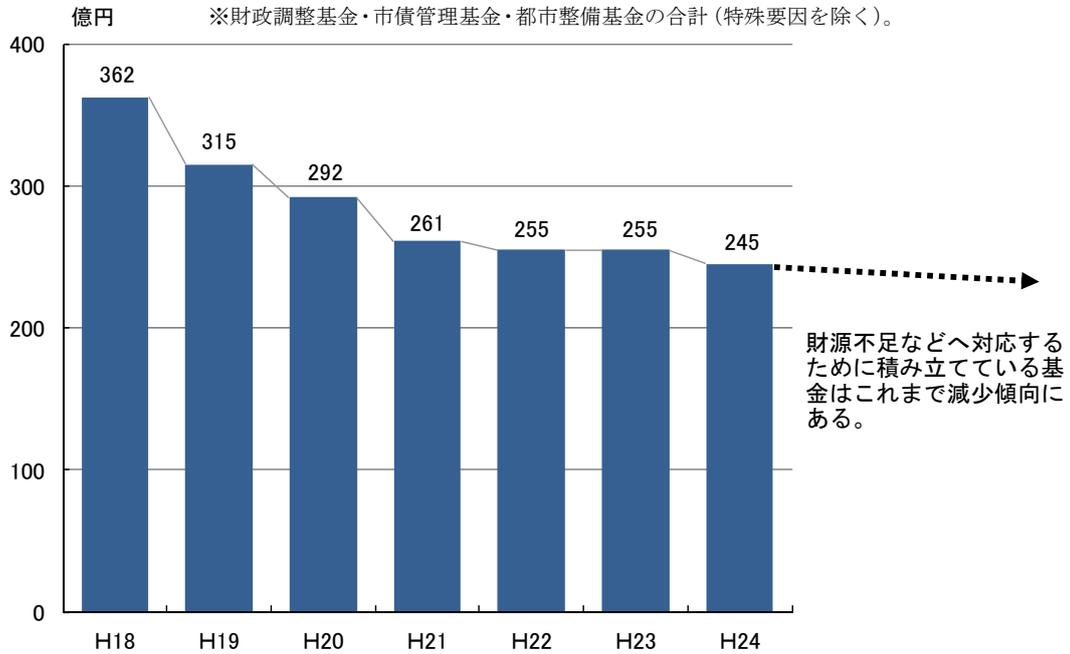
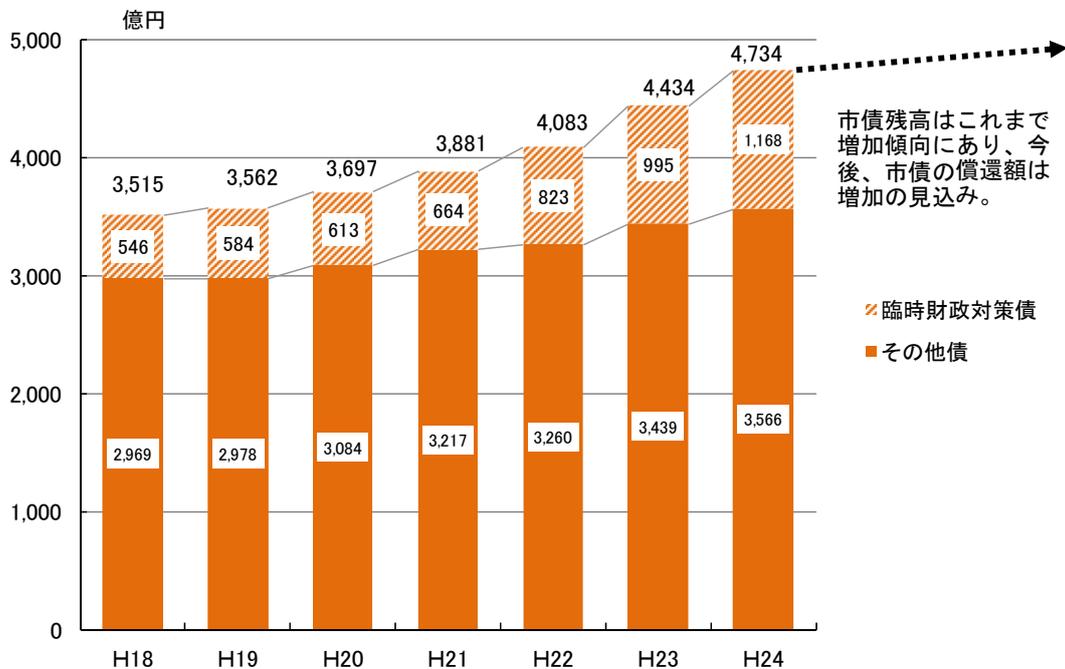


図 2-21 市債残高の推移（一般会計）



【市債に関わる語句の説明】

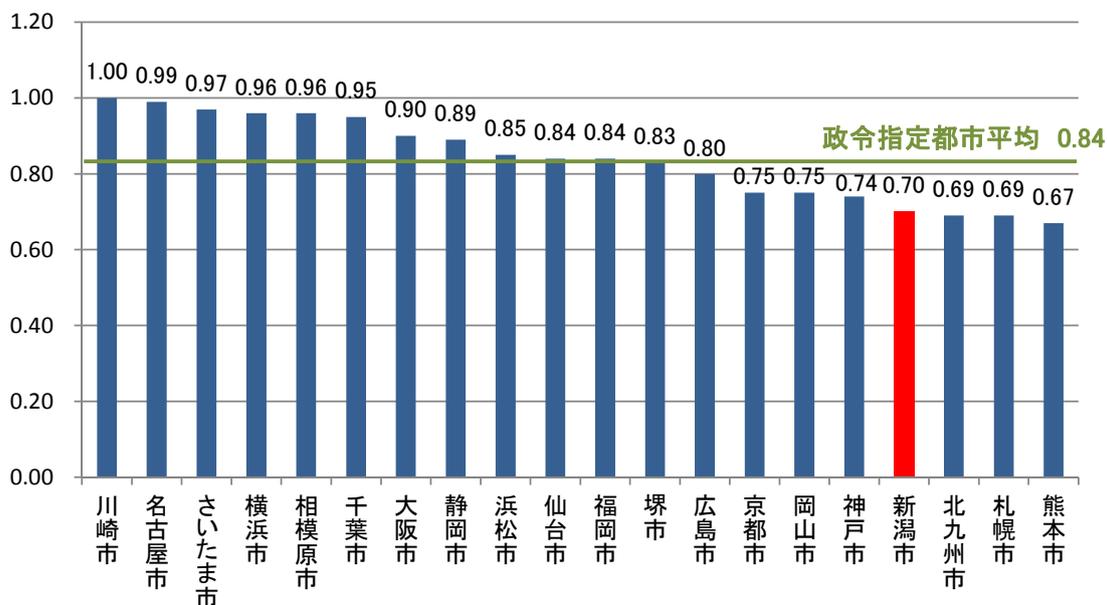
○臨時財政対策債

市の財源不足に対処するため、特例として発行される地方債で、後年度に地方交付税で全額措置されることになっています。

2-3-6 財政力指数

- 市の財政力を示す財政力指数は 0.70（平成 24 年度）であり、政令指定都市の平均 0.84 と比べ低く、20 政令指定都市のうち下から 4 番目です。

図 2-22 政令指定都市における財政力指数（H24）



資料：総務省公表資料により作成

【語句の説明】

○財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、この指数が高いほど行政に必要なお金を自力で調達できる能力が高く、財源に余裕があるといえます。財政力指数が1を下回ると財源が不足していることになり、国からの地方交付税により不足分を補います。財政力指数が1を上回ると国から地方交付税は交付されないこととなります。

財政力指数＝基準財政収入額／基準財政需要額

○基準財政需要額

地方公共団体が標準的な水準の行政を行うために必要となる額

○基準財政収入額

地方公共団体の標準的な税収入により算定された額

第3章 本市の財産

3-1 財産の保有状況

3-1-1 固定資産（市全体）の保有状況

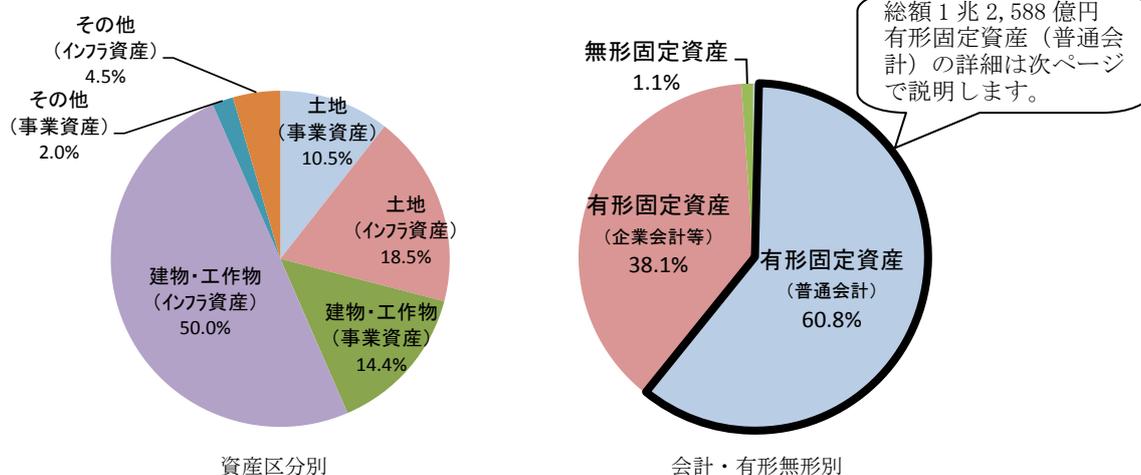
企業会計を含む市全体の固定資産の保有状況について述べます。

- ・市全体の固定資産は、土地が全体の29.0%、建物・工作物が64.4%となっています。
- ・インフラ資産の建物・工作物が全体の50%を占めています。
- ・固定資産の98.9%が、土地・建物・工作物などの有形固定資産となっており、うち6割が普通会計のものです。

表 3-1 固定資産の内訳（市全体）

区分	金額(億円)	割合	主な資産
土地(事業資産)	2,185	10.5%	庁舎用地、学校用地
土地(インフラ資産)	3,837	18.5%	道路用地、ごみ焼却場用地
建物・工作物(事業資産)	2,987	14.4%	庁舎、学校、図書館
建物・工作物(インフラ資産)	10,355	50.0%	道路、橋梁、上下水道
その他(事業資産)	414	2.0%	備品、車両、無形固定資産
その他(インフラ資産)	936	4.5%	備品、車両、無形固定資産
合計	20,713		

図 3-1 固定資産の内訳（市全体）



資料：新潟市の財務書類（平成24年度）より

※ 固定資産（市全体）

新潟市の普通会計及び企業会計等に加え、一部事務組合等、新潟市土地開発公社、新潟市の出資比率が50%以上の民法法人・会社法人、25%以上50%未満で市からの人的支援や財政支援から新潟市が実質的に主導的立場であると認められる民法法人・会社法人を対象としています。また、固定資産は、物的な実体をもつ有形固定資産（土地、建物、道路、車両、備品など）と、物的な実体をもたない無形固定資産（借地権、著作権、ソフトウェアなど）に区分されます。

※ 事業用資産、インフラ資産

事業用資産とは、庁舎や学校等行政サービスの提供のために所有している資産といい、インフラ資産とは都市基盤整備のために構築した道路、橋梁、上下水道等をいいます。

3-1-2 有形固定資産（普通会計）の保有状況

(1) 普通会計（全体）

企業会計等を除く普通会計の有形固定資産の保有状況について述べます。

・水道や下水道などの企業会計等を除いた本市の普通会計の有形固定資産では、土地が全体の45.5%、建物が22.7%、道路や橋梁などの工作物が31.8%となっています。

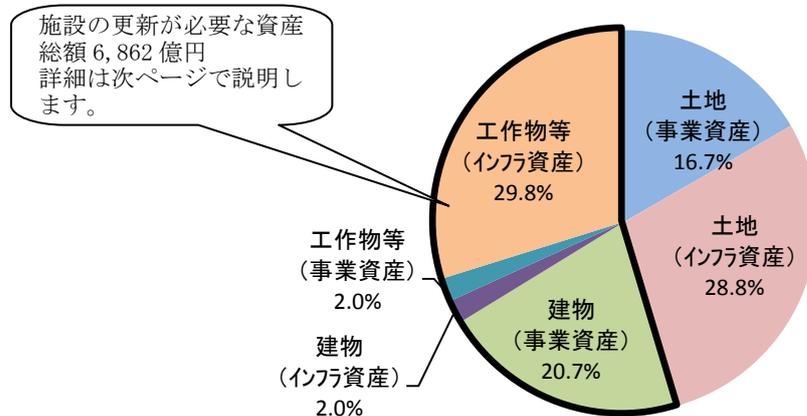
※ 企業会計は、利用収入等による独立採算制を既に採っており、施設の管理運営の大部分を税金に依存している一般会計（行政予算）とは性質が異なるため、ここでは除外しています。

※ 無形固定資産は、著作権やソフトウェアなど現状では財産価値が小さいため除外しています。

表 3-2 有形固定資産の内訳（普通会計）

区分	金額(億円)	割合	主な資産
土地(事業資産)	2,096	16.7%	庁舎用地、学校用地
土地(インフラ資産)	3,630	28.8%	道路用地、ごみ焼却場用地
建物(事業資産)	2,610	20.7%	庁舎、学校、図書館
建物(インフラ資産)	246	2.0%	ごみ焼却場
工作物等(事業資産)	250	2.0%	競技場、プール
工作物等(インフラ資産)	3,757	29.8%	道路、橋梁
合計	12,588		

図 3-2 有形固定資産の内訳（普通会計）



資料：新潟市の財務書類（平成 24 年度）より

※ 普通会計

地方公共団体ごとに、財政状況の統一的な把握及び比較のために統計上用いられる会計区分。本市の場合、①一般会計、②土地取得事業会計、③母子寡婦福祉資金貸付事業会計、④公債管理事業会計で、水道事業会計や下水道事業会計などの企業会計や、一部事務組合などを除いたものです。

(2) 普通会計（土地を除く）

普通会計の有形固定資産のうち、土地を除外し、施設の更新が必要な建物と工作物の保有状況について述べます。

・土地を除いた普通会計の有形固定資産の総額は6,862億円となっており、そのうち道路、橋梁などのインフラ資産の総額は3,849億円と割合にして約56%を占めています。

※ 土地の保有状況等の詳細については、「3-1-5 土地・建物の保有状況」で述べます。

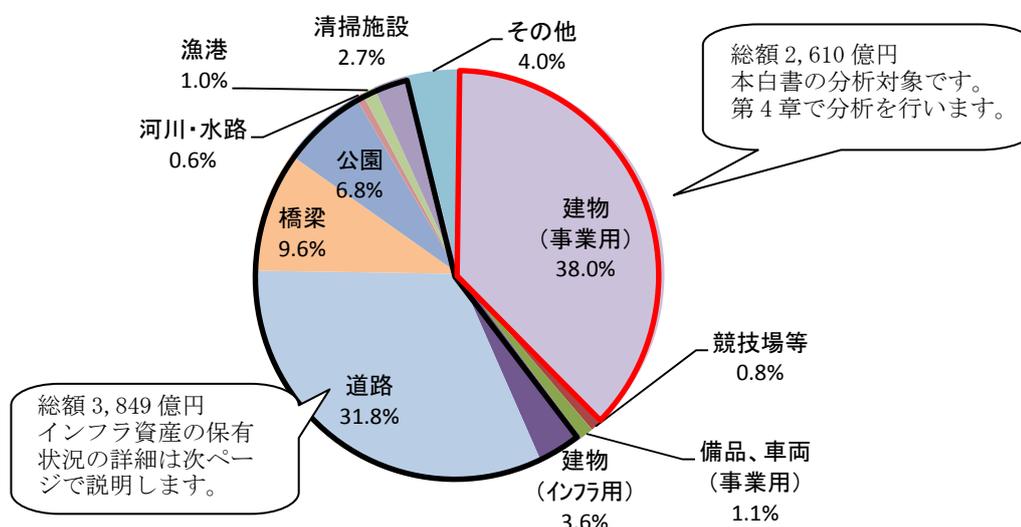
表 3-3 有形固定資産の内訳（普通会計）（土地除く）

区分	金額(億円)	割合	主な資産	白書対象	個別計画	
事業資産	建物(事業資産)	2,610	38.0%	庁舎、学校、図書館	○	
	競技場、プール等	52	0.8%	スタンド、プール、照明	※1	
	備品、車両(事業資産)	73	1.1%	ピアノ、美術品、車両	※1	
インフラ資産	建物(インフラ資産)	246	3.6%	ごみ焼却場	※2	
	道路	2,183	31.8%	舗装、ガードレール、照明		策定中
	橋梁	659	9.6%	橋梁		○
	公園	464	6.8%	公園施設		策定中
	河川・水路	40	0.6%	堤防、水路	※1	
	漁港	72	1.0%	岸壁、防波堤	※1	
	清掃施設	185	2.7%	ごみ・し尿処理施設	※2	
その他	277	4.0%	防火水槽、建設仮勘定	※1		
合計	6,862					

※1 各施設の金額が少額であり、個別対応することとし、白書対象外としています。

※2 一般廃棄物処理基本計画の基本施策として、処理施設のあり方を検討することとしているため、白書対象外としています。

図 3-3 有形固定資産の内訳（普通会計）（土地除く）



3-1-3 インフラ資産の保有及び管理状況

- ・本市の保有及び管理するインフラ資産は道路 6,797km、橋梁 4,081 箇所、都市公園 648 万㎡、廃棄物・し尿処理施設 14 施設、漁港 3 港、河川 1,650m となっています。
- ・さらに企業会計資産として、上水道配水管延長 4,132km、浄水場 8 施設、配水場 13 施設、下水道管渠延長 3,167km、処理場 4 施設、ポンプ場 49 施設があります。そのほかに企業会計資産として、市民病院があります。

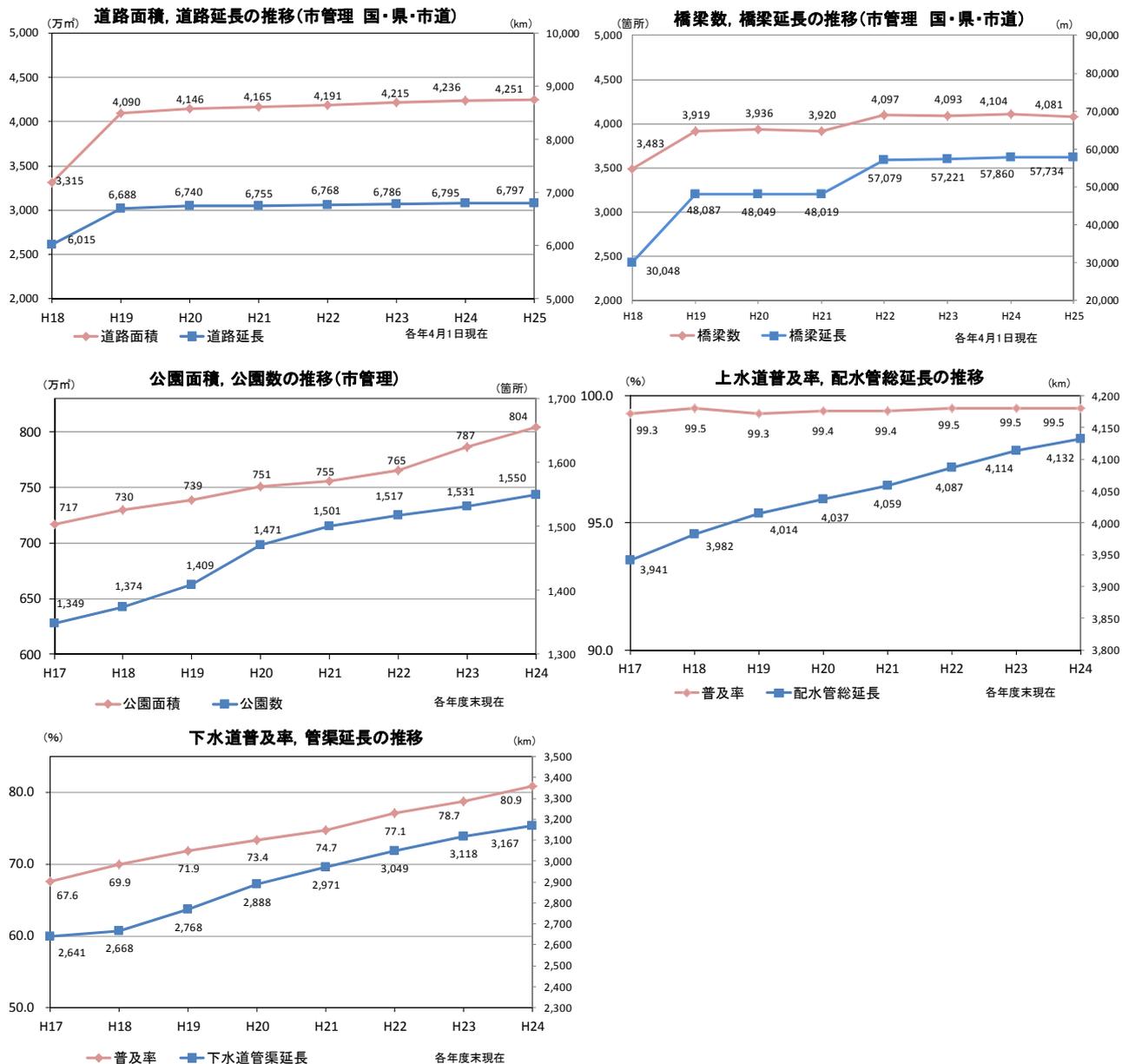
表 3-4 インフラ資産保有及び管理状況

区分		状況					
普通 会計	道路		路線数	実延長(km)	橋梁数	トンネル数	歩道橋
		市道	18,196	6,140	3,560	1	10
		県道(市管理)	65	542	386	1	9
		国道(市管理分)	4	115	135	12	3
		平成25年4月1日現在 市管理合計	18,265	6,797	4,081	14	22
	公園		箇所数	面積(万㎡)	※公園台帳による		
		都市公園	1,327	648			
		都市公園以外の公園	223	156			
		平成24年度末現在 市管理合計	1,550	804			
	廃棄物・ し尿処理施設	施設数	施設名				
		平成24年度末現在	14	新田清掃センター、亀田清掃センター、白根グリーンタワー、鑑潟クリーンセンター、新津クリーンセンター、豊栄郷清掃施設処理組合豊栄環境センター、資源再生センター、亀田一般廃棄物処理場、東清掃センター、舞平処理場、白根し尿処理場、巻し尿処理場、新津浄化センターし尿受入施設、阿賀北広域組合清掃センター			
	漁港	漁港数	漁港名				
	平成24年度末現在	3	新川漁港、松浜漁港、巻漁港				
	河川	河川数	延長(m)	河川名			
平成24年度末現在		1	1,650	矢垂川			
企業 会計	上水道事業 (水道事業)		総延長(km)	施設数	普及率(%)		
		配水管	4,132		99.5		
		浄水場		8			
		平成24年度末現在 配水場		13			
	下水道事業		総延長(km)	施設数	普及率(%)		
		管渠	3,167		80.9		
		下水処理場		4			
		平成24年度末現在 ポンプ場		49			
	病院事業		敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)			
		平成24年度末現在 市民病院	81,187	52,432	※カルテ庫(紫竹山)含む		

・インフラ資産の保有及び管理状況の推移

- ・道路・橋梁は平成19年の政令指定都市移行後、ほぼ横ばい傾向にあります。
- ・公園・上水道・下水道は年々、増加傾向にあります。

図 3-4 インフラ資産保有及び管理状況の推移



3-1-4 インフラ資産の維持管理計画

道路、上下水道といったインフラ資産の維持管理は専門性が高いため、資産ごとに担当部署で計画を策定しています。

本白書ではそれぞれの計画の策定状況を説明します。

(1) 道路の維持管理計画

本市が管理する道路は、平成25年4月現在で、国道115km、県道542km、市道6,140km、合計6,797kmと政令市第3位の管理延長で、主要な構造物は、橋梁^{※1}4,081橋、トンネル14箇所であり、その他に大型標識などの道路付属物も多くあります。

面積は4,251万㎡と市域の5.8%、市が保有している他の土地（表3-12 財産の保有状況（市全体）参照）の2倍にもなります。

平成20年度から平成25年度の5か年度で、道路延長は57km、面積は105万㎡増加し、道路延長で1%、面積で2.5%程度のわずかな増加であり、新潟駅周辺整備事業や新潟中央環状線整備事業といった大きなプロジェクトはありますが、今後は、維持管理・補修、更新などを重視していかなければなりません。

特に維持補修が重要とされる、橋梁とトンネルなどの構造物ですが、橋梁は4,081橋と数も多いことから、平成22年度に「橋梁長寿命化修繕計画」、平成24年度に「耐震補強計画」「耐荷力補強計画」を策定して、計画的に補修工事を実施することにより、効率的・効果的な維持管理に努めています。

また、トンネルについては、14箇所と少なく個別対応が可能なため計画的な定期点検を行い、修繕計画を策定し維持管理を実施しています。

今後、橋梁以外の施設についても、効率的・効果的な維持管理を行うための維持管理計画を平成26年度に策定することとしています。

表 3-5 維持管理計画の策定状況

	計画策定状況	備考
舗装 大型標識 道路照明 横断歩道橋	平成26年度 計画策定予定	平成25年度から点検を実施 国県道、主要市道 ^{※2} は道路パトロールを定期的に行って維持管理を実施
橋梁	策定済 平成22年度 長寿命化修繕計画 平成24年度 耐震補強・耐荷力補強計画	平成19年度から点検を実施
トンネル	定期点検に基づき修繕計画を策定	(平成24年度点検実施)

※1 長さ2m以上の橋及びボックスカルバートをいいます。

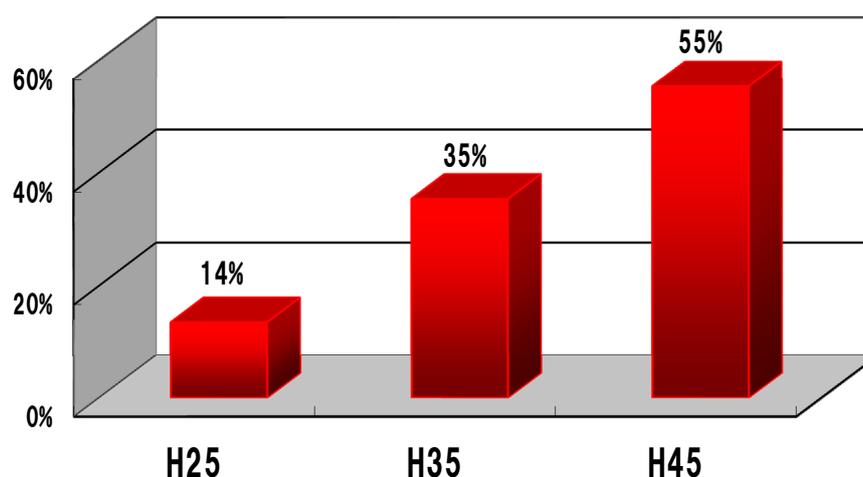
※2 交通量3,000台/日以上重要な市道です。

□ 橋梁長寿命化修繕計画【平成 22 年度策定】

・背景

本市が管理する橋梁は、阿賀野川に架かる松浜橋、ござれや阿賀橋、泰平橋、信濃川に架かる昭和大橋、信濃川大橋などの大規模なものから、小規模な河川に架かるものなど 4,093 橋（平成 23 年 4 月現在）と膨大であり、これらの多くが高度成長期を中心に建設されました。このため、建設後 50 年以上を迎える高齢化橋梁が、今後急速に増加し、補修や架け替えなどの総管理費用が膨大になることが懸念されます。

図 3-5 橋齢 50 歳以上の橋梁数の割合



予防的な維持・補修による橋梁の長寿命化や、ライフサイクルコストの低減及び維持管理費用の平準化をすることにより、道路ネットワークの安全性・信頼性を確保します。

表 3-6 長寿命化修繕計画の策定橋梁数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
橋長15m以上	205橋	402橋	17橋	624橋
橋長15m未満	0橋	0橋	3,469橋	3,469橋
合計	205橋	402橋	3,486橋	4,093橋

注：計画策定時の橋梁数であり、現在の橋梁数と一致しません

表 3-7 健全度集計表

健全度	橋長15m以上	橋長15m未満	合計
補修が必要な橋梁数	350橋	54橋	404橋
補修が不要な橋梁数	274橋	3,415橋	3,689橋
合計	624橋	3,469橋	4,093橋

・ 計画的な維持管理

4千余りの橋梁を管理するために、道路ネットワーク上の指標のほかに、構造や塩害の可能性など橋梁の特性を考慮して、4つの管理区分と7つの健全度区分に分類し、管理目標と補修を行う橋の優先順位を設定し、これに基づいた事業計画を策定しメリハリのある維持管理を行っています。

事業計画の策定では、橋梁の健全度だけではなく、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保、社会的な影響度を加味して設定して優先順位を決定します。

(管理区分の具体例)

緊急輸送道路1次指定の国県道 交通量が1日2万台以上の橋	損傷劣化の早期検知で補修 工事は利用規制を最小限に抑える。
重要市道 ^{※3} 交通量が1日1千~5千台の橋	点検で損傷等を発見して事後的に補修 工事は交通の利用規制も受容

橋の寿命は、交通量や環境が非常に大きく影響しますので、適切な対応と対策を行うために5年サイクルで全橋梁の点検と補修を実施するとともに、計画の見直しを行います。

平成23年から5年間の補修費用として、総額112億円を見込んでいます。

□ 橋りょうの耐震補強・耐荷力補強計画【平成24年度策定】

大規模な地震が発生した場合でも、道路には支援物資の輸送や、けが人の搬送などの重要な役割があり、通行機能を早期に確保する必要があるため、特に橋梁については落橋や倒壊などの致命的な状況を防ぐことが求められています。

このため、地震に対する安全性が低い昭和55年よりも古い基準で設計された橋梁について、落橋や倒壊などの被害が発生しないように、耐震補強対策を平成17年度から緊急輸送道路上の橋梁で進められており、平成24年度には、第三者被害の防止の観点から、跨線橋や跨道橋についても対策を実施することとした、「耐震補強計画」を策定しました。

また、平成5年の車両制限令等の改正による貨物輸送車両の大型化に伴い、物流ネットワーク上の橋梁については、損傷が確認されてから補修・補強を実施する対応をしてきましたが、橋梁の長寿命化の観点から、強度を高める耐荷力補強を計画的に実施して、橋の延命化、コスト縮減と利便性の低下を防ぐ「耐荷力補強計画」を策定しました。

「橋梁長寿命化修繕計画」「橋りょうの耐震補強・耐荷力補強計画」については市の土木総務課ホームページに掲載されています。

※3 市内の拠点間を結ぶ連絡路を補完する道路をいいます。

(2) 公園施設の維持管理計画

□ 現況及び問題

本市が管理している公園箇所数、面積は表 3-8 のとおりであり、都市公園数では政令市の中で 8 番目となっています。

本市の公園に設置している施設で最も多いものは遊具であり、都市公園では 3,000 基を超える遊具が存在し、将来の維持管理費の増加が懸念されます。

また今後、適切な維持管理を行っていかなければ、施設の老朽化により利用禁止や施設自体の撤去といった事態に繋がるなど、安全で快適な利用を確保するという公園本来の機能発揮に関わる根幹的な問題となります。

表 3-8 新潟市管理の公園の内訳(平成 24 年度末現在)

種別	※1 都市公園	※2 都市公園以外	計
箇所数	1,327	223	1,550
面積(万㎡)	648	156	804

□ 長寿命化計画の策定状況について

本市では 1,550 の公園を有しており、その大半が都市公園であることから、都市公園を優先的に計画策定しています。

また、公園には園路、広場、植栽、花壇、池、休憩所など多種多様の施設が存在し、計画策定には多額の費用が必要となることから、平成 22 年度に新潟市公園施設長寿命化計画策定基本方針(案)を策定し、人が使用する施設の安全確保を最優先にするとともに、更新費用が高額になる「遊具、建築物(休憩所、トイレなど)、土木構造物(橋梁、擁壁など)」を有する公園から順次計画を策定することとしています。

計画策定の概要は以下のとおりとなっています。

① 事業名

新潟市公園施設長寿命化計画策定事業

② 事業概要

都市公園施設の安全性の確保並びにライフサイクルコスト削減を目標に、今後 10 年間の修繕、更新の年次計画を作成することを目的としています。

※1 都市公園とは、都市公園法に基づき、設置・管理する公園をいいます。

※2 都市公園以外とは、公園、緑地に準じる機能を持った施設をいいます。

③ 計画策定期間

平成 22 年度～平成 26 年度（予定）

④ 計画の策定状況

対象公園及び施設が多数あることから、区ごとに各種調査（健全度判定、危険度判定、施設の規準適合性など）を実施し、平成 26 年度に計画をとりまとめる予定となっています。

現時点での計画策定状況は、次の表のとおりとなっています。

表 3-9 公園施設長寿命化計画の策定状況

年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区 名	東 区	中央区 秋葉区	南 区 西 区 西蒲区	【予定】 北 区 江南区	【予定】 新潟市版 (まとめ)
計画対象 公園数	201	303	351	※229	※1,084

※印の計画対象公園数は今後、対象施設の有無を確認する予定となっています。

注：計画対象公園数が都市公園数(1,327箇所)と一致しない理由は、計画対象施設（遊具、建築物、土木構造物）を有しない公園を計画対象公園としていないためです。

⑤ 今後の予定

平成 26 年度に「新潟市公園施設長寿命化計画」をとりまとめ、その計画に基づき、施設の維持管理（点検、修繕、更新）を実施する予定としています。

計画策定後は、定期的な施設点検を基に適宜計画の修正、補完を行いながら、大幅な修正が必要になった時点で計画の見直しを行う予定としています。

(3) 上水道の維持管理計画

上水道の維持管理計画は、新潟市水道事業中長期経営計画（マスタープラン）【平成19年度～平成26年度】、同 後期実施計画（平成22年度～26年度）でまとめられています。

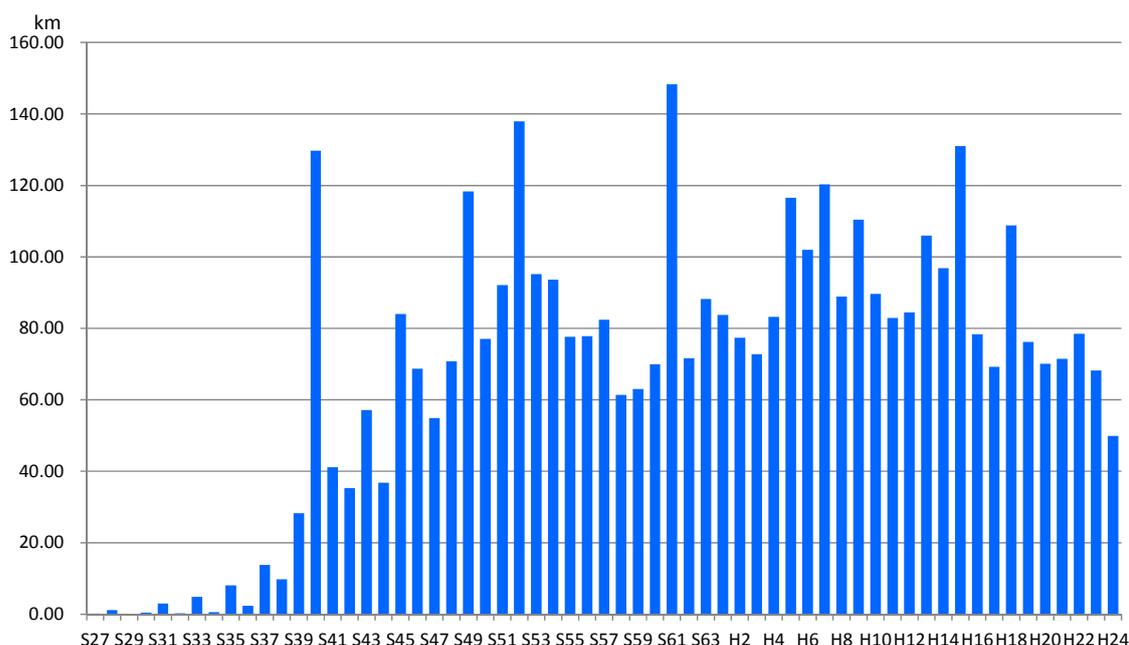
□ 計画の趣旨

将来にわたって安全な水の安定供給を持続するためには、限られた経営資源（職員・施設・財源等）の中で、「より効率性の高い水道」・「お客さまに信頼される水道」に向けて、水道システムの再構築を図ることが必須であることから、本市水道事業の将来像とその実現のための具体的な施策群を設定し、戦略的な事業を展開するために「新潟市水道事業中長期経営計画」を策定しています。

この計画に基づき、浄水場等施設及び管路の整備について、計画的な更新を行っています。

また、水道管路については将来的な更新需要を算出し、耐震性と老朽度の詳細評価に基づき優先順位を設定するとともに、事業費の平準化を図りながら次期計画を策定していきます。

図 3-6 平成24年度末 布設年度別排水管延長



□ 浄水場等施設の計画的整備

合併後の施設再編計画に基づき統廃合後に存続する浄水場等（6浄水場、13配水場）の多くは、昭和40年～50年代にかけて建設され、築造後30年以上を経過しています。

施設としては、設備機器の老朽化が進み更新基準に基づく更新時期に順次達し、構造物では耐震診断に基づく補強や補修等の適切な維持保全が必要となっています。

浄水場等の施設では、老朽化や耐震化だけではなく、近年の配水量減少傾向に伴い現有施設規模との乖離が大きくなっていることから、今後の水需要を見据えた適正な施設

規模に見直すことが求められています。

このため、浄水場等の老朽度や今後の水需要を踏まえ、設備更新等が急がれた青山浄水場において、施設状態を評価したうえで、設備更新並びにポンプ場の新設や、施設の耐震化を主な整備内容とする施設整備計画を策定しました。この計画に基づき平成 22 年度から整備に着手し、設備更新や耐震化等を進め、平成 26 年度には第 1 期分の整備を完了する予定です。

残りの浄水場等においても、順次施設状態を評価したうえで適切な施設規模となるよう施設整備計画の策定を進めています。

今後は、施設整備計画を踏まえ、順次事業化を図りながら、計画的に設備機器の更新や耐震化を進めていきます。

□ 計画的な管路整備

配水管幹線整備、経年管更新、石綿セメント管更新の各事業は概ね順調に計画どおり進捗しています。

また、現計画期間に広域系統連絡管整備事業、石綿セメント管更新事業が完了することから、今後の管路整備は経年管の更新が中心となります。そこで基幹管路の更新について、①事故時の影響度、②老朽度、③耐震性を評価し、優先順位を設定するなど、中長期的な経年管更新計画を平成 24 年度に策定しました。

(配水管幹線整備事業)

青山浄水場導水管の耐震化と併せて実施している青山浄水場系と信濃川浄水場系相互連絡管の整備は、平成 26 年度までに導水管の耐震化及び相互連絡管の整備が完了する予定です。

これを含めた布設延長は平成 22～26 年度までの計画布設延長 6,705m に対し、平成 22～24 年度までの間に 4,459m の布設が完了しました。

(経年管更新事業)

平成 22～26 年度までの計画更新延長（経年管更新事業）29,253m に対し平成 24 年度までに 20,838m を更新しました。

水管橋及び JR 軌道下の更新については、計画期間にそれぞれ 10 箇所を更新予定としており、平成 24 年度までに水管橋 4 か所を更新しました。

今後の更新については、平成 24 年度に策定した新たな配水ブロックシステム計画に基づき、必要な箇所を精査した上で効率的な更新を進めていきます。

(石綿セメント管更新事業)

平成 26 年度にすべての石綿セメント管の更新を完了する計画であり、この事業のほか他事業に係る更新も行われた結果、平成 24 年度末の残存延長は 21,578m となりました。

この残存延長については、平成 25・26 年度で全て更新し、事業を完了する予定です。

表 3-10 更新実績等

	平成 22～26 年度 (計画)	平成 22～24 年度 (実績)	進捗率
配水管幹線整備事業 (布設延長)	6,705m	4,459m	66.5%
経年管更新事業 (更新対象延長)	29,253m	20,838m	71.2%
石綿セメント管更新事業 (更新対象延長)	54,257m	32,679m	60.2%

※石綿セメント管は平成 25・26 年度で全て更新を完了する予定です。

□ 広域化に伴う効率的な施設の再編

浄配水施設の統廃合及びこれに伴う広域系統連絡管整備を計画に従い進めてきました。

岩室浄水場の廃止が当初計画より 1 年遅れの平成 23 年度となったほかは計画どおり進捗しています。

表 3-11 浄水場廃止経過 (平成 19 年度～26 年度)

	平成 19 年度	平成 21 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 26 年度 (予定)
廃止浄水場	長戸呂 亀田	小須戸	岩室	月潟	西川 中之口 潟東

□ 更新経費について

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 カ年で、「浄水場等施設の計画的整備」「計画的な管路整備」及び「広域化に伴う効率的な施設の再編」の費用として、総額約 266 億円を見込んでいます。

□ 今後の予定

現在の計画期間が平成 26 年度で終了することから、今後も本市水道事業のあるべき将来像とその実現のための具体的な取り組みを設定し、戦略的な事業を展開するために、先の計画を継承した平成 27 年度からの新たな計画を平成 26 年度に策定する予定です。

新潟市水道事業中長期経営計画 (マスタープラン) 【平成 19 年度～平成 26 年度】、同後期実施計画【平成 22 年度～平成 26 年度】については、市の水道局ホームページに掲載されています。

(4) 下水道の維持管理計画

下水道における今後の改築・更新（下水道長寿命化）に関する計画は、平成 26 年 3 月策定予定の新潟市下水道中期ビジョン〔改訂版〕（平成 20 年度～平成 30 年度）の概要を記載します。

□ 目的

本市が管理する下水道施設は、下水道処理区域の拡大や浸水対策等による下水道整備が進み、管渠やポンプ場など、管理する下水道施設が年々増加しています。

図 3-7 管渠の年度別整備延長

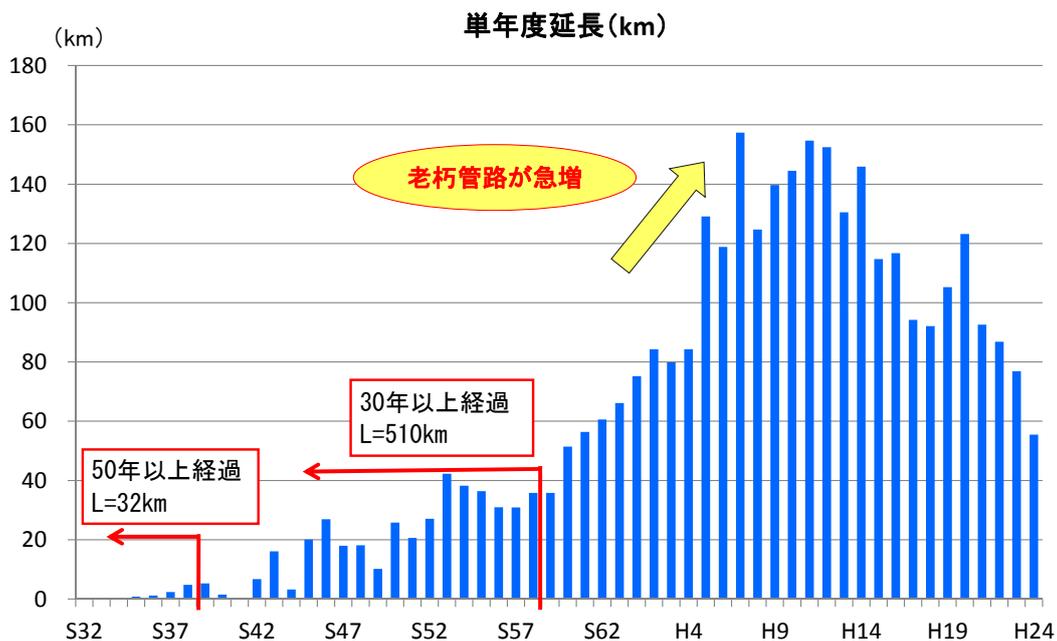
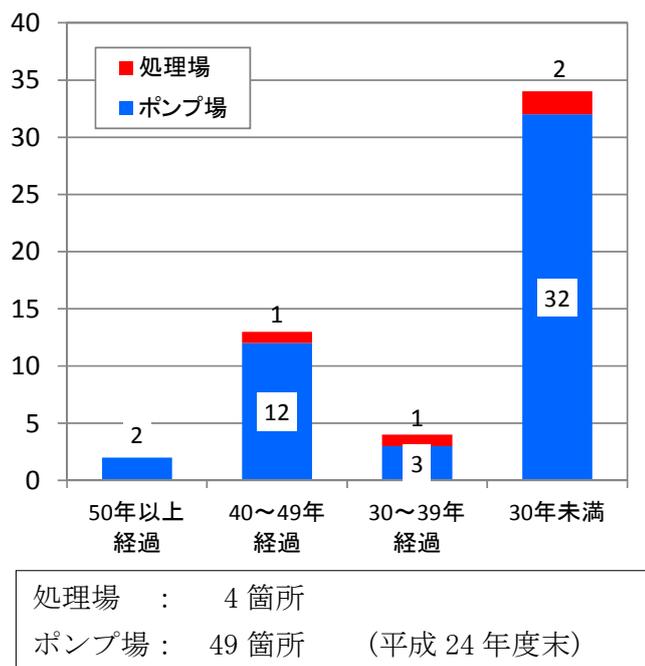


図 3-8 経過年度別下水道施設数



下水道事業に着手し 60 年を超え、管渠・処理場・ポンプ場の老朽化が進行しており、下水道施設の老朽化に伴う不具合により、下水道が使用できなくなるなど日常生活に影響を及ぼす恐れがあります。

また、全国的に老朽化した管渠の損傷に起因する道路陥没が多く発生していますが、本市内では整備年度の古い船見処理区、中部処理区内で道路陥没の発生が多くなっていますので、管渠の損傷による道路陥没を未然に防止するなど、下水道施設の機能を保持しながら、市民の生活を守ります。

図 3-9 本市内の道路陥没回数

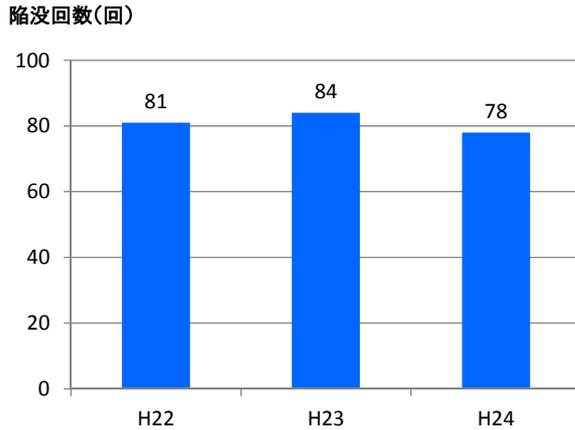
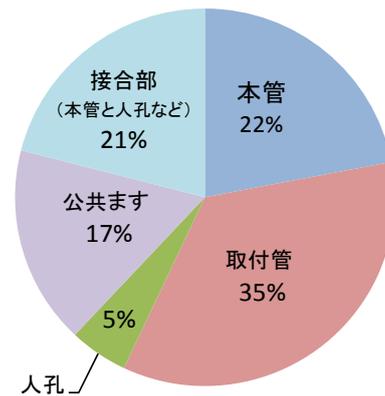


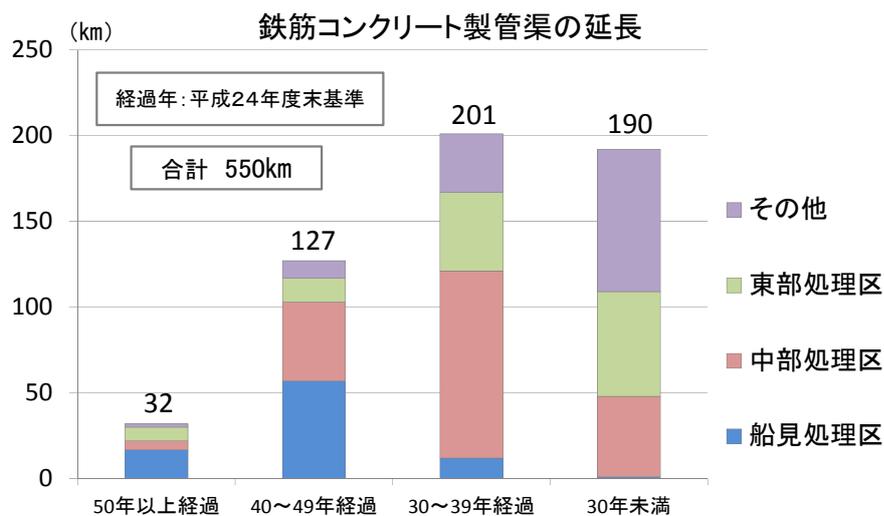
図 3-10 道路陥没の原因となった管渠施設部位



古くから、多く下水道管として使用され老朽化した鉄筋コンクリート製の管において、全国的に不具合が多く見つかっており、その対策が課題となっています。

本市でも、昭和 50 年以前は主に鉄筋コンクリート製の管が敷設されており、敷設年度が古いことや全国的な傾向を踏まえ、予防保全の観点より優先的に調査・対策を行っていく計画となります。

図 3-11 鉄筋コンクリート製管渠の処理区別延長



□ 課題と今後の対策

① 継続的な老朽管の維持対策

現在継続的に行っている、管渠のTVカメラ調査などの結果、本管の継手部分のズレや腐食などの損傷・劣化などの不具合が多いことが明らかになり、今後、更に老朽管が増えていくことが予想されることから、維持管理費の増大も見込まれます。

効率的な維持管理のために、計画的に点検調査を実施したうえで「長寿命化計画」の策定を行い、計画に基づいた改築や維持修繕を実施していく必要があるため、TVカメラ調査の結果に基づき、緊急度判定を行い、ライフサイクルコストを考慮した対策を実施し、適切な維持対策を行っていく必要があります。

② 老朽化する船見下水処理場の再構築

船見下水処理場は、昭和39年に供用を開始しましたが、同年6月16日の新潟地震により壊滅的な被害を受け、その復旧後、昭和42年4月に供用を開始し45年以上経過しました。

処理場を調査した結果、施設の機能を保持するための再構築が必要と判明し、早急な課題となっています。

③ 継続的な老朽施設の維持対策

処理場やポンプ場の老朽化が進行し、施設と機器維持費の増大が予測されます。

これまでは定期点検や必要に応じ修繕・オーバーホール等を行いながら、最終的に機器単位の全部取替を行ってきましたが、今後は「長寿命化計画」を策定し、機器によっては、ライフサイクルコストを算定し機器の一部を先行して「部分取替」するなどの、長寿命化対策を行いながら持続可能な維持管理を行っていく必要があります。

④ 下水道施設におけるストックマネジメント^{※1}の策定

維持管理を計画的に行うために、既存の管渠データベースに加えて点検・調査及び改築・修繕結果などの施設情報もデータ化していく必要があります。

データベースの活用により、優先順位を踏まえた点検・調査及び改築・修繕計画の策定を行い事業の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持管理を行っていくことが求められます。

⑤ 改築・更新費に関する今後の見込み

平成25年度から平成30年度まで下水道施設の改築・更新費として、6カ年で約240億円、年間約40億円を見込んでいます。

^{※1} 下水道施設におけるストックマネジメントとは、持続可能な下水道事業の実施を図るため、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理・運用することをいいます。

□ 下水道施設の改築及び長寿命化計画の策定状況

① 船見処理区の管渠について

整備年度が古く、敷設後 50 年以上経過した管渠が多い船見処理区の管渠（約 95 km）の改築計画（長寿命化計画）策定に向け、平成 24 年度から TV カメラ調査に着手しました。

② 処理場・ポンプ場の改築計画

処理場・ポンプ場について、目視調査などの基礎調査により対策の優先順位を設定し、優先順位の高い設備の改築計画を作成しました。

※下水道における「改築」は、対象施設の全部または一部の再建設あるいは取り替えを行うことを指します。

新潟市下水道中期ビジョン[改訂版]の策定関連資料については、市の下水道計画課のホームページに掲載されています（平成 25 年 2 月現在）。

3-1-5 土地・建物の保有状況

[土地]

- ・本市は、2,126万㎡の土地を保有しており、庁舎や学校、公園など政策的な利用目的に使用される行政財産は、1,587万㎡(全体の75%)、普通財産は539万㎡(全体の25%)となっています。
- ・普通財産は、貸付財産が68万㎡、海没地・森林が400万㎡、その他の財産が71万㎡となっています。その他の財産には、売却可能な土地のほか、利用困難な土地などが含まれています。

[建物]

- ・建物は全体の97%と、その大半が行政財産となっており、残りの3%が普通財産となっています。

表 3-12 財産の保有状況（市全体）

区分		土地	建物	主な資産
行政 財産	公用財産	147.18 万㎡	37.92 万㎡	庁舎、消防施設
	公共用財産	1,439.97 万㎡	227.29 万㎡	学校、公民館、公営住宅
	合計	1,587.15 万㎡	265.22 万㎡	
普通 財産	貸付財産	67.83 万㎡	2.79 万㎡	県営住宅用地、教員住宅
	海没地・森林	400.38 万㎡	—	西海岸、秋葉山
	その他の財産	70.80 万㎡	4.85 万㎡	旧新潟競馬場跡地
	合計	539.01 万㎡	7.64 万㎡	
合計		2,126.16 万㎡	272.86 万㎡	

※ここでいう財産とは、企業会計の土地・建物及び道水路用地を除いた土地・建物を指します。

※ 行政財産

行政財産は、公用または公共用に供し、または供することを決定した財産をいい、「公用財産」と「公共用財産」に分けられます。行政財産は、原則として貸し付けなどの処分が禁止されていますが、その用途や目的を妨げない限度において、貸し付けたり地上権を設定することができます。(地方自治法第238条の4)

※ 公用財産

行政財産のうち、地方公共団体がその事務、事業を執行するために直接使用することを目的とした財産で、庁舎、消防施設などがあります。

※ 公共用財産

行政財産のうち、住民の一般共同利用に供することを目的とした財産で、学校、公民館、公営住宅、公園などがあります。

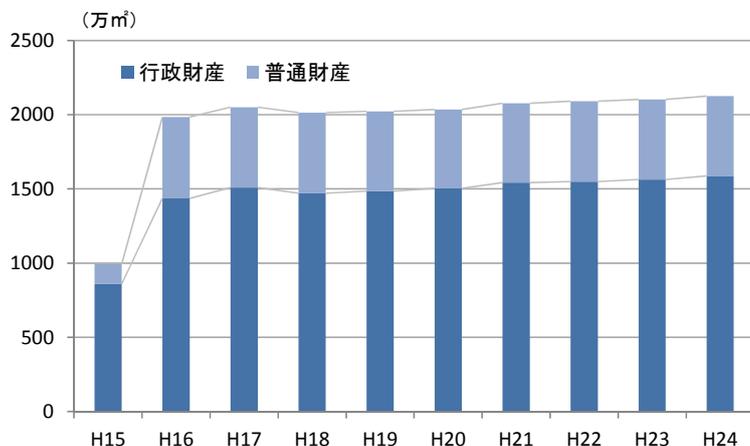
※ 普通財産

「普通財産」とは、行政財産以外の公有財産をいいます。行政財産と異なり特定の行政目的に直ちに用いられるものではなく、地方公共団体が一般私人と同等の立場で所有するものです。普通財産は、これを貸し付けたり、売り払ったり、私権を設定したりすることができます。(地方自治法第238条の5)

(1) 土地保有状況の推移

- ・土地の保有状況は、平成17年度に現行の市制となって以降、行政財産は微増、普通財産はほぼ横ばいに推移しています。

図 3-12 土地保有状況の推移



合併により、
行政財産は1.76倍に
普通財産は4.02倍に
なっています。

資料：新潟市公有財産現在高通知書により作成

表 3-13 土地保有状況の推移（市全体）（万㎡）

区分		H15 年度末 現在高	H16 年度末 現在高	H17 年度末 現在高	H18 年度末 現在高	H19 年度末 現在高	H20 年度末 現在高	H21 年度末 現在高	H22 年度末 現在高	H23 年度末 現在高	H24 年度末 現在高	
行政財産	公用	本庁舎	2.51	2.51	2.51	3.35	3.35	3.35	3.38	3.38	3.38	3.38
		消防施設	3.61	8.57	9.64	9.73	9.83	10.22	10.18	10.41	10.27	10.30
		その他の施設	109.60	154.44	167.44	112.08	131.85	133.02	142.24	138.33	133.79	133.50
	公用財産計	115.72	165.52	179.59	125.16	145.02	146.59	155.80	152.13	147.45	147.18	
	公共用	学校	197.96	360.23	383.94	385.74	386.39	387.61	385.62	382.30	381.78	381.89
		公営住宅	35.48	43.91	45.84	45.49	44.61	44.44	43.96	43.98	44.39	42.33
		公園	204.82	391.23	414.96	416.14	423.56	426.73	444.89	448.44	455.60	461.94
		その他の施設	306.43	475.38	485.75	498.73	485.20	498.57	512.83	522.89	533.72	553.81
公共用財産計	744.69	1,270.75	1,330.49	1,346.11	1,339.76	1,357.35	1,387.30	1,397.62	1,415.50	1,439.97		
行政財産計	860.41	1,436.27	1,510.08	1,471.26	1,484.78	1,503.93	1,543.10	1,549.74	1,562.94	1,587.15		
普通財産	貸付財産	有償				20.19	20.13	20.81	21.84	23.43	23.57	24.86
		無償	22.64	59.56	66.69	46.17	44.16	44.24	43.32	43.20	43.42	42.97
	海没地				44.86	44.86	44.86	44.86	44.86	44.86	44.86	
	森林	111.94	488.66	474.38	355.52	355.52	355.52	355.52	355.52	355.52	355.52	
	その他の財産				76.94	74.11	65.34	67.75	73.74	73.57	70.80	
	普通財産計	134.59	548.21	541.06	543.68	538.78	530.78	533.29	540.75	540.94	539.01	
合計	995.00	1,984.48	2,051.15	2,014.94	2,023.56	2,034.71	2,076.39	2,090.50	2,103.88	2,126.16		

資料：新潟市公有財産現在高通知書により作成

主な有償貸付は、県営住宅用地（8.5万㎡）、中央卸売市場事業団地（5.3万㎡）

主な無償貸付は、自治会貸付地（3.2万㎡）、特別養護老人ホーム（2.9万㎡）

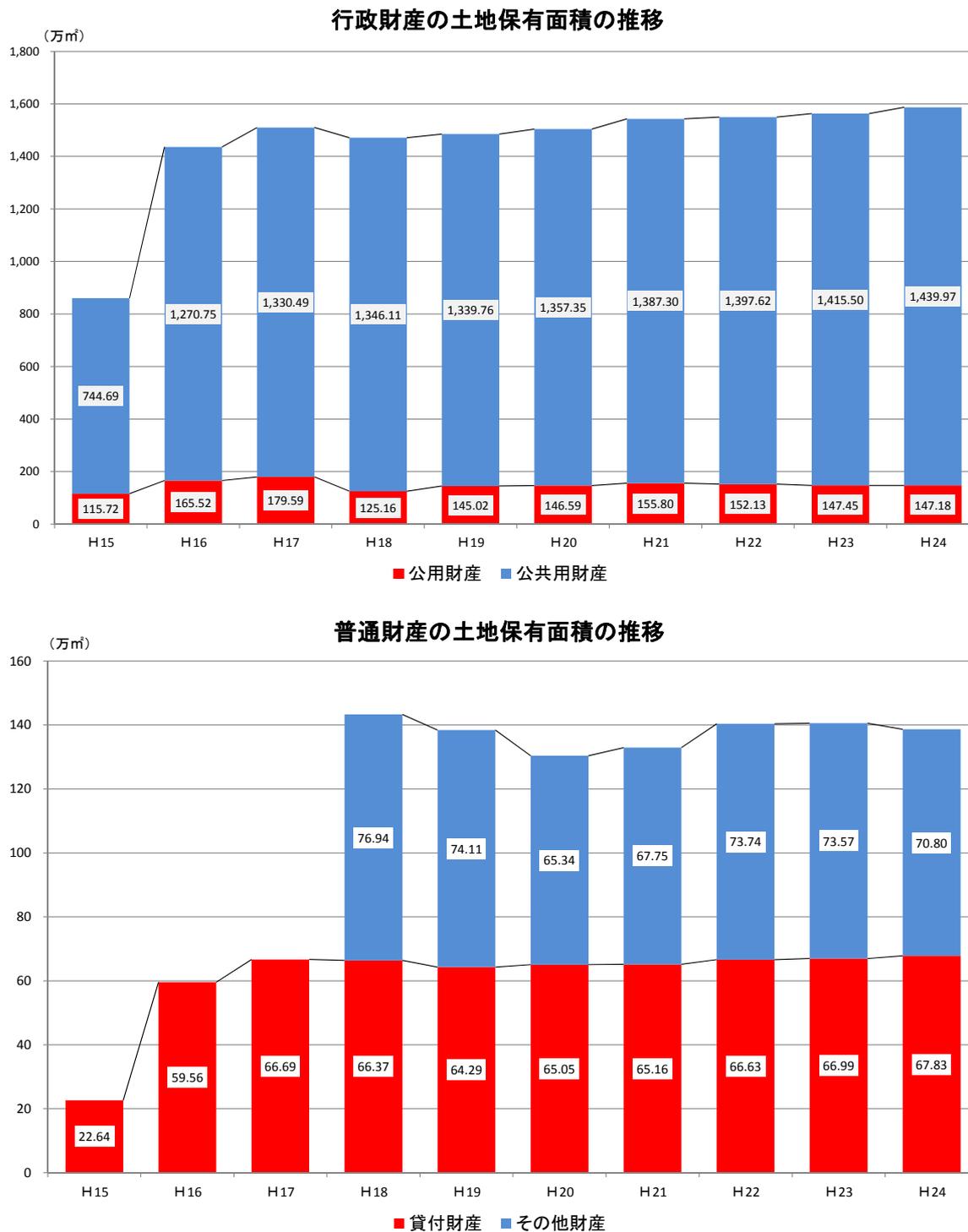
主なその他の財産は、旧新潟競馬組合跡地（7.4万㎡）、旧学校跡地（3.7万㎡）

※ 端数処理（四捨五入）の関係で、合計値が一致しないことがあります。

(2) 区別の土地の保有状況の推移

- ・行政財産の大部分を公共用財産が占めています。
- ・普通財産は、間接的に行政に貢献する貸付財産と、売却可能な土地や利用が困難な土地などのその他の財産があり、合併後はどちらもほぼ横ばいで推移しています。

図 3-13 土地保有状況の推移(上図：行政財産 下図：普通財産)

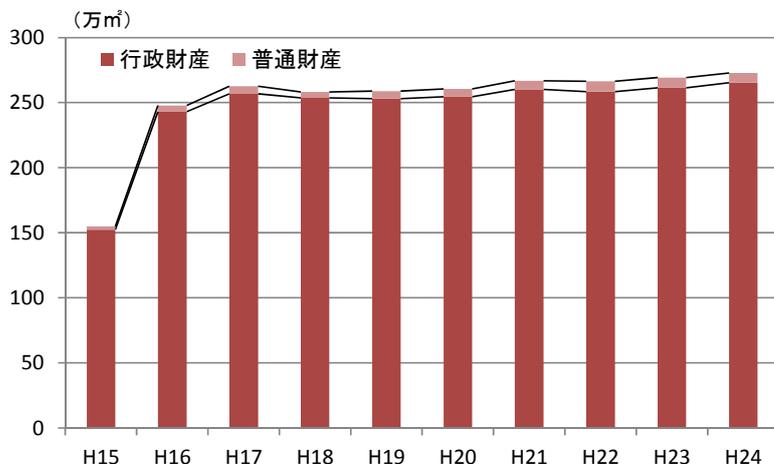


- ※ 公用財産は庁舎、消防施設用地など、公共用財産は学校、公民館、公営住宅用地など
 ※ 貸付財産は県営住宅用地、中央卸売市場事業団地など、その他の財産は旧新潟競馬組合跡地、旧学校跡地など
 ※ H15～H17 のその他の財産（海没地・山林除く）は、旧合併市町村のその他の財産から海没地と山林を除くことができないため、記載していません。

(3) 建物保有状況の推移

・建物の保有状況は、行政財産は年々増加傾向にあり、普通財産は微増しています。

図 3-14 建物保有状況の推移



合併により、
行政財産は 1.69 倍に
普通財産は 2.21 倍に
なっています。

資料：新潟市公有財産現在高通知書により作成

表 3-14 建物保有状況の推移（市全体）（万㎡）

区分		H15 年度末 現在高	H16 年度末 現在高	H17 年度末 現在高	H18 年度末 現在高	H19 年度末 現在高	H20 年度末 現在高	H21 年度末 現在高	H22 年度末 現在高	H23 年度末 現在高	H24 年度末 現在高	
行政財産	公用	本庁舎	4.51	4.51	4.51	5.51	5.51	5.51	5.67	5.67	5.67	5.73
		消防施設	1.52	3.07	3.57	3.55	3.65	3.65	3.64	3.64	3.64	3.86
		その他の施設	13.85	27.80	29.32	21.89	22.39	22.31	28.17	26.39	26.40	28.33
	公用財産計		19.88	35.37	37.39	30.95	31.55	31.47	37.48	35.70	35.71	37.92
	公共用	学校	68.03	110.07	114.21	115.27	116.13	116.95	116.28	115.68	117.31	117.51
		公営住宅	30.65	33.60	34.96	34.70	34.86	34.79	34.66	34.88	34.88	35.22
		公園	1.98	3.12	3.01	3.07	4.22	4.24	4.25	4.25	4.67	4.67
その他の施設		31.74	60.78	67.23	69.71	66.35	66.98	67.43	67.97	68.75	69.89	
公共用財産計		132.40	207.57	219.41	222.75	221.56	222.95	222.61	222.79	225.61	227.29	
行政財産計		152.28	242.95	256.80	253.69	253.11	254.42	260.09	258.49	261.32	265.22	
普通財産	貸付財産	有償	2.42	3.68	4.72	1.51	0.76	0.79	0.91	0.90	1.04	1.03
		無償				2.01	2.02	2.05	2.09	2.00	1.74	1.77
	その他の財産		0.26	1.20	1.18	1.08	2.96	3.21	3.64	4.87	5.14	4.85
	普通財産計		2.67	4.88	5.89	4.59	5.74	6.05	6.64	7.77	7.92	7.64
合計		154.95	247.82	262.69	258.28	258.85	260.47	266.73	266.26	269.23	272.86	

資料：新潟市公有財産現在高通知書により作成

主な有償貸付は、万代島水産物揚場（0.33 万㎡）

主な無償貸付は、福祉作業所（0.28 万㎡）

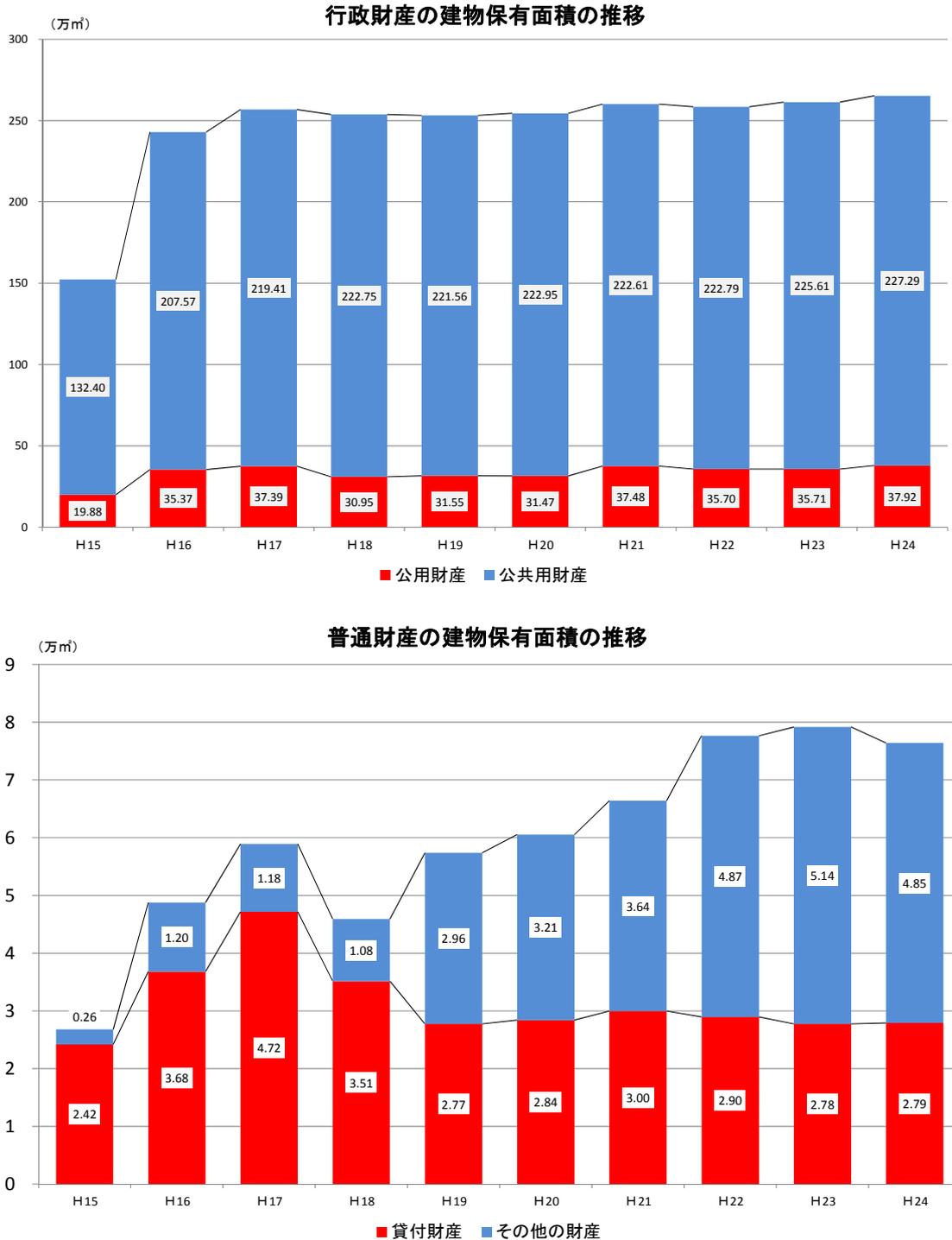
主なその他の財産は、旧中央卸売市場（1.20 万㎡）、旧学校施設（2.32 万㎡）

※ 端数処理（四捨五入）の関係で、合計値が一致しないことがあります。

(4) 区別の建物の保有状況の推移

- ・行政財産の大部分を公共用財産が占めています。
- ・普通財産は、間接的に行政に貢献する貸付財産と、その他の財産があり、合併時に比べるとその他の財産は増加しています。

図 3-15 建物保有状況の推移(上図：行政財産 下図：普通財産)



※ 公用財産は庁舎、消防施設など、公共用財産は学校、公民館、公営住宅など
 ※ 貸付財産は万代島水産物揚場、福祉作業所など、その他財産は旧中央卸売市場、旧学校施設など

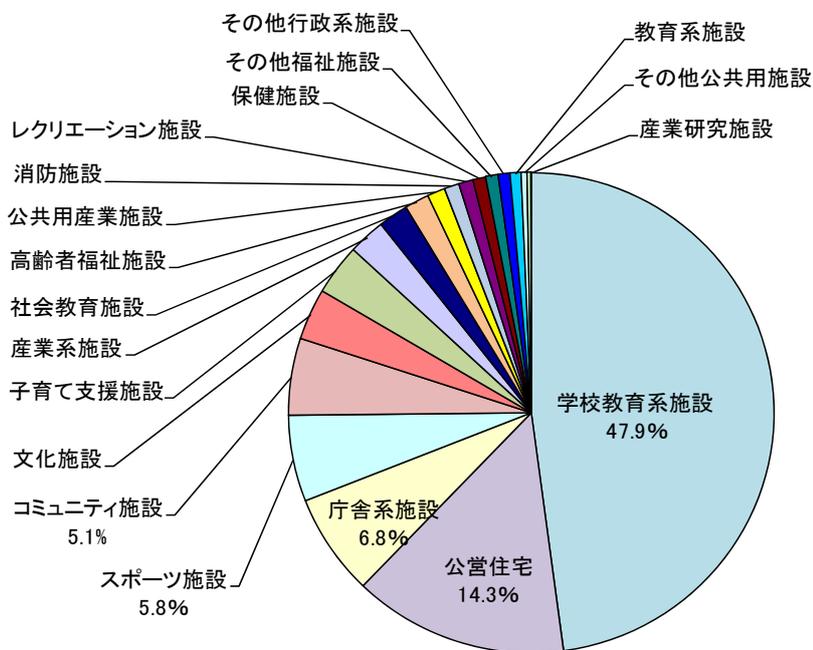
(5) 建物（行政財産）保有施設の内訳

- ・本市は、約1,900施設(公有財産台帳ベース)、約270万㎡の公共施設を保有しています。
保有面積は学校教育系施設が約117.5万㎡と最も多く、次いで公営住宅、庁舎系施設、スポーツ施設、コミュニティ施設となっています。
- ・多くの公共施設は昭和50年代に整備されており、これらが建替えを迎える時期には多くの費用が必要となることが想定されます。

① 白書対象施設の用途別保有状況

学校教育系施設が白書対象施設の約 48 %を占めています。次いで、公営住宅、続いて市役所本庁舎や支所などの庁舎系施設の面積が大きくなっています。

図 3-16 白書対象施設の用途別保有状況

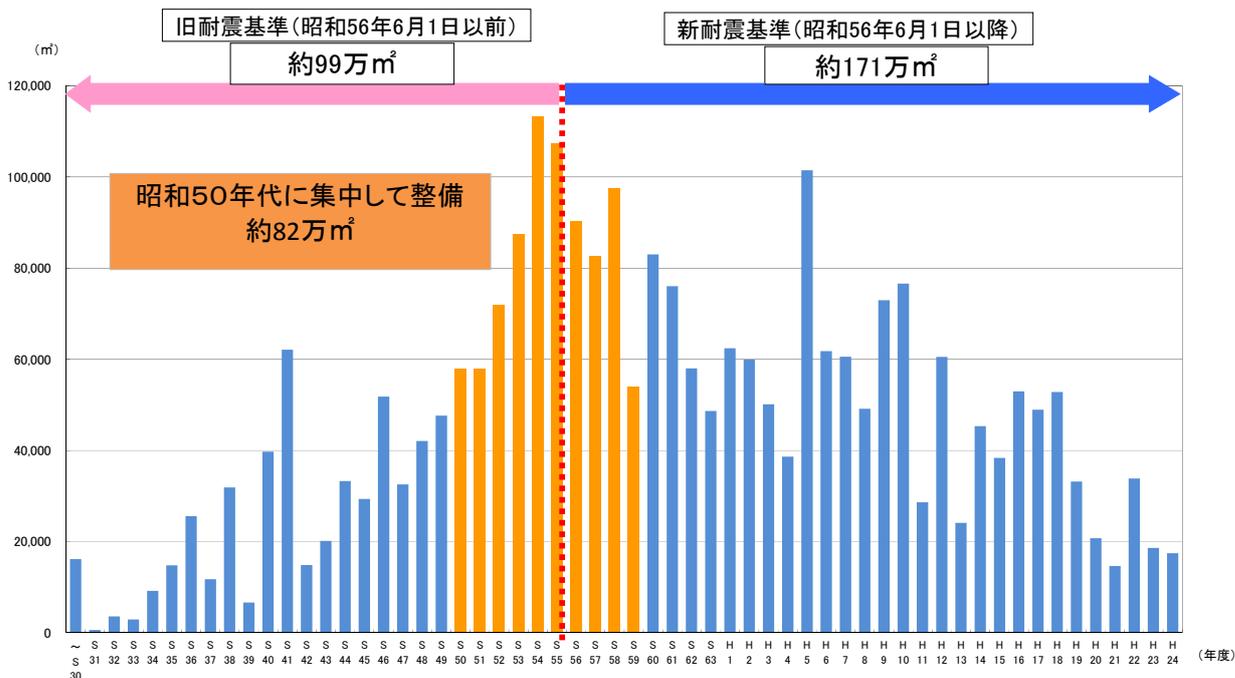


② 築年別整備状況

現在、本市が保有する建築物の総延床面積は約270万㎡（公有財産台帳ベース）あり、その多くは昭和50年代に整備されています。

建築後 30 年以上を経過した施設は、今後、老朽化による大規模修繕や建替えなど、多くのコストを必要とすることが予測されます。なお、平成 25 年度末時点での市有特定建築物[※]の耐震化率は78%となっています。

図 3-17 築年別にみた公共施設の整備状況



※ 市有特定建築物：体育館 1 階、学校・福祉施設等 2 階、その他 3 階以上かつ 1,000 ㎡以上の建物。（詳細は巻末資料による）

3-1-6 公共施設の将来費用予測

(1) 複数のシナリオに基づく分析

- ・本章では、本市の公共施設を既存のまま維持する場合に必要な将来の補修・修繕・建替費用を予測します。
- ・標準的な耐用年数のもと、既存の施設（行政財産）を現状のまま維持することを前提とし、将来発生する費用を算出します。
- ・その上で、効率的な財産経営を図るための手法として、施設の長寿命化を想定したシナリオを前提条件として設定し、標準的な耐用年数に基づき算出した結果と比較し、費用削減効果を検証します。

将来費用予測を行う上での前提条件及び想定するシナリオは次のとおりです。

表 3-15 前提条件

対象施設	・平成 25 年 3 月末時点の公有財産台帳における建物（行政財産）約 270 万㎡。
建替えの考え方	・耐用年数経過後に全て現在と同じ構造・規模で建替えると仮定する。また、平成 25 年 3 月末以降の新規建設施設は考慮しない。

表 3-16 シナリオ設定

シナリオ	概要・設定条件
1. 標準シナリオ ▶建替周期 60 年	・施設の耐用年数を 60 年と仮定 ・補修周期 15 年、修繕周期 30 年、建替周期 60 年 （日本建築学会等が定める物理的耐用年数等を参考に設定）
2. 長寿命化シナリオ ▶建替周期 80 年	・施設の耐用年数を 80 年と仮定し、各施設の長寿命化を想定 ・補修周期 20 年、修繕周期 40 年、建替周期 80 年 （適切な保全により施設をできるだけ長く使用することを想定）

上記に記載した「補修」、「修繕」、「建替え」は下記のとおり定義します。

将来費用の算定にあたっては下記の補修・修繕・建替えを、設定した周期ごとに実施すると仮定して算出します。

なお、予測結果はあくまでシミュレーションであり、実際の工事計画とは異なります。

表 3-17 補修・修繕・建替えの定義

	定義
補修	建物や機器の機能が損なわれたり、発揮できなくなった際に、部品の交換などを行って、支障のない状態まで回復することをいいます。
修繕	建物や機器の劣化や損傷がある限度を超え、機能が損なわれたとき、その部位の修繕、更新を行って当初の機能を回復させることをいいます。
建替え	新たな施設に建替えることをいいます。

(2) 標準的な耐用年数に基づく将来費用 (①標準シナリオ)

[前提条件]

▶耐用年数：60年

(日本建築学会の標準的物物理的耐用年数に基づき、普通の品質の場合の学校・官庁の耐用年数の代表値である年数を設定)

▶周期：補修15年、修繕30年、建替え60年

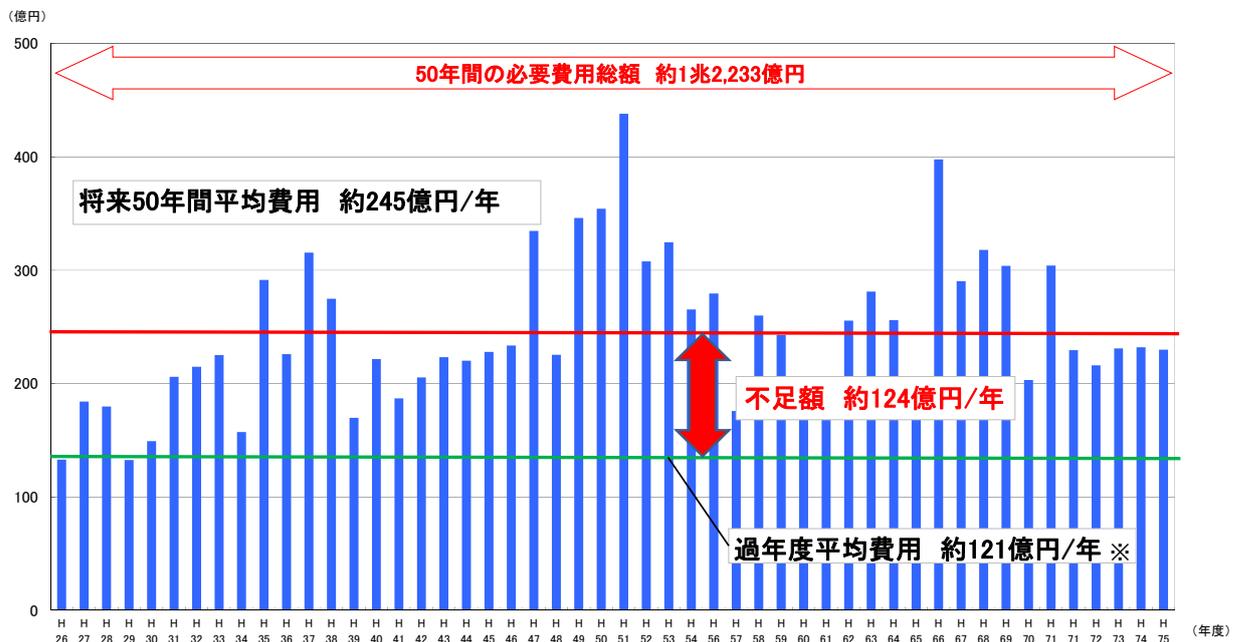
(60年間の使用期間の中で、建築年から15年後に「補修」、30年後に「修繕」、45年後に「補修」、60年後に「建替え」を実施)

▶単価：補修・修繕・建替え単価は建築着工統計、建設物価調査会公表資料を参考に設定

平成35年度から平成38年度及び平成47年度から平成53年度にかけて多くの費用が集中しています。特に、最も費用が大きい平成51年度には、400億円超の費用が発生します。将来50年間に必要な費用は約1兆2,233億円となり、年度あたりの平均費用は約245億円となります。

近年、本市において公共施設の整備や修繕等に要した経費(過年度平均費用)は約121億円でしたので、単純に考えれば、毎年度約124億円が不足することになります。今後の人口減少社会等を考慮すると、今ある施設を全て健全な状態で維持することは困難な状況にあり、長寿命化や総量(延床面積)の縮減などコストを削減するための手法を検討する必要があります。

図 3-18 将来費用算出結果 (①標準シナリオ)



	年度あたり平均費用	合計
現状	約121億円 ※	約6,050億円
将来50年間の必要額	約245億円	約1兆2,233億円
不足額	約124億円	約6,183億円

※ 過年度平均費用：公共施設に係る投資的経費実績(平成17~24年度平均)(合併建設計画分を除く)

(3) 長寿命化を実施した場合の将来費用 (②長寿命化シナリオ)

[前提条件]

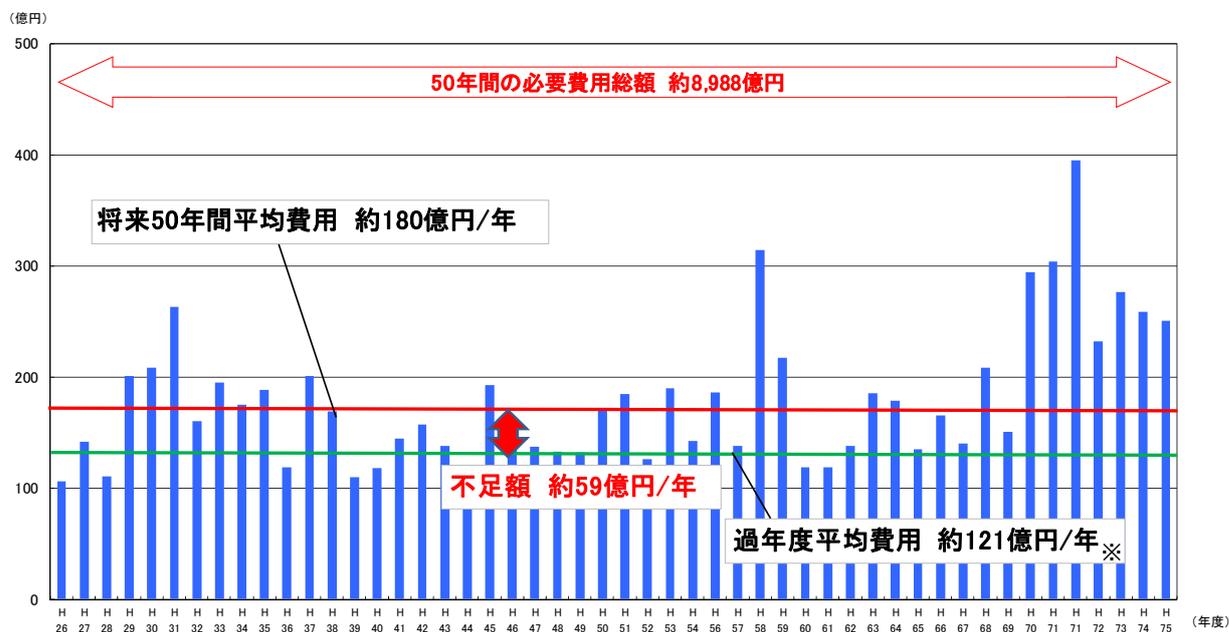
- ▶耐用年数：80年
(日本建築学会の標準的物理的耐用年数に基づき、普通の品質の場合の学校・官庁の耐用年数の最長値である年数を設定)
- ▶周期：補修20年、修繕40年、建替え80年
(80年間の使用期間の中で、建築年から20年後に「補修」、40年後に「修繕」、60年後に「補修」、80年後に「建替え」を実施)
- ▶単価：補修・修繕・建替え単価は建築着工統計、建設物価調査会公表資料を参考に設定

施設を長寿命化(適切な保全によりできるだけ長く使用)することにより、将来50年間に必要な費用は約8,988億円、年度あたりの平均費用は約180億円となり、①標準シナリオと比較すると総額で3,245億円、年度あたりでは約65億円少なくなります。

近年の公共施設の整備や修繕等の経費(過年度平均費用)は約121億円でしたので、長寿命化した場合でも、毎年度約59億円が不足することになります。

長寿命化による費用縮減に加え、さらに59億円以上の費用縮減を図るためには、サービス水準を落とさないような様々な工夫をしつつ、人口減少社会等を考慮した施設の統廃合や複合化による総量(延床面積)の縮減などについて検討していく必要があります。

図 3-19 将来費用算出結果 (②長寿命化シナリオ)



	年度あたり平均費用	合計
現状	約121億円 ※	約6,050億円
将来50年間の必要額	約180億円	約8,988億円
不足額	約59億円	約2,938億円

※ 過年度平均費用：公共施設に係る投資的経費実績(平成17~24年度平均)(合併建設計画分を除く)

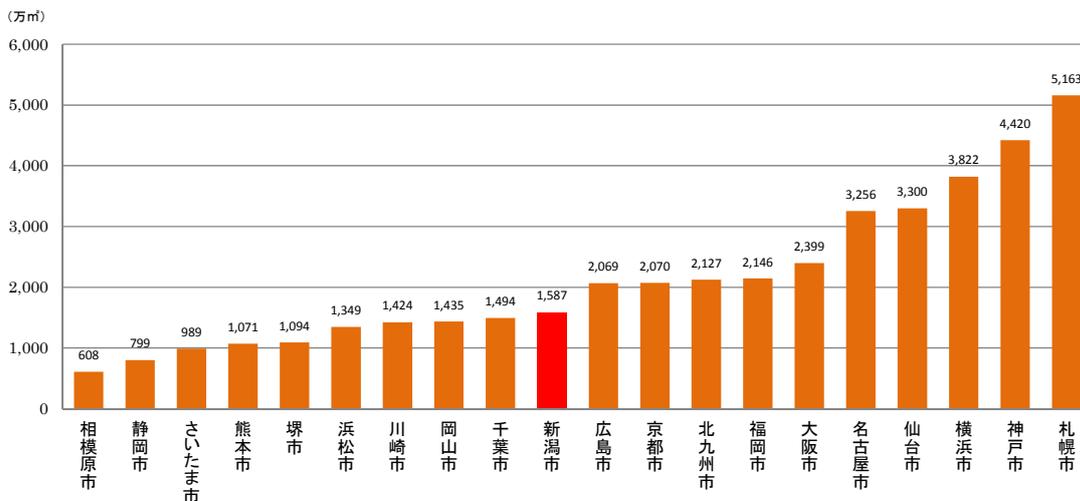
3-2 政令指定都市との比較

本市の現状を考えるうえで、他の政令指定都市との比較を行います。

3-2-1 土地の保有量比較

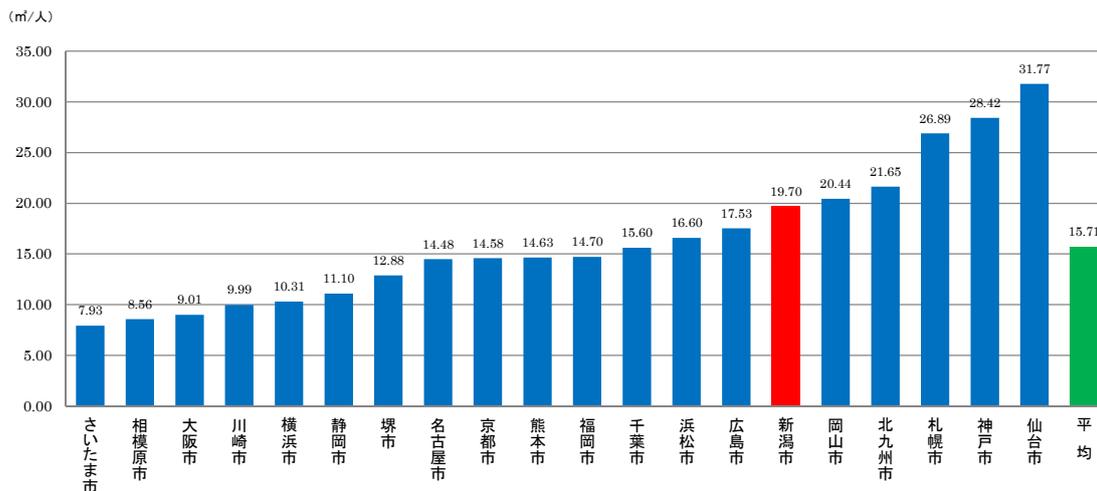
- 本市の土地保有量は、政令指定都市の中で比較すると少ないといえますが、人口1人あたりの保有量で比較すると、平均15.71㎡に対して19.70㎡と高いことがわかります。

図 3-20 各政令指定都市の土地保有状況(行政財産)



資料：「財産に関する調書（平成24年度）」より作成

図 3-21 各政令指定都市の人口1人あたりの土地保有状況(行政財産)



資料：「財産に関する調書（平成24年度）」より作成

表 3-18 各政令指定都市の土地保有状況一覧

都市名	人口 (H24 年度末 住民基本台帳)	土地			人口 1 人あたり面積	
		行政財産 (万㎡)	普通財産 (万㎡)	計(万㎡)	行政財産 (㎡/人)	普通財産 (㎡/人)
札幌市	1,919,664	5,163	268	5,430	26.89	1.39
仙台市	1,038,522	3,300	1,501	4,801	31.77	14.45
さいたま市	1,246,180	989	76	1,065	7.93	0.61
千葉市	958,161	1,494	68	1,562	15.60	0.71
横浜市	3,707,843	3,822	373	4,195	10.31	1.01
川崎市	1,425,472	1,424	183	1,607	9.99	1.29
相模原市	710,798	608	611	1,220	8.56	8.60
新潟市	805,767	1,587	539	2,126	19.70	6.69
静岡市	719,188	799	2,157	2,955	11.10	29.99
浜松市	812,762	1,349	837	2,186	16.60	10.30
名古屋市	2,247,645	3,256	231	3,486	14.48	1.03
京都市	1,420,373	2,070	152	2,223	14.58	1.07
大阪市	2,663,467	2,399	434	2,833	9.01	1.63
堺市	849,348	1,094	46	1,140	12.88	0.55
神戸市	1,555,160	4,420	2,383	6,803	28.42	15.32
岡山市	701,923	1,435	491	1,926	20.44	6.99
広島市	1,180,176	2,069	2,850	4,919	17.53	24.15
北九州市	982,763	2,127	790	2,917	21.65	8.03
福岡市	1,459,411	2,146	417	2,563	14.70	2.86
熊本市	731,815	1,071	79	1,150	14.63	1.08
合計	27,136,438	42,622	14,486	57,107	327	138
平均	1,356,822	2,131	724	2,855	15.71	5.34

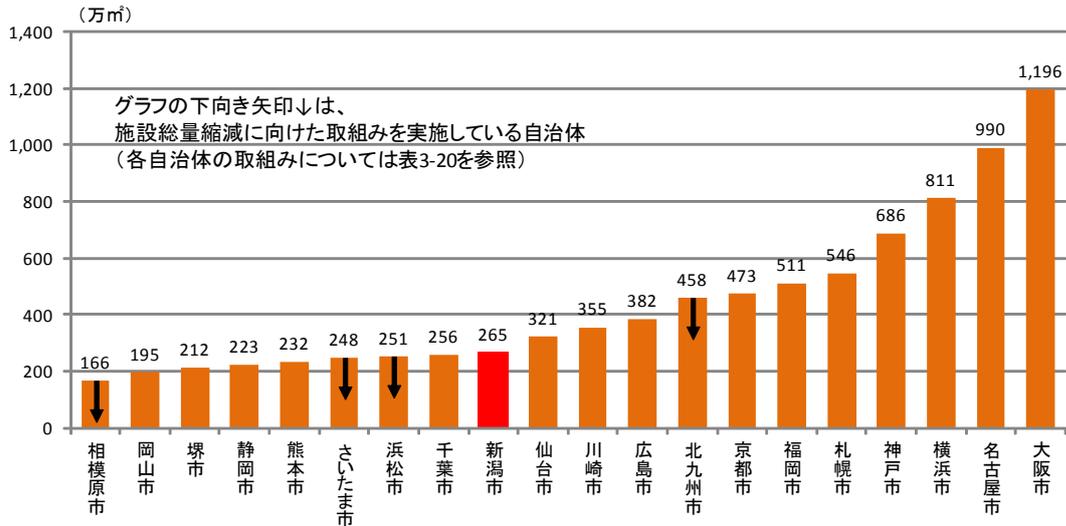
資料：「財産に関する調書（平成 24 年度）」、「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局）より作成

3-2-2 建物の保有量比較

- ・本市の建物保有量は、政令指定都市の中で比較すると少ないといえますが、人口1人あたりの保有量で比較すると、平均3.23㎡に対して3.29㎡と高いことがわかります
- ・既に複数の政令指定都市において行政財産の総量縮減に向けた取組みが始まっています。特に浜松市は公共施設再配置計画を策定し、実績を挙げています。

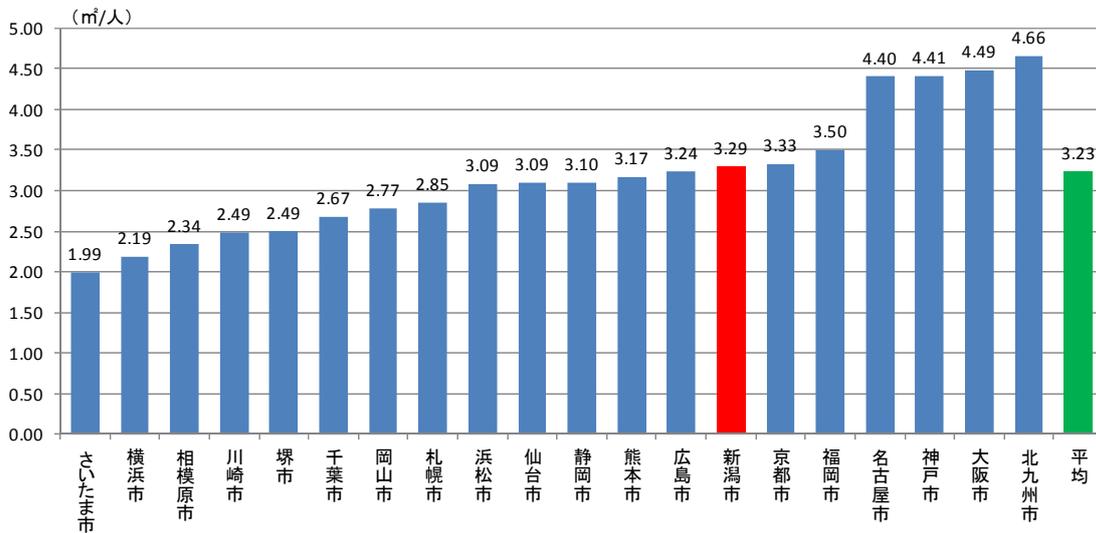
(4年間で施設数25.6%削減)

図 3-22 各政令指定都市の建物保有状況（行政財産）



資料：「財産に関する調書（平成24年度）」より作成

図 3-23 各政令指定都市の人口1人あたりの建物保有状況（行政財産）



資料：「財産に関する調書（平成24年度）」より作成

表 3-19 各政令指定都市の建物保有状況一覧

都市名	人口 (H24 年度末住 民基本台帳)	建物			人口 1 人あたり面積	
		行政財産 (万㎡)	普通財産 (万㎡)	計(万㎡)	行政財産 (㎡/人)	普通財産 (㎡/人)
札幌市	1,919,664	546	18	565	2.85	0.10
仙台市	1,038,522	321	7	328	3.09	0.06
さいたま市	1,246,180	248	8	256	1.99	0.07
千葉市	958,161	256	6	262	2.67	0.07
横浜市	3,707,843	811	59	870	2.19	0.16
川崎市	1,425,472	355	4	359	2.49	0.03
相模原市	710,798	166	3	169	2.34	0.04
新潟市	805,767	265	8	273	3.29	0.09
静岡市	719,188	223	7	230	3.10	0.09
浜松市	812,762	251	12	263	3.09	0.15
名古屋市	2,247,645	990	10	1,000	4.40	0.05
京都市	1,420,373	473	13	486	3.33	0.09
大阪市	2,663,467	1,196	69	1,264	4.49	0.26
堺市	849,348	212	5	216	2.49	0.06
神戸市	1,555,160	686	35	722	4.41	0.23
岡山市	701,923	195	2	197	2.77	0.03
広島市	1,180,176	382	19	401	3.24	0.16
北九州市	982,763	458	35	493	4.66	0.35
福岡市	1,459,411	511	12	523	3.50	0.08
熊本市	731,815	232	7	239	3.17	0.09
合計	27,136,438	8,777	339	9,116	63.56	2.26
平均	1,356,822	439	17	456	3.18	0.11

資料：「財産に関する調書（平成 24 年度）」、「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局）より作成

●他の政令指定都市では、行政財産の総量抑制等を目的とした市の方針を取りまとめています。

本市よりも行政財産の保有量が少ない自治体も削減に取り込んでいます。

表 3-20 他政令指定都市における総量縮減に向けた取組み

自治体名称	概要・目標設定内容
さいたま市	将来 40 年間で約 15%の施設総量削減を目指す（さいたま市公共施設マネジメント計画）
川崎市	施設の再編（統廃合、機能転用等）による資産保有の最適化を図る（川崎市資産マネジメントプラン）
相模原市	将来 30 年間で公共施設の総延床面積を 20%削減（公共施設の保全・利活用基本方針）
浜松市	平成 26 年度までに施設数を 20%削減（公共施設再配置計画・個別計画）
北九州市	将来 40 年間で公共施設の総延床面積を 20~34%削減（公共施設マネジメント方針（答申））

3-2-3 建物の用途別保有量比較

【庁舎】

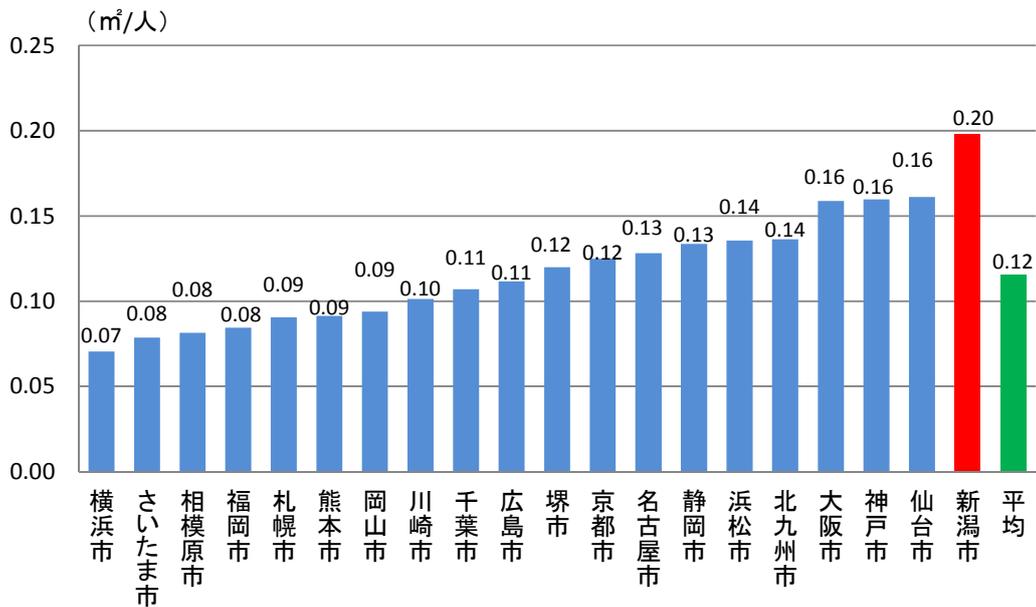
- ・14市町村が合併し、現行の市制となった新潟市は、庁舎の人口1人あたり面積が政令指定都市の中で最も多くなっています。

【公営住宅】

- ・公営住宅は、政令指定都市の間では4番目に低い値となっています。
- ・各政令指定都市間で保有施設面積が著しく異なっています。

① 庁舎

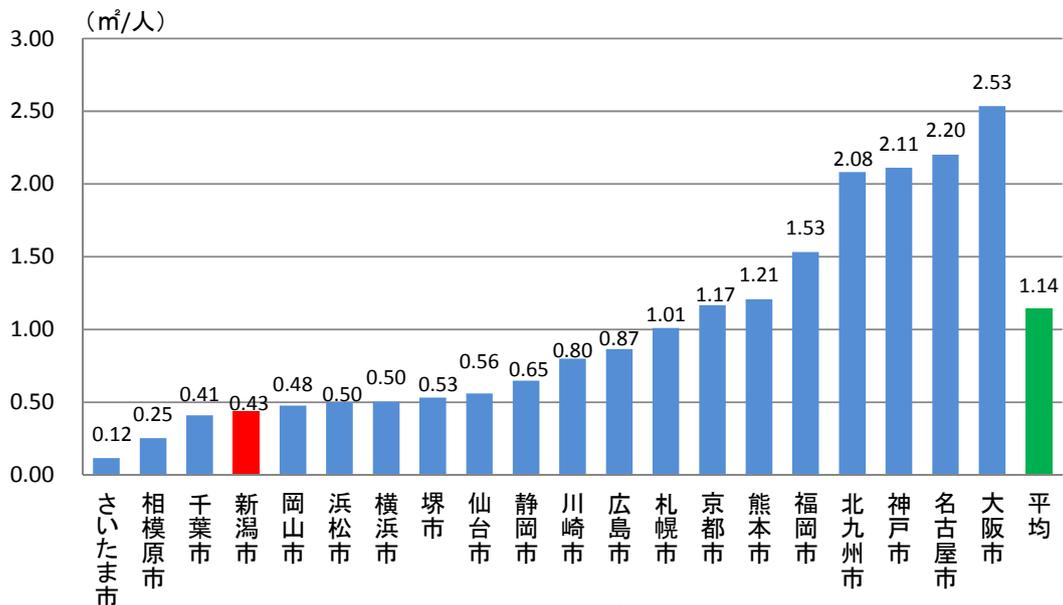
図 3-24 各政令指定都市の人口1人あたりの建物保有状況（庁舎）



資料：「公共施設状況調査（平成23年度）」より作成

② 公営住宅

図 3-25 各政令指定都市の人口1人あたりの建物保有状況（公営住宅）



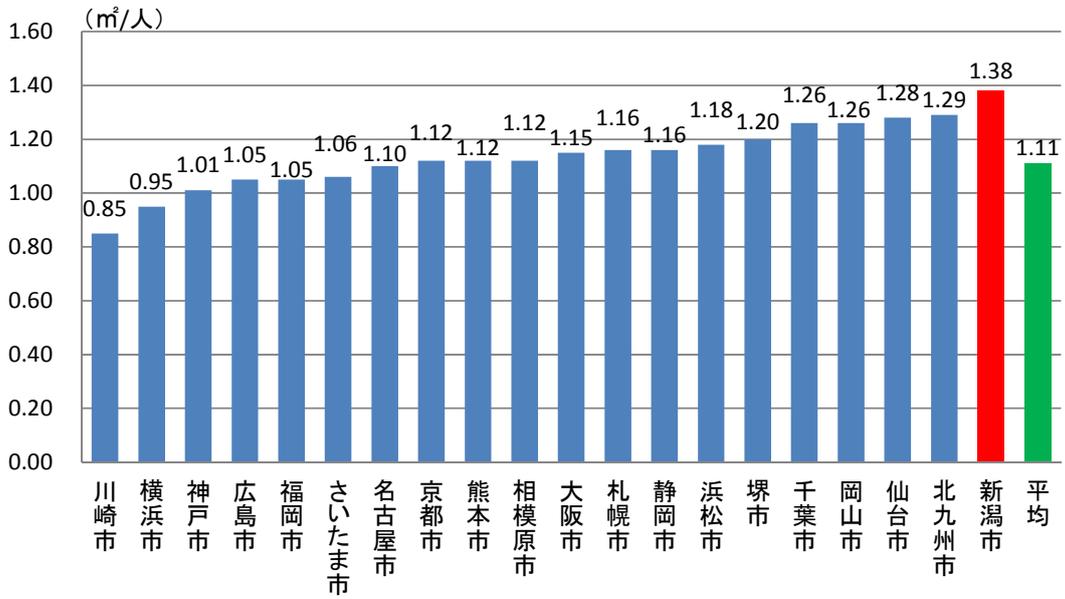
資料：「公共施設状況調査（平成23年度）」より作成

【小中学校】

・小中学校の人口1人あたり及び児童生徒1人あたり面積についても、政令指定都市では最も多くなっています。

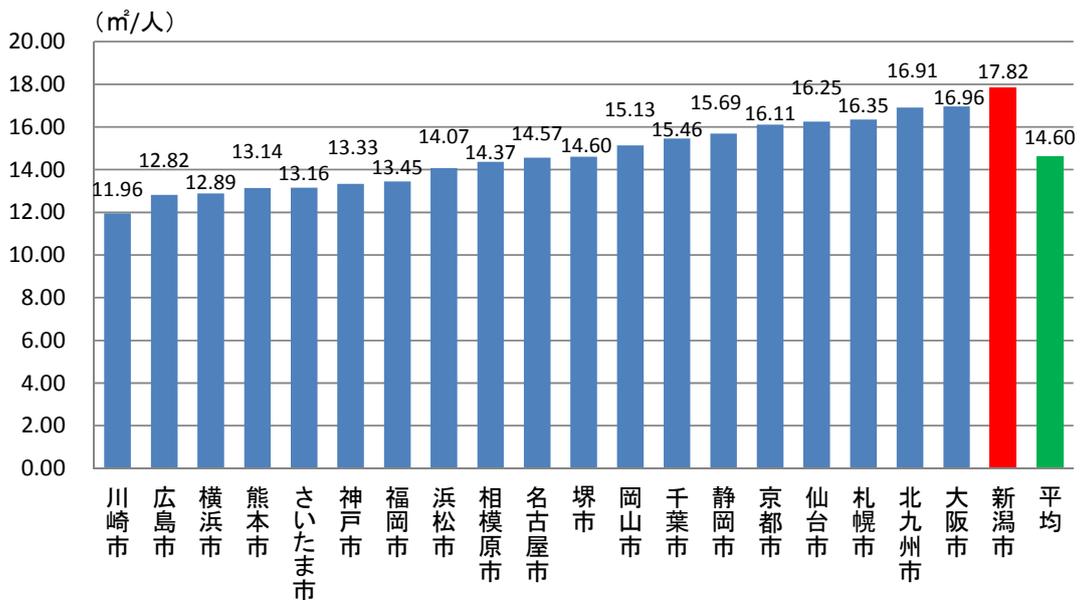
③ 小中学校

図 3-26 各政令指定都市の人口1人あたりの建物保有状況（小中学校）



資料：「公共施設状況調査（平成23年度）」より作成

図 3-27 各政令指定都市の児童生徒1人あたりの建物保有状況（小中学校）



資料：「公共施設状況調査（平成23年度）」

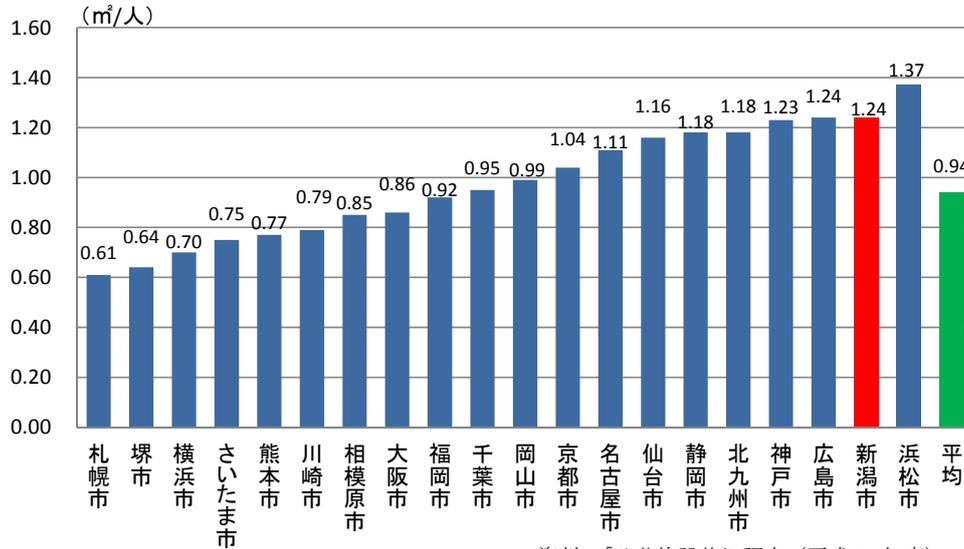
「学校基本調査」（平成24年5月1日現在）より作成

【庁舎、学校、公営住宅以外の行政財産】

- ・庁舎、学校、公営住宅以外の行政財産の人口1人あたり面積は、政令指定都市では2番目に高い値となっています。

④ 庁舎、学校、公営住宅以外の行政財産

図 3-28 各政令指定都市の人口1人あたりの建物保有状況
(庁舎、学校、公営住宅以外の行政財産)



資料：「公共施設状況調査（平成23年度）」より作成

※ 主な資産は、スポーツ施設（体育館等）13%、コミュニティ施設（公民館等）13%、子育て支援施設（保育園等）8%となっています。

表 3-21 用途別にみた政令指定都市の行政財産保有状況

	人口 (H23年度末 住民基本台帳)	行政財産		①庁舎(m²)		②公営住宅(m²)		③小中学校(m²)		①~③以外(m²)	
		行政財産 (万m²)	1人あたり 面積 (m²/人)	庁舎 (万m²)	1人あたり 面積 (m²/人)	公営住宅 (万m²)	1人あたり 面積 (m²/人)	学校 (万m²)	1人あたり 面積 (m²/人)	①~③以外 (万m²)	1人あたり 面積 (m²/人)
札幌市	1,904,319	548	2.88	17	0.09	192	1.01	222	1.16	117	0.61
仙台市	1,020,241	322	3.16	16	0.16	57	0.56	130	1.28	118	1.16
さいたま市	1,223,954	245	2.00	10	0.08	14	0.12	130	1.06	91	0.75
千葉市	937,146	255	2.72	10	0.11	38	0.41	118	1.26	89	0.95
横浜市	3,629,257	807	2.22	26	0.07	183	0.50	345	0.95	253	0.70
川崎市	1,388,481	353	2.54	14	0.10	111	0.80	118	0.85	110	0.79
相模原市	700,923	162	2.31	6	0.08	18	0.25	79	1.12	60	0.85
新潟市	802,778	261	3.26	16	0.20	35	0.43	111	1.38	100	1.24
静岡市	713,640	223	3.12	10	0.13	46	0.65	83	1.16	84	1.18
浜松市	791,710	252	3.18	11	0.14	40	0.50	93	1.18	108	1.37
名古屋市	2,182,154	991	4.54	28	0.13	481	2.20	241	1.10	241	1.11
京都市	1,382,113	477	3.45	17	0.12	161	1.17	154	1.12	144	1.04
大阪市	2,543,137	1,197	4.71	40	0.16	645	2.53	293	1.15	220	0.86
堺市	838,675	209	2.49	10	0.12	45	0.53	101	1.20	54	0.64
神戸市	1,512,109	683	4.51	24	0.16	320	2.11	153	1.01	186	1.23
岡山市	691,955	196	2.83	6	0.09	33	0.48	87	1.26	69	0.99
広島市	1,164,654	380	3.26	13	0.11	101	0.87	122	1.05	144	1.24
北九州市	974,691	457	4.69	13	0.14	203	2.08	126	1.29	115	1.18
福岡市	1,422,831	511	3.59	12	0.08	218	1.53	150	1.05	131	0.92
熊本市	725,005	231	3.19	7	0.09	88	1.21	81	1.12	56	0.77
計	26,549,773	8,759	3.30	306	0.12	3,028	1.14	2,937	1.11	2,489	0.94

※公共施設状況調査による（平成24年3月31日現在）。

※庁舎は、議会、水道、消防関係の専用面積除く。

※①~③以外の主な資産（スポーツ施設、公民館、文化会館、保育園、ごみ焼却場など）

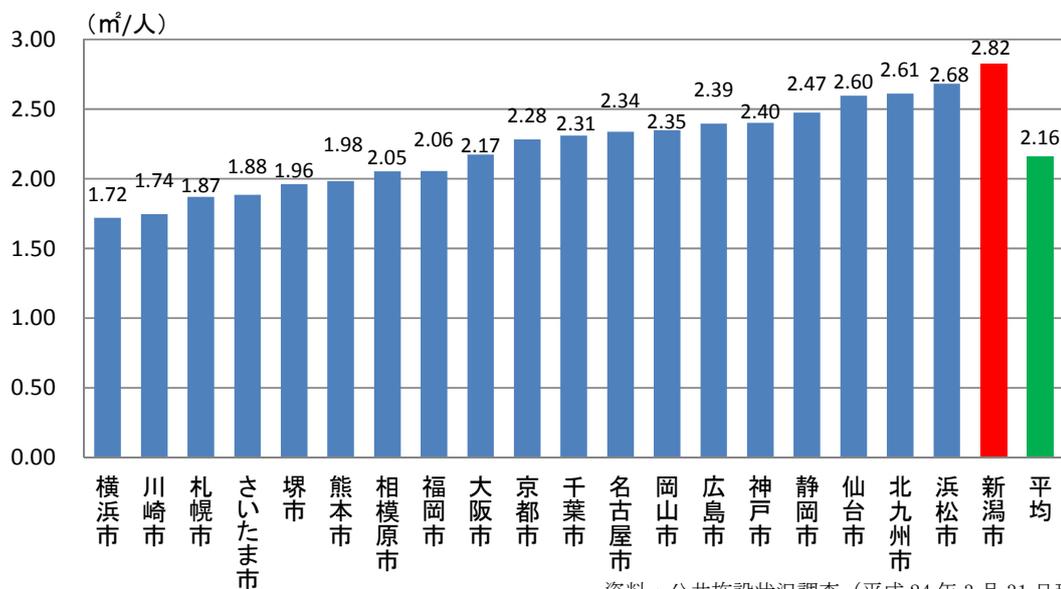
資料：「公共施設状況調査（平成23年度）」より作成

【公営住宅以外の行政財産】

- ・公営住宅は、各政令指定都市間で保有面積が著しく異なるため、公営住宅以外の行政財産で比較すると、人口1人あたり面積については、政令指定都市で最も多くなっています。

⑤ 公営住宅以外の行政財産

図 3-29 各政令指定都市の人口1人あたりの建物保有状況
(公営住宅以外の行政財産)



資料：公共施設状況調査（平成24年3月31日現在）

3-2-4 類似政令指定都市との比較

(1) 行政財産延床面積

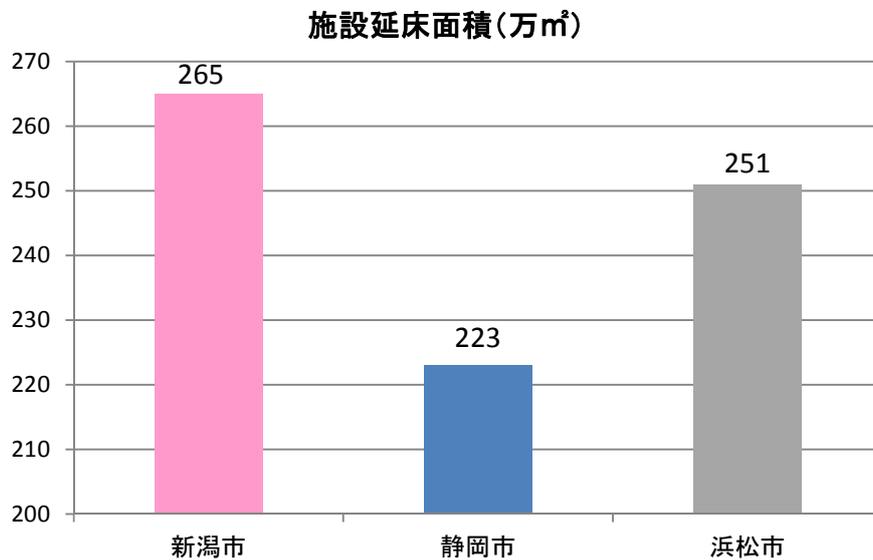
- ・政令指定都市の中から人口、建物保有状況の観点から本市と類似していると考えられる静岡市、浜松市を対象にして、本市との公共施設の保有状況について比較すると、延床面積は新潟市が最も多いことがわかります。
- ・なお、本市より行政財産の延床面積が少ない浜松市においては、既に資産運営推進会議により評価対象施設の約3割の施設について廃止、管理主体変更等への取組を行っており（平成22年浜松市公共施設再配置計画）、本市も施設の保有面積等について見直す必要があると考えられます。

表 3-22 人口・延床面積の比較

	新潟市	静岡市	浜松市
人口（H24年度末）	805,767	719,188	812,762
財政力指数（H24）	0.70	0.89	0.85
面積（k㎡）	726.10	1,411.93	1,558.04
行政財産 延床面積（万㎡）	265	223	251

資料：「財産に関する調書（平成24年度）」、「住民基本台帳人口移動報告」（総務省統計局）より作成

図 3-30 延床面積の比較

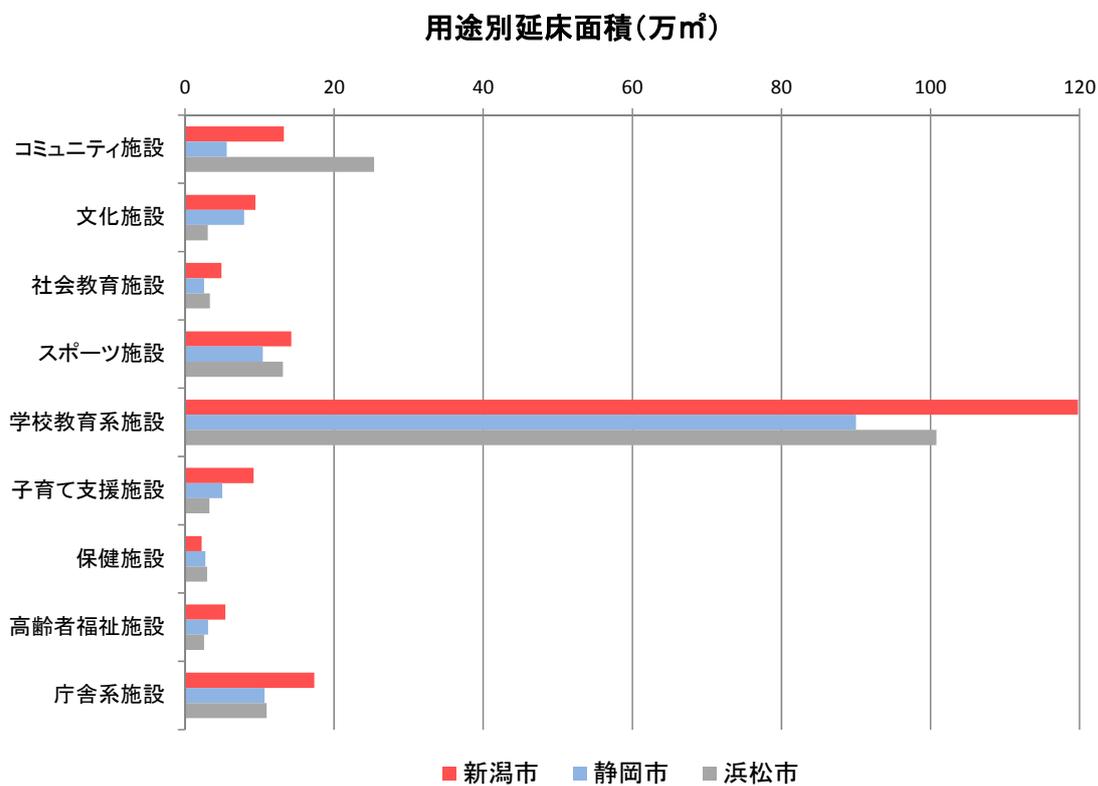


資料：「財産に関する調書（平成24年度）」より作成

(2) 用途別施設比較

- 用途別延床面積の比較では、学校教育施設の延床面積が静岡市、浜松市より大きく上回っており、その他コミュニティ施設、文化施設、スポーツ施設、子育て支援施設、高齢者福祉施設、庁舎系施設の保有水準が相対的に高いことがわかります。

図 3-31 用途別延床面積の比較



資料：静岡市・浜松市提供資料をもとに新潟市の施設分類にあわせました。

3-3 区別の建物保有比較

3-3-1 圏域別施設の各区比較

(1) 保有面積（公営住宅以外の行政財産）～ 政令指定都市の平均との比較

- ・他の政令指定都市と比較するため、公営住宅を除く全ての施設を対象にしていますので、次ページ以降の対象面積と違います。
- ・中央区、東区が平均を上回っています。
- ・江南区は、中央卸売市場や亀田焼却場、舞平処理場などの清掃施設が有り圏域 I の施設の割合が多くなっています。
- ・各区の人口 1 人あたり面積については、1.88～4.30 m²とバラつきがみられます。

図 3-32 圏域別の建物保有状況（区人口順）

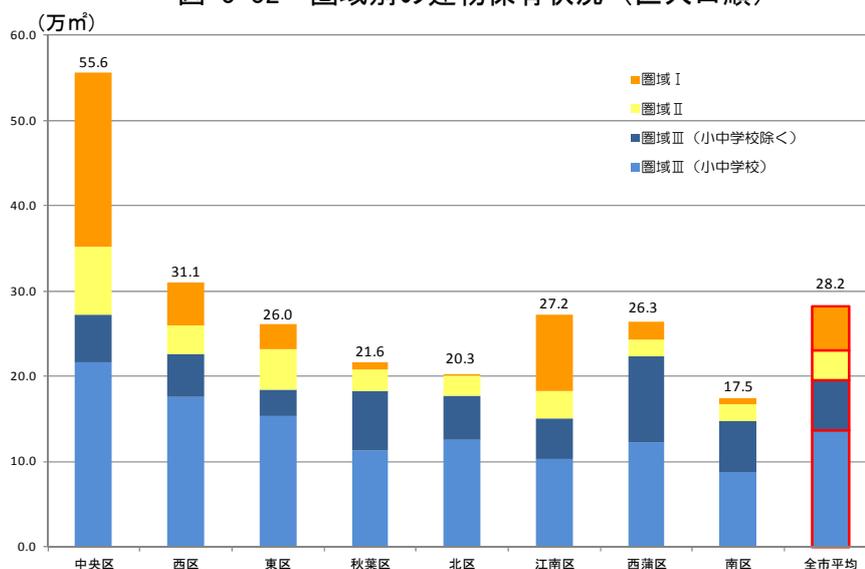
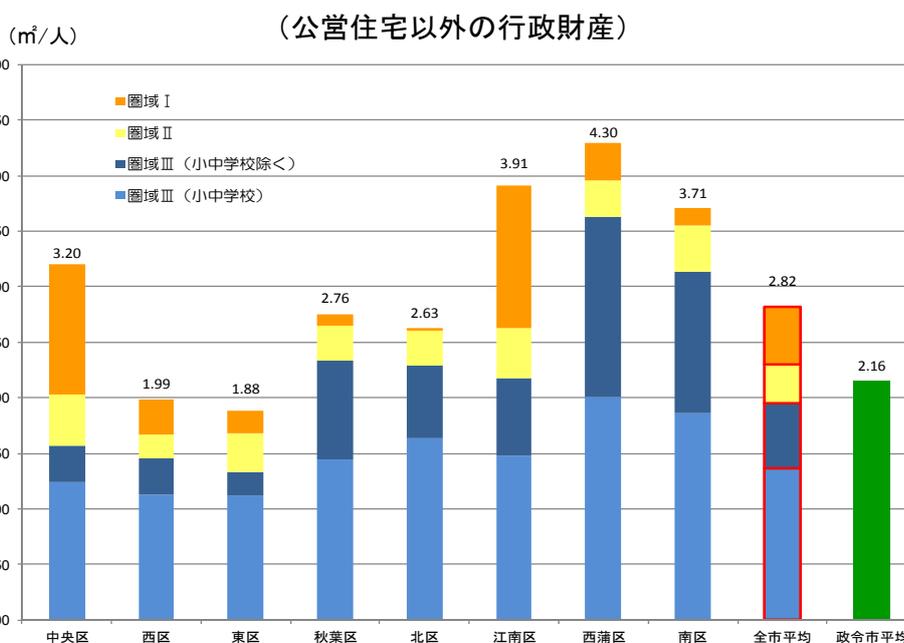


図 3-33 圏域別の人口 1 人あたりの建物保有状況（区人口順）



- ※ 圏域 I：全市が圏域の施設
- ※ 圏域 II：区または複数区が圏域の施設
- ※ 圏域 III：圏域 I、圏域 II 以外の地域に密着した施設
- ※ 圏域施設については、4 ページ参照

資料：「公共施設状況調査（平成 23 年度）」より作成

(2) 保有面積（本白書対象施設）

- ・保有面積は、本白書の対象施設で、公営住宅と民間借上施設を除く面積です。
全市域を圏域とする施設は、市の中心機能を備えた中央区に集中して配置されていることがわかります。
- ・地域（区）・地区（コミュニティ）を圏域とする施設についても中央区が最も多く、次いで西区、西蒲区、東区の順に大きくなっていることがわかります。

※ 保有面積には 752 調査施設以外の小規模な施設の面積も含まれています。

対象施設

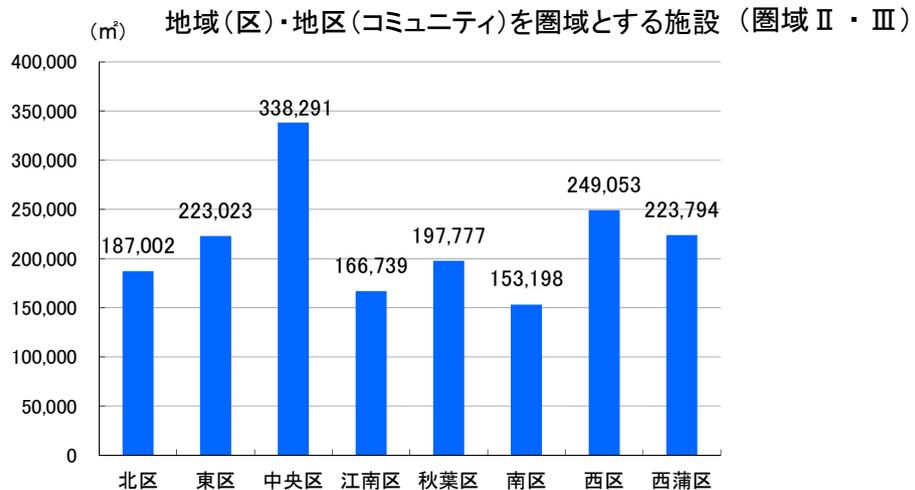
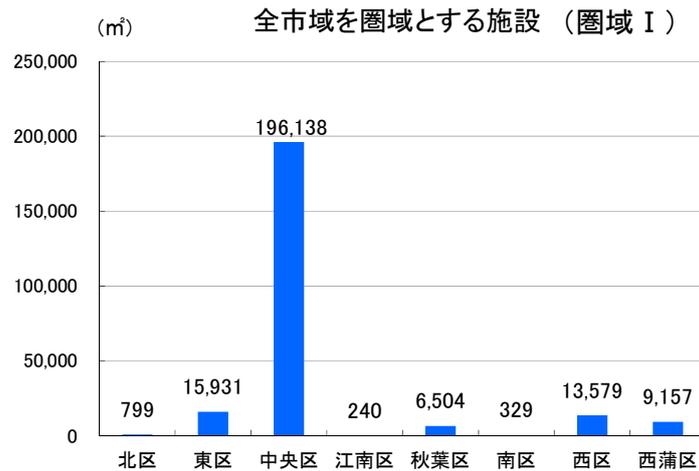
〈全市域を圏域とする施設〉

市民芸術文化会館、美術館、新津美術館、歴史博物館、會津八一記念館、文化財センター、旧小澤邸、新潟市庭球場、陸上競技場、高志中等教育学校、明鏡高等学校、万代高等学校、東特別支援学校、西特別支援学校、本庁舎（本館・分館）、白山浦庁舎、上大川前庁舎など

〈地域（区）・地区（コミュニティ）を圏域とする施設〉

上記以外の、市民会館や区役所など区を代表する施設やコミュニティセンター・公民館や小中学校などの地域に密着した施設

図 3-34 区ごとの保有施設面積



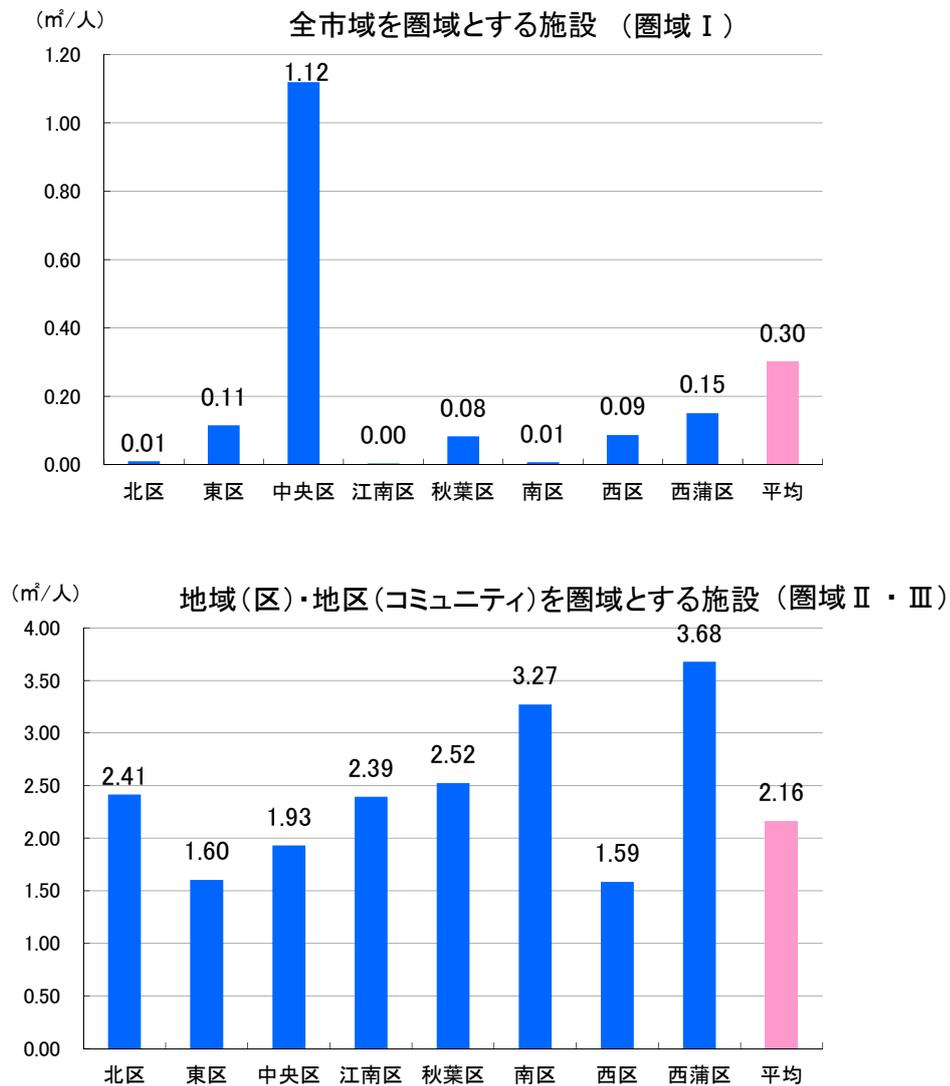
出所：財産白書の対象施設（表 1-2）より作成

※：圏域施設については、4 ページ参照

(3) 人口1人あたり面積

- 各区の保有面積をそれぞれの区の人口で割り、人口1人あたりの施設面積を区ごとに比べると、全市域を圏域とする施設は中央区が非常に多くなっています。
- 旧新潟市時代に、現東区、中央区、西区を圏域として整備された施設で、全市域に該当する施設が中央区に多くあるため、東区、中央区、西区の地域(区)・地区(コミュニティ)を圏域とする施設の保有面積が小さくなっています。
- 地区(区)・地区(コミュニティ)を圏域とする施設は旧新潟市域以外の合併市町村を中心とした区が相対的に多くなっています。

図 3-35 区ごとの人口1人あたり面積



出所：白書における対象施設（表 1-2）より作成

3-3-2 主な用途分類別施設の各区比較

ここでは用途分類ごとに、区ごとの保有状況を比較します。全市域を対象とする施設（圏域区分Ⅰ）は分析の対象外とし、地域・地区を圏域とする施設（圏域区分Ⅱ・Ⅲ）で比較します。

平成24年4月1日現在に、稼働している施設が、本白書における調査対象施設となります。

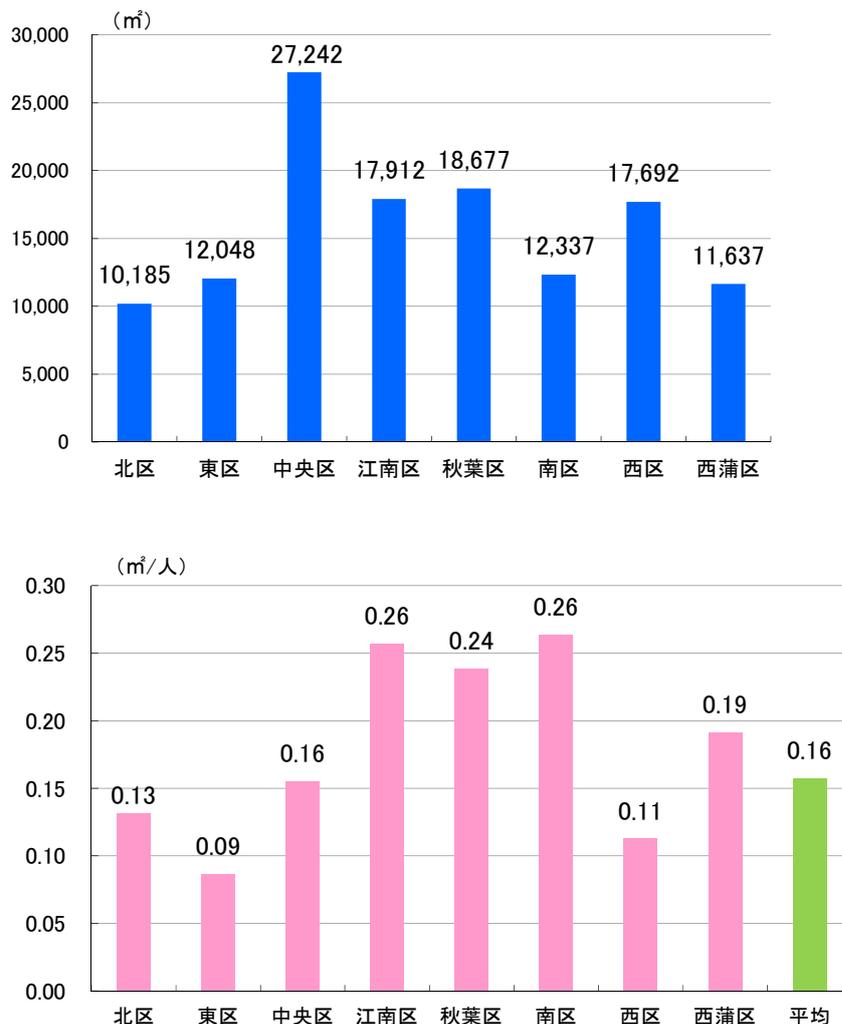
① コミュニティ施設

- ・保有施設面積は、人口が集中する中央区が最も大きくなっており、市民プラザ、万代市民会館、北部総合コミュニティセンターの3施設で約1万3,000㎡を占めています。
- ・人口1人あたり面積は、住宅地が分散傾向にある江南区、南区、秋葉区が高い水準となっています。

対象施設

市民プラザ、市民会館、国際友好会館、シルバーピア石山、コミュニティセンター、コミュニティハウス、地域交流センター、地域生活センター、地域研修センター、ふれあいセンター、ふれあい会館、公民館、農村環境改善センターなど

図 3-36 区ごとの保有施設面積・人口1人あたり面積（コミュニティ施設）



② 文化施設

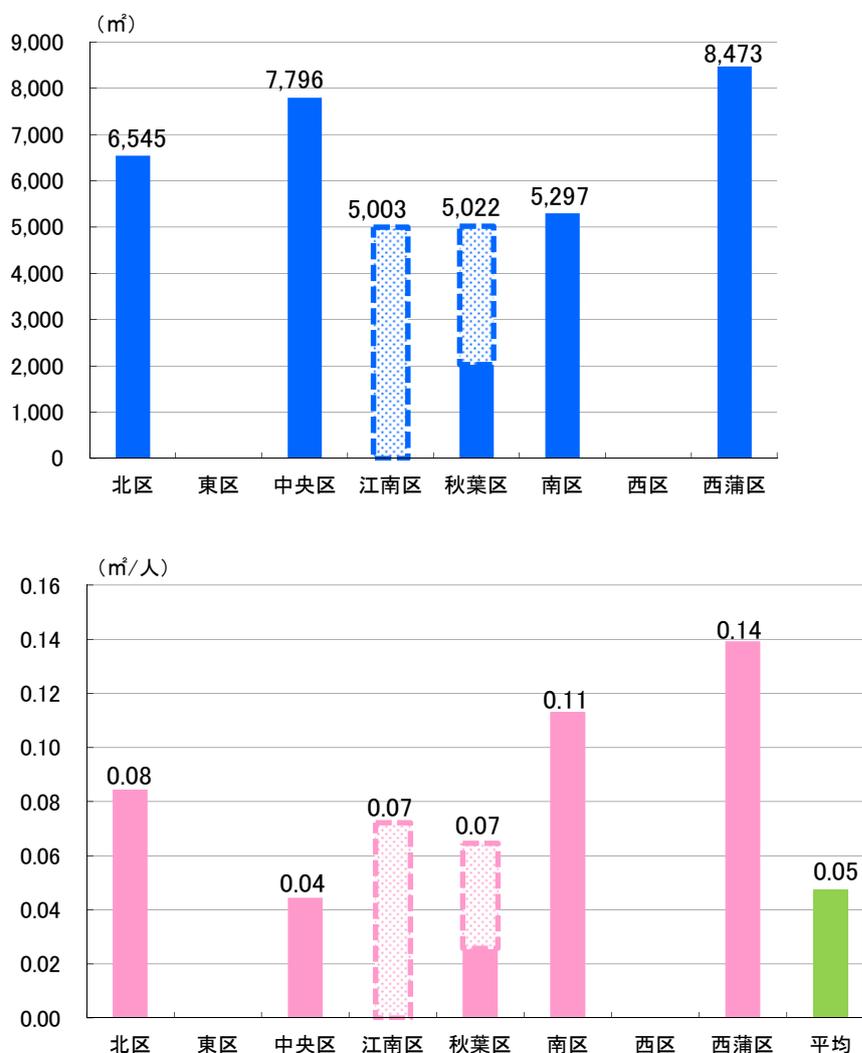
- ・保有施設面積は、文化会館がある中央区、西蒲区、北区が大きくなっています。
- ・旧新潟市時代は、現東区、中央区、西区を圏域とする文化施設が中央区に整備されたため、東区、西区には文化施設がありません。
- ・人口1人あたり面積は、西蒲区、南区が高い水準となっています。

対象施設

北区文化会館、豊栄博物館、横井の丘ふるさと資料館、音楽文化会館、燕喜館、旧日本銀行新潟支店長役宅、旧市長公舎、石油の世界館、史跡古津八幡山遺跡ガイダンス施設、しろね大凧と歴史の館、曾我・平澤記念館、笹川邸、巻文化会館、岩室歴史民俗資料館、潟東樋口記念美術館、澤将監の館、巻郷土資料館など

※：平成24年度以降に開設した江南区文化会館、秋葉区文化会館の延床面積は、本白書での分析対象となっていないため、点線で表示しています。

図 3-37 区ごとの保有施設面積・人口1人あたり面積（文化施設）



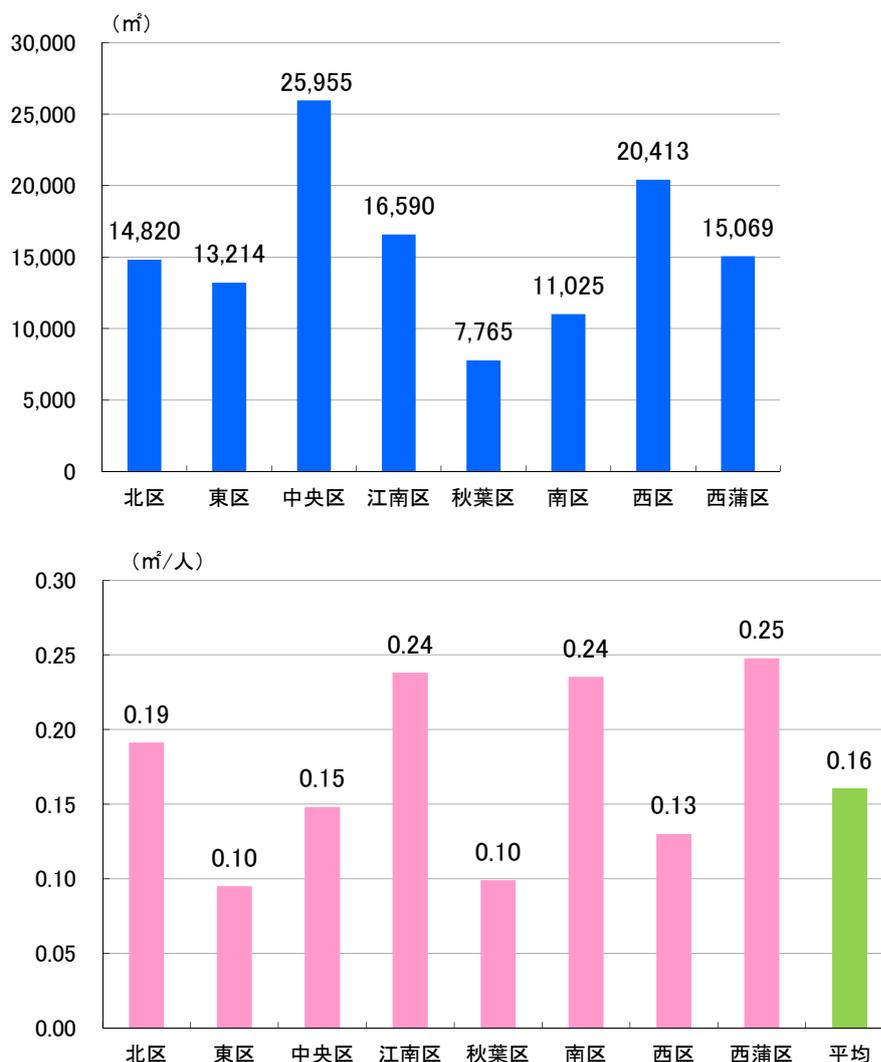
③ スポーツ施設

- ・保有施設面積は、西海岸公園市営プール・鳥屋野総合体育館などがある中央区が大きくなっています。
- ・人口1人あたり面積は、西蒲区、江南区、南区が高い水準となっています。

対象施設

遊水館、豊栄木崎野球場、豊栄総合体育館、豊栄武道館、北地区スポーツセンター、松浜武道場、東総合スポーツセンター、中地区運動広場、下山スポーツセンター、西海岸公園市営プール、新潟市体育館、鳥屋野総合体育館、横越総合体育館、亀田運動広場、亀田総合運動公園、新津B&G海洋センター、新津七日町運動広場、新津武道館、小須戸体育館、小須戸柔剣道場、白根カルチャーセンター、白根テニスコートテニスハウス、味方体育館、味方B&G海洋センタープール、味方野球場、味方地区千日運動施設、月潟野球場・テニス場、黒埼地区総合体育館、西総合スポーツセンター、小針野球場、みどりと森の運動公園、西川体育センター、スポーツパーク西川、潟東体育館、屋内ゲートボール場、岩室テニスコート、岩室体育館、中之口体育館、中之口B&G海洋センタープール、漆山体育館、巻体育館、城山運動公園など

図 3-38 区ごとの保有施設面積・人口1人あたり面積（スポーツ施設）



④ 学校教育系施設

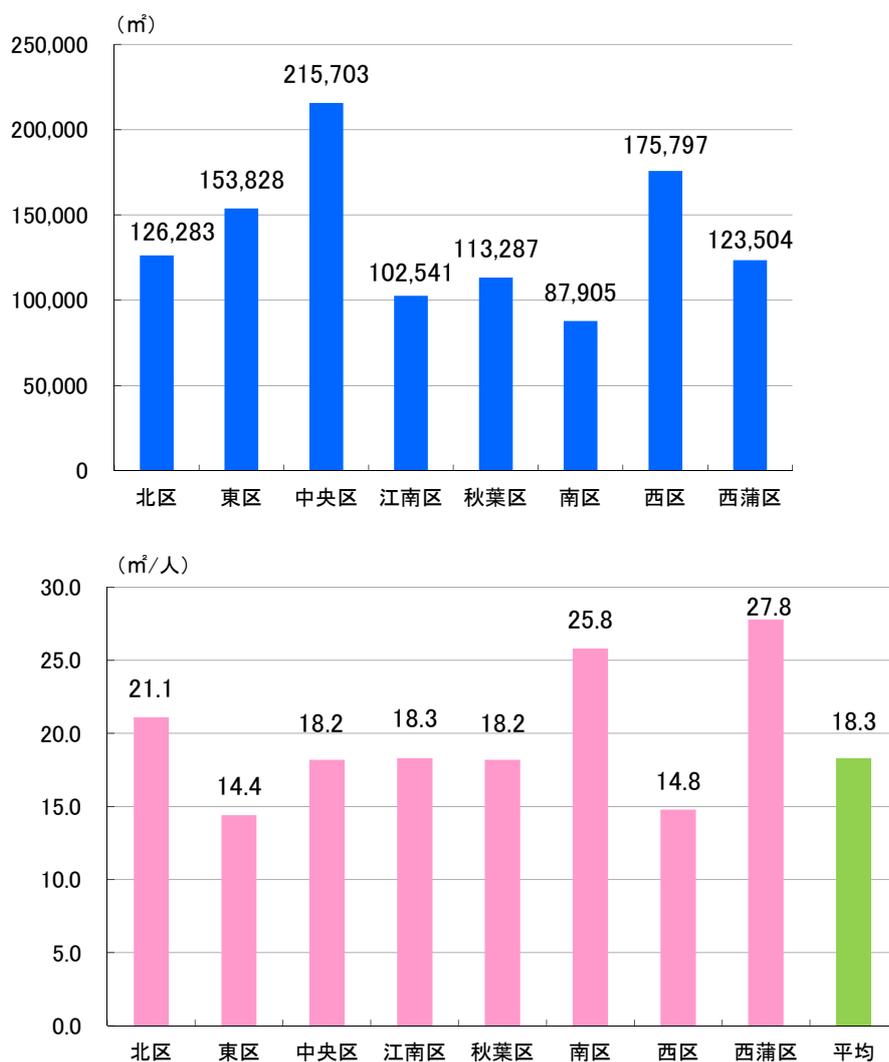
- ・保有施設面積は、人口が集中する、中央区、西区が大きくなっています。
- ・児童生徒1人あたり面積は、合併市町村が多い西蒲区、南区が高い水準となっています。

対象施設

小学校、中学校

※幼稚園は、学校教育系施設ですが、利用対象が類似している子育て支援施設に含めて次ページで比較します。

図 3-39 区ごとの保有施設面積・児童生徒1人あたり面積（学校教育系施設）



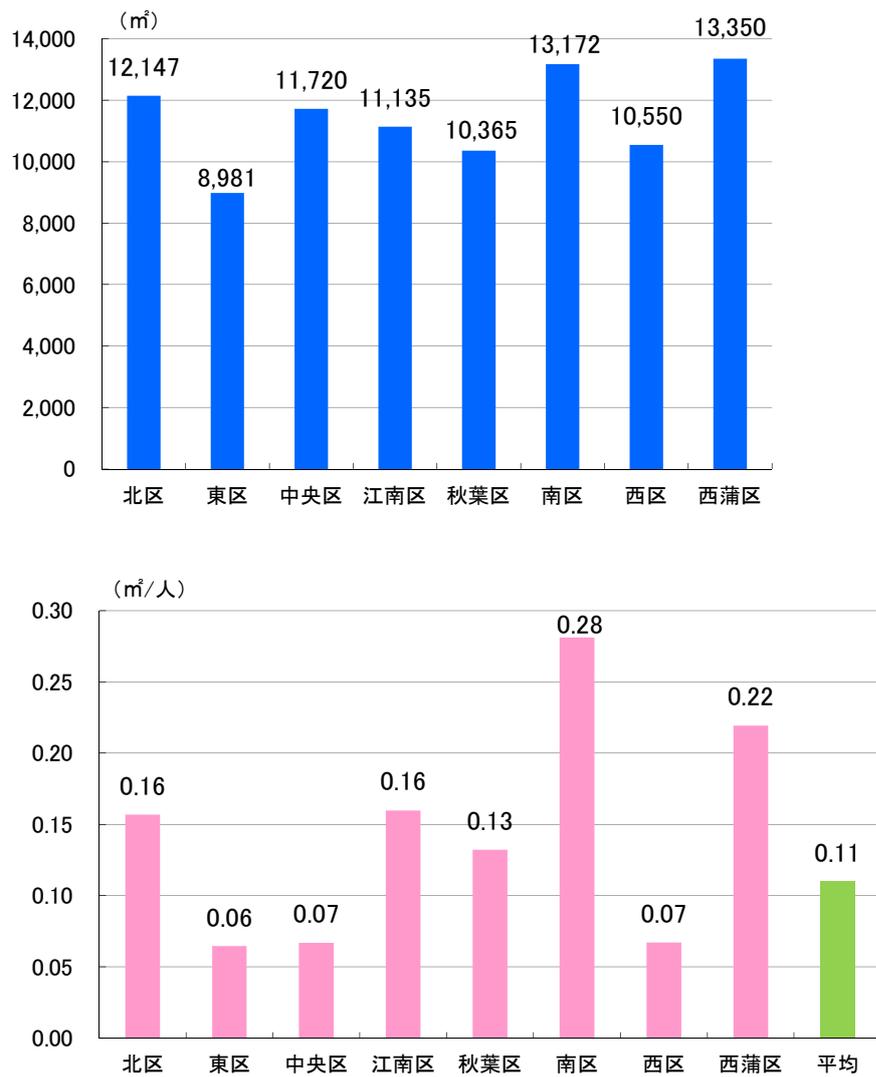
⑤ 子育て支援施設

- ・保有施設面積は、西蒲区、南区が大きくなっています。
- ・人口1人あたり面積は、南区、西蒲区が高い水準となっています。

対象施設

保育園、子育て支援センター、ひまわりクラブ、児童館、児童センター、こども創作活動館、幼稚園

図 3-40 区ごとの保有施設面積・人口1人あたり面積（子育て支援施設）



⑥ 庁舎系施設

- ・保有施設面積は、大型スーパーマーケット撤退後の建物を利用し、地階部分を民間に貸出を行っている東区が突出して大きくなっています。中央区は全市域を圏域とする庁舎は多く保有されているものの、地域・地区を圏域とする庁舎の保有量は最も少なくなっています。
- ・職員1人あたりの面積は、東区、西蒲区、秋葉区が高い水準となっています。

対象施設

区役所、出張所、連絡所

図 3-41 区ごとの保有施設面積・職員1人あたり面積（庁舎系施設）

